

平成27年第3回

# 甲佐町議会 9月定例会会議録

平成27年9月11日～平成27年9月15日

熊本県甲佐町議会

## 平成27年第3回甲佐町議会（定例会）目次

### ○9月11日（第1号）

応招議員	1
不応招議員	1
出席議員	1
欠席議員	1
本会議に職務のために出席した者の職氏名	1
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	1
開会・開議	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	3
日程第3 町長の所信表明	4
日程第4 議長の諸般の報告について	11
日程第5 町長の提案理由の説明について	11
日程第6 監査委員の報告について	14
日程第7 一般質問	16
2番 佐野安春議員	16
4番 宮本修治議員	32
6番 西坂和洋議員	42
散会	51

### ○9月14日（第2号）

応招議員	52
不応招議員	52
出席議員	52
欠席議員	52
本会議に職務のために出席した者の職氏名	52
地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名	52
開議	54
日程第1 同意第5号 甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を 求めることについて	54
日程第2 認定第1号 平成26年度甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定について	55
追加日程第1 発言取り消しの申出	82
追加日程第2 西坂和洋議員に対する懲罰動議（懲罰特別委員会の設置）	84
追加日程第3 西坂和洋議員に対する懲罰について	87
日程第3 認定第2号 平成26年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の	

		認定について……………	88
日程第4	認定第3号	平成26年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定 について……………	92
日程第5	認定第4号	平成26年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 の認定について……………	96
日程第6	認定第5号	平成26年度甲佐町水道事業会計決算の認定について……………	98
日程第7	承認第4号	専決処分の報告及び承認について……………	104
日程第8	報告第2号	甲佐町土地開発公社の清算報告について……………	108
日程第9	報告第3号	財政健全化判断比率等の報告について……………	110
日程第10	議案第29号	甲佐町保健委員会設置条例の廃止について……………	111
日程第11	議案第30号	甲佐町個人情報保護条例の一部改正について……………	113
日程第12	議案第31号	甲佐町指定金融機関の指定について……………	116
		散会……………	117

#### ○9月15日（第3号）

		応招議員……………	118
		出席議員……………	118
		欠席議員……………	118
		出席停止議員……………	118
		本会議に職務のために出席した者の職氏名……………	118
		地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名……………	118
		開議……………	120
日程第1	議案第32号	平成27年度甲佐町一般会計補正予算（第3号）……………	120
日程第2	議案第33号	平成27年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算 （第1号）……………	135
日程第3	議案第34号	平成27年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）……………	137
日程第4	発議第4号	甲佐町議会会議規則の一部改正について……………	139
日程第5		研修報告について（議会運営委員会）……………	140
日程第6		議員派遣について……………	141
日程第7		総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について……………	141
日程第8		産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について……………	141
日程第9		議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について……………	141
		閉会……………	142

9月11日（金曜日）

平成27年第3回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第1号)

1. 招集年月日 平成27年9月11日  
1. 招集の場所 甲佐町議会議場  
1. 開会 9月11日 午前10時00分 議長宣告  
1. 散会 9月11日 午後3時54分 議長宣告

1. 応招議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 西坂 和洋
7番 宮川 安明	8番 緒方 哲哉	9番 本郷 昭宣
10番 渡邊 俊一	11番 本田 新	12番 中村 幸男

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 西坂 和洋
7番 宮川 安明	8番 緒方 哲哉	9番 本郷 昭宣
10番 渡邊 俊一	11番 本田 新	12番 中村 幸男

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 岡本 幹春 議会事務局事務長 山本 洋子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名 克美	副町長 師富 省三
会計管理者 田上 洋子	総務課長 内山 洋
企画課長 西坂 直	くらし安全推進室長 清水 明
税務課長 北畑 公孝	住民生活課長 福島 明広
総合保健福祉センター所長 井上 美穂	町民センター所長 吉岡 英二
産業振興課長 鳴瀬 美善	建設課長 志戸岡 弘
環境衛生課長 橋本 良一	会計課長 田上 洋子

福祉課介護保険係長	柴 田 郁 子	福祉課社会福祉係長	渡 邊 友 美
福祉課子ども・障がい福祉係長	美濃田 知 也	教 育 長	蔵 田 勇 治
学 校 教 育 課 長	古 閑 敦	社 会 教 育 課 長	上 田 悟
農業委員会事務局長	鳴 瀬 美 善	選挙管理委員会書記長	内 山 洋
代 表 監 査 委 員	本 田 進		

1. 会議録署名議員の指名について

議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

6 番 西 坂 和 洋                      7 番 宮 川 安 明

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程題3 町長の所信表明

日程第4 議長の諸般の報告について

日程第5 町長の提案理由の説明について

日程題6 監査委員の報告について

日程第7 一般質問

## 1. 議事の経過

開議 午前10時00分

---

**○議長（緒方哲哉君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しますので、これより平成27年第3回甲佐町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりでありますので、朗読を省略いたします。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名について

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、6番、西坂和洋議員、7番、宮川安明議員を指名いたします。

### 日程第2 会期の決定について

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本件は、議会運営委員会に付託してありますので、委員長の報告を求めます。

7番、宮川議会運営委員長。

**○議会運営委員長（宮川安明君）** おはようございます。それでは御報告いたします。

さきの定例会において付託を受けておりました平成27年第3回定例会の会期及び日程について、議会運営委員会より御報告をいたします。

去る9月1日に議会運営委員会を開催し、執行部から町長、副町長、それに総務課長、総務係長、財政係長の出席を求め、正副議長を交え、執行部からの提案案件及び一般質問、その他の案件を勘案し、お手元に配付のとおり、会期を本日9月11日から15日までの5日間と決定をいたしました。

本日は、会期の決定、町長の所信表明、議長の諸般の報告、町長の提案理由の説明、監査委員の報告並びに一般質問、12、13日は議案調査のため休会、14日は人事案件、平成26年度一般会計、各特別会計歳入歳出決算の認定及び水道事業会計決算の認定、専決処分、報告条例及び指定金融機関の指定について、15日は平成27年度一般会計、各特別会計の補正予算その他議会提出案件についての審議を行います。以上のとおり議会運営委員会では決定いたしましたので、賢明なる議員各位におかれましては、よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いを申し上げ、報告といたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 会期の日程については、ただいまの宮川委員長の報告のとおり決定いたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、ただいまの宮川委員長の報告のとおり、9月11日から15日までの5日間と決定をいたしました。

同意第5号、甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについて、認定第1号から認定第5号までの平成26年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算の認定について、承認第4号、専決処分の報告及び承認について、報告第2号、甲佐町土地開発公社の清算報告について、報告第3号、財政健全化判断比率等の報告について、議案第29号、甲佐町保健委員会設置条例の廃止について、議案第30号、甲佐町個人情報保護条例の一部改正について、議案第31号、甲佐町指定金融機関の指定について、議案第32号から議案第34号までの平成27年度甲佐町一般会計及び特別会計補正予算について、その他議会提出案件を一括上程いたします。

### 日程第3 町長の所信表明

○議長（緒方哲哉君） 日程第3、町長の所信表明についてを議題といたします。

町長から所信表明の申し出がっております。これを許します。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 皆様、おはようございます。

本日平成27年第3回甲佐町議会定例会の開会にあたり、所信を述べさせていただく機会をいただき、議長並びに議員各位には心からお礼を申し上げますとともに、日ごろからの御活躍に対して心からの敬意を表するものであります。

すでにご承知のとおり、私は、去る8月4日告示の甲佐町町長選挙におきまして無投票による3期目当選の栄誉をいただきました。本議会を通じて議員の皆様、そして町民の皆様に対して改めて深くお礼と感謝を申し上げます。

再度4年間、町政を担うという責任の重さを痛感し、身の引き締まる思いでいっぱいですが、町民の皆様から寄せられた期待に応えるべく、引き続き強い信念と情熱を持って、政策目標に掲げた諸施策の実現に全力を尽くす所存でございます。

さて、この8年間を振り返ってみますと、1期目の町政におきましては、いろいろな会議や集まりに出席をして町民の皆様の見解を聞くことから始め、町政の信頼回復と甲佐町再生をキーワードに50項目の政策目標に取り組ませていただきました。

2期目におきましては、元気な甲佐町・信頼回復から飛躍へといったことをテーマに33項目の目標をお示ししながら、どちらかといいますと、まずは内政を治めることを念頭に8年間町政運営に努めてきたような気がしております。

そして、いよいよこれからは、これまで以上に目を外に向け頑張っていかなければならないときと考えております。

国におきましては地方創生が唱えられて、本年は地方創生元年とも言われております。この地方創生といった言葉は、日本創成会議が、西暦2040年には人口が半減して、全国で896自治体、県内におきましては45市町村のうちの26自治体が社会保障や学校、あるいは公共交通が維持できない、いわゆる消滅可能性都市になってしまうという警鐘が鳴らされ

たところから始まり、そういった状況にならないためには、今から地方を復活させるべく、国や地方の自治体、そして民間のさまざまな機関が連携をしながら地方を活性化させていくといったことだろうというふうに思っております。

本町におきましても、2040年には、若年女性、20代、30代女性の減少率は50.8%と言われ、消滅可能性都市の部類に入ってしまうわけでありますけれども、地方創生といった国の考え方に準じて、これからさまざまな施策を講じていく必要があります。

説によりますと、人口減少をとめるには、これから先の10年間で、一つには現在の合計特殊出生率を1.41から1.8まで引き上げること。それから、二つ目には30代後半の夫婦の合計年収を500万円まで引き上げる、そういったことを実現することというふうに言われております。

そういった事柄をこの甲佐町で達成するには、一つには、若者がこの地で定住できる雇用の場をいかにして創出、あるいは確保していくのか。二つ目には、子供を産み育てられる環境をどう整えていくのか。そこには、結婚・出産・子育てへの切れ目ない支援が必要でありますけれども、財政的な問題も抱えながら、どう地域の特色を生かした支援を考えていくのか、さらなる研究と実行が求められているところだというふうに思います。

そういった中で、これまでも定住促進と子育て支援を基本的な2本の柱として施策を講じてまいりましたが、本町では合計特殊出生率がこの10年間で1.39が1.71まで伸びて、その伸び率は全国でもベスト8、県内では第1位といったことから、全産業従事者に共通いたしますこの二つの施策は有効的な手段の一つだというふうに考えております。

また、今年度中に策定いたします地方版総合戦略のほか、今回も町の第6次総合計画をさらに具体化させた施策として、再生から創生へ・次世代へ残す輝く郷づくりをキーワードに40項目の政策目標を掲げたところです。これらの目標には、議員各位からご提言をいただいたり、役場職員からの政策提案なども数多く含まれております。今後はそれらの目標の実現に向けてなお一層努力していきたいと思っております。

加えまして、地方創生に向けた諸施策を初め、教育制度改正に伴い、教育長や教育委員会と考え方を共有しながら、次世代を担う郷土愛豊かな子供たちを育成するための施策にも大いに力を注いでまいります。

それでは、政策目標の中身について若干触れさせていただきます。今回も基本的には甲佐町第6次総合計画の中で掲げられた、①活力にあふれ、にぎわうまち、②自然環境と共生し、安心安全に暮らせるまち、③人を育み、交流するまち、④みんなで協働して支えるまち、以上の4本の柱のまちづくり方針を基本として各種施策を展開してまいります。

まず、第一に、活力にあふれ、にぎわうまちづくりについてであります。一つ目は、道路整備を促進していくことは、言うまでもなく、町の活性化を図る上で大変重要だと考えております。現在、国道1路線、県道8路線並びに町道153路線を抱えております。

まずは国県道整備についてであります。従来から懸案となっておりました田口橋改修につきましても、本年度実施設計に着手されたことから確実な事業推進に努めるほか、城南スマートインターチェンジや県道小川嘉島線との関連も深い県道今吉野甲佐線の整備促

進は、乙女台地開発に向けて期待度も大きく、早期のルート決定と早期着工に向け努力してまいります。その他の国県道のミッシングリンクの解消に向けても、道路整備促進期成会、あるいは町独自の要望活動を引き続き強化してまいります。

町道につきましては、国の公共事業費削減等に伴いまして、交付金、特に配分率等が厳しい状況下にありますけれども、町の振興には道路整備は欠かせません。町といたしましては、国の交付金制度を活用して、できる限り町の財政上有利な形で、道路整備5カ年計画に基づき計画的整備を引き続き実施してまいります。

二つ目には、地方創生まち・ひと・しごとの考え方からも人口増対策、あるいは雇用拡大として有効的な手段は、言うまでもなく企業誘致であります。本町には、企業誘致の受け皿、いわゆる工業団地がなく、地域間競争ではどうしてもおくれをとってしまう地域性にあります。

そういったことの解消に向けまして、現在所有しております町有地を含めて、受け皿づくりの開発を検討してまいります。

三つ目には空き家対策の件でございます。今回、法律が改正をされて、老朽危険家屋の解消に向けた取り組みが求められております。法律に基づいた町の対応とあわせて、活用できる家屋については定住促進に向けた利活用のさらなる研究を進めてまいります。

四つ目には、言うまでもなく本町の基幹産業は農業でございます。要望されている用排水路並びに農道などの生産基盤の整備につきましては、上益城郡の3町、甲佐町、御船町、益城町、以上3町の連携により第3期中山間地域総合整備事業の採択に向けて努力をして、採択後は、計画される全箇所の事業完成に全力を尽くすとともに、他の県営事業や国庫補助事業など有利な新規事業の情報収集並びに事業採択に努力してまいります。

五つ目は、農業振興に向けた支援でございます。現在まで本町におきましては六つの農事組合法人が設立をされております。各法人の経営の安定化を目指して、向こう3年間、1団体につき20万円の助成を行うほか、新たな支援も模索していきたいと考えております。また、特色ある農業の推進に向けて適地適作の調査検討も実施したいと考えております。また、有害鳥獣駆除につきましては、今後のあり方に不安材料も多く、後継者育成と支援について真剣な取り組みが必要だというふうと考えております。

六つ目は町の観光振興についてであります。本町の観光拠点であります、やな場については、これまで営業期間を年を追うごとに少しずつ伸ばしてきた経緯もあります。県内外ともに認めるロケーションは素晴らしいものがあると考えておりますし、あらゆる視点から捉えて、これまで以上に集客力を強化すべく、検討、営業戦略を重ねてまいります。また、新たな観光資源の開発（発掘）にも努め、同時に観光スポットにおきましてはw i f i通信環境を整備したいと考えております。

七つ目には、現在、国土交通省の甲佐町かわまちづくり支援事業によりまして、緑川の河川空間整備に向けて協議会の中で話し合い活動が実施をされています。国と町との連携によって今任期中の事業完成を目指し、町の顔となるべく総合運動公園の整備を実施します。完成後は、多くのイベント等にも活用して、交流人口増から、ひいては定住人口の増

につながるよう工夫を凝らしていきたいと考えています。

八つ目には、商店街の活性化に向けた施策であります。特産品開発事業で誕生いたしました、こうさんもんブランドの販売促進を継続し、商店街の活性化を図ります。また地域の消費喚起、生活支援のための地方創生交付金を活用したプレミアム商品券は既に発行したところでありますけれども、もう着手をして、これまでに完売となったところであります。

九つ目には、若手起業家や若者のまちづくり活動に対して町の支援の検討をしていくこととあります。現在、町内の若い世代を中心に町の活性化に向けてアイデアを出し合ったり、新たな活動を行っていききたいとする動きがございます。その企画の立案や積極的な取り組みに対して支援していくことで、若者ならではの独自性のあるまちづくりが期待できるという考えから、本町の産業の担い手となる後継者確保や、新たな雇用創出を図るため、新規に起業される方に対しての町の支援を検討したいと思っております。

2番目のまちづくりでありますけれども、自然環境と共生し、安心安全に暮らせるまちづくりについて、今回は10項目の目標を掲げさせていただきました。

まず、一つ目でありますけれども、災害時を想定した乙女地区の水源は、第4水源さく井工事完了に伴い確保ができました。今後はこの水源を生かした新たな水道のライフラインの整備を年次計画を立てた上で順次整備を図ってまいります。また、小鹿地区を中心とした宮内地区の水道問題の根本的な解決を図ります。

二つ目には内水対策、特に市街地の越水対策については、引き続き関係機関に要望活動を行いながら、また対策強化を図ってまいります。

三つ目には、現在の消防団組織の再編により機動力の強化を図ってまいります。

四つ目には、自主防災組織の組織率100%を目指します。また、災害時の避難誘導のマニュアル化も進めたいと考えております。

五つ目には、老朽化した公営住宅については、これまで耐震等を考慮して、年次計画の中で新築、建て替え、修繕等の措置を講じてまいりましたが、上揚住宅につきましては新たに計画的に整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

六つ目には、町有施設の再エネルギー化についてであります。本町におきましては個人住宅の太陽光発電設置の普及に向けて町としても支援をしてまいりましたが、公共施設につきましては、その点不十分なところもまだまだ多く、また、それらは避難所の指定施設も多いことから、電源喪失時の対応も考えて、太陽光発電等の整備を強化してまいります。

七つ目には、小型合併処理浄化槽の普及の件であります。4年前からさらに目標を上げまして、10年後の普及率75%を目標としたいというふうに考えています。

八つ目には、定住促進に向けた各種助成制度の拡充を今後検討してまいります。

九つ目には、議員各位より要望の高かった防犯灯の設置についてでありますけれども、これまで議会定例会の中でも申し上げておりましたとおり、そのニーズにお応えができるように、計画的な整備によって早期実現を目指します。

10番目には、ICTによる防災・安全体制の情報連携システムの構築を図ってまいります。

第3に、健康と人を育むまちづくりに関しましては、同じく10項目の目標を掲げさせていただきました。

まず、一つ目ですけれども、新教育制度が本年4月から始まりました。新制度開始を受けて、現在総合教育会議を開催しているところであります。この会議において教育大綱を策定するわけでありまして、策定に当たりましては教育長を初め、教育委員会との十分なる協議検討を行い、最終的な取りまとめを行ってまいります。また、教育上のさまざまな問題の解決に向けましては、町長と教育委員会との意思の疎通が非常に大事と考えておまして、定期的な報告を受けながら連携強化を図ってまいります。

二つ目には、医療費削減に向けた予防医療の重要性に鑑み、健診率の向上に取り組んでまいります。また、保健、福祉活動の拠点であります総合保健福祉センターの改修も視野に入れまして、より利活用を図るための施策を講じたいと考えております。加えまして、町民の健康増進につながる表彰など、新たな試みも具体化したいと考えております。

三つ目には、買い物難民対策であります。今日の高齢化社会、あるいは核家族化の進展により、ひとり暮らしや高齢者世帯におかれましては、地域によっては目的地までの交通手段が容易でなく、生活用品や食材等の購入にも不便性を感じる家庭も少なくないと思われれます。そういった場合を想定して、商工会、あるいは社会福祉協議会など関係機関との連携の上、配食サービスや買い物支援等ができないか、先進地等に倣い、本町における対策を講じたいと思います。

四つ目は、これまで実施をしてまいりました子育て支援の各種施策についてであります。子供医療費助成、保育料の軽減、幼稚園就園助成などに代表される子育て支援策につきましては、今期4年の中でも継続して実施してまいります。

五つ目には、地域福祉の充実並びに高齢者の生きがい対策の推進でございます。町社協、それから地区社協と連携をさらに深めながら、地域独自の福祉政策の推進を図りたいと考えております。また、生きがい対策として、活動の拠点でありますシルバー人材センターの会員増強と受注機会の拡充にも努めてまいります。

六つ目には学童保育の件でございます。要望の多い地域につきましては、対象地域を拡充しながら、補助制度を活用し対応したいというふうに考えております。

七つ目には、甲佐高校の特色ある学校づくりに対する町の支援についてであります。この件については、過去8年間どういった町の支援ができるか検討を重ねてきたところでありますけれども、まだ最終的な結論を得ておりません。年々減少する生徒数を考えたときに、甲佐高校の存続に危機感を覚えていることも事実であります。あらゆる角度からこの問題に取り組み、町として実効性のある施策を講じてまいります。

八つ目には、本町児童生徒の不登校が生じないように、学校関係者はもちろんのこと、関係機関とも連携を深めながら対策を講じてまいります。また、学力向上に向けた取り組みも強化したいと考えており、現在策定中の教育大綱にも是非盛り込みたいと思います。

九つ目には、前の項目とも関連をいたしますけれども、御指摘が多かった英語力の強化とあわせて、以前から推進したいと考えておりました道徳教育、あるいは郷土愛の育成に

も力を入れてまいります。

10番目には、龍野小学校の増改築工事の件でございます。本件につきましては、基本設計を終え、本年度は実施設計を発注しております。今後、工事着工から完成に向けまして、的確な年次計画のもと整備を図ってまいります。

最後に、第4のみんなで協働して支えるまちづくりについてでございます。

協働による各種の施策の推進に当たりましては、住民との協働、高度情報化、行財政運営、広域連携などの視点から考える必要があると思っております。

そういった中で、過去3年間継続して行ってまいりました地域おこし協力隊制度については、一定の成果があらわれ、特に宮内地区におきましてはNPO法人も設立されて、今後の運営に大いに期待がかかるところであります。今後についても本制度の継続実施により、さらに地域の発展に結びつけていきたいと思っております。また、役場職員の地区別担当者制度の考え方から始まった、こうさんもん元気活動推進事業を推進して、地域と行政が一緒になって、それぞれの地域に活力を呼び込む契機となることを期待しているところであり、同時に職員の企画力等の資質向上にもつなげたいと考えております。

二つ目に、町内外の施設利用者の利便性の向上を図るため、町有施設、あるいはイベント参加申し込み等にインターネットのオンライン化による申請ができるよう改善を図ってまいります。

三つ目に総体的な話になりますが、現在、地方版総合戦略策定に向けて担当課のほうで対応をしております。本戦略策定後は、この計画に基づき数々の施策を講じることといたしております。

四つ目に役場職員の人事評価の件であります。地方公務員法の改正により、人事評価制度が来年度から施行されることとなりました。この件につきましては難しい面もございますけれども、全国的にも人事評価制度への取り組みが期待されているところでありまして、本町におきましても実施に向けて検討してまいります。

五つ目には、環境衛生施設等一部事務組合のさらなる広域化を目指していくということでもあります。老朽化したごみ、し尿処理施設の建設並びに今後の環境行政の運営を考えたときに、さらなる組織の広域化は避けて通れるものではないと考えております。今年度からは、新たに上益城郡内5町と阿蘇郡西原村との6町村による熊本中央一般廃棄物処理施設整備促進協議会が設立をされて、今後は平成37年度の施設稼働に向けて数多くの協議が行われることとなります。本町といたしても、今後策定される一般廃棄物広域処理基本計画を十分精査しながら、広域化を確固たるものにしたいと考えております。

六つ目には指定金融機関の導入についてであります。これまでは、指定金融機関の必要性を十分感じてはおりませんでしたものの実施には至っておりませず、本件のプロジェクト等の報告を受けた上で、平成28年4月1日から本制度の導入に取り組むこととしたところであります。

七つ目には、第3次行財政改革についてであります。第2次行財政改革に引き続き、行政運営のコスト削減と安定した財政運営を目指して、その大綱策定と推進をこれまで同様

図ってまいります。

八つ目にはふるさと納税についてであります。国のほうでは本制度を活用した過度のお返し商品については自嘲してほしい旨の話もございますけれども、全国的にも本制度を自主財源の確保として力を入れておられる先進地も多くあり、本町におきましても、これに倣い研究を進めたいと考えます。

九つ目には、各地区の郷土芸能の保存・伝承についてであります。本町におきましてはそれぞれの地域で継承されております郷土芸能があり、それが地域のつながりや歴史や地域力としてあらわれてくるものだと理解しております。しかしながら、今日若者の流出や高齢化等により保存や伝承の危機に直面しております。町としても未来を担う子供たちにその重要性を理解してもらい、さまざまな伝承活動を通じて自分が暮らす地域に対して愛着を持ってもらい、ひいては郷土愛につなげればという願いがあります。そういったことから、郷土芸能の保全・伝承にも力を注ぎたいと考えます。

10番目には、宮内社会教育センターについてでございますが、現在施設の管理については、NPO法人自然楽舎みやうちに委託をしているところでありますけれども、今後宮内地区の活性化に向けたさまざまな取り組みが期待される中で、小学校校舎の一部改修を計画しております。今年度改修工事に着手して、さらなる地域の活力づくりに町としても支援したいと考えているところです。

11番目におきましては、町有地や遊休資産の有効活用を上げさせていただきました。これまでも持論として申し上げておりますように、土地の再生や有効利用によって、これは行財政改革にも大きく影響する分野とも思いますし、住宅用地や企業誘致の受入先として考えられる場所については大いに検討する価値があると考え、その活用策には手を打っていきたいと考えております。

以上、長くなりましたけれども、今後の40項目の政策目標を含めて施政方針を述べさせていただきました。今後、地方創生の考え方から地域間競争はますます進み、その中でも求められます甲佐町らしさを追求しながら、甲佐町に生まれてよかった、住んでよかったと語り合えるまちづくりに職員ともども全力で努めてまいります。

議員各位におかれましては引き続きの御指導と御協力をお願い申し上げて、3期目就任に当たっての所信表明とさせていただきます。ありがとうございました。どうぞよろしく申し上げます。

**○議長（緒方哲哉君）** 以上で、町長の所信表明を終わります。

しばらく休憩します。10分ほど休憩します。45分から始めます。

---

休憩 午前10時35分

再開 午前10時44分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### 日程第4 議長の諸般の報告について

○議長（緒方哲哉君） 日程第4、議長の諸般の報告を行います。

議長の諸般の報告につきましては、議席に配付のとおりですので、説明を省略いたします。

以上で議長の諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第5 町長の提案理由の説明について

○議長（緒方哲哉君） 日程第5、町長の提案理由の説明を求めます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、平成27年第3回甲佐町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変御多忙の中、御参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、早速でありますけれども、今期定例会に提出いたしております各議案について、提案理由の説明を申し上げます。

今期定例会に提案をいたしております案件は、人事案件1件、平成26年度甲佐町一般会計及び特別会計並びに水道事業会計決算の認定についての案件5件、承認案件1件、報告案件2件、条例の廃止案件1件、条例の一部改正案件1件、指定金融機関の指定案件1件、平成27年度甲佐町一般会計及び特別会計補正予算案件3件の合計15件であります。

以下、各議案について、順次ご説明を申し上げます。

まず、同意第5号、甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについてご説明申し上げます。

本件は、現委員の山本勝一氏が平成27年9月30日で任期満了となるため、新たに後任者として平野啓治氏を任命したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

認定第1号から認定第5号までの各議案は、平成26年度甲佐町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計の歳入歳出決算の認定であります。この決算の認定は、地方自治法第233条第1項の規定により、会計管理者から各決算書の提出があり、同条第2項の規定により監査委員の審査に付しましたところ、別紙のとおり意見書の提出がありましたので、同条第3項の規定により、議会の認定を求めるものであります。

各会計の決算の状況をご説明申し上げます。

まず、認定第1号、平成26年度甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入歳出差引額3億5,724万7,348円であります。翌年度へ繰り越すべき財源が4,537万円であり、実質収支額は3億1,187万7,348円であります。このうち1億6,000万円を財政調整基金に積み立てることといたしております。

次に、認定第2号、平成26年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入歳出差引額及び実質収支額とも1億739万3,904円であります。このうち1,100万円を財政調整基金に積み立てることといたしております。

次に、認定第3号、平成26年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに6,352万7,526円であります。

次に、認定第4号、平成26年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、歳入歳出差引額及び実質収支額ともに210万1,900円であります。

次に、認定第5号、平成26年度甲佐町水道事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。

この決算の認定につきましては、地方公営企業法第30条第1項の規定により決算書を調整しましたので、同条第2項の規定により、監査委員の審査に付しましたところ、別紙のとおり意見書の提出がありましたので、同条第4項の規定により、議会の認定を求めるところでございます。

水道事業会計におきましては、収益的収入及び支出で、収入支出差引額が2,853万6,343円であります。資本的収入及び支出では、収入額が支出額に不足する額が4,203万1,071円となり、この不足額は、当年度分消費税資本的収支調整額1,270万4,499円、過年度分損益勘定留保資金2,932万6,572円で補填しております。

なお、当年度純利益が1,576万8,053円であり、前年度繰越利益剰余金8,038万5,589円と合わせて、当年度未処分利益剰余金が9,615万3,642円となっております。

次に、承認第4号、専決処分の報告及び承認についてご説明いたします。

この専決処分は、平成27年度甲佐町一般会計補正予算（第2号）であります。この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,165万円を増額し、歳入歳出予算の総額を61億7,012万8,000円といたしております。今回の補正は、6月11日の大雨による災害復旧費と町税過年度還付金を増額しております。

まず、歳出では、総務費に法人町民税の確定申告による還付金400万円を、災害復旧費では、農林水産施設災害復旧費に農道3カ所、林道1カ所の工事請負費など1,380万円、公共土木施設災害復旧費に町道7カ所、河川10カ所の工事請負費など3,385万円を増額しております。なお、これらに対する財源は、負担金、国県支出金、繰入金及び町債に求めております。

次に、報告第2号、甲佐町土地開発公社の清算報告についてご説明いたします。

本件は、甲佐町土地開発公社の解散に伴い、同公社の清算報告を行うものであります。

次に、報告第3号、財政健全化判断比率等の報告についてご説明申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率並びに資金不足比率を算定し、監査委員の意見を付して議会に御報告するものであります。健全化判断比率及び資金不足比率はいずれも基準以内であります。

次に、議案第29号、甲佐町保健委員会設置条例の廃止についてご説明申し上げます。

本条例で規定しております設置目的及び任務については既に終了しており、そのほかの規定については、法律等に基づき、または他の委員会及び協議会で審議されている内容であるため、本条例を廃止し、あわせて甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用

弁償に関する条例のうち当該保健委員に係る規定を削除する一部改正をお願いするものがあります。

次に、議案第30号、甲佐町個人情報保護条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の制定に伴い、本条例の改正が必要となったため、一部改正をお願いするものであります。

次に、議案第31号、甲佐町指定金融機関の指定についてご説明申し上げます。

本件は、地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定により、指定金融機関の指定につき御議決をお願いするものであります。

次に、議案第32号、平成27年度甲佐町一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,474万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億4,487万6,000円といたしております。

補正の主な内容について、まずは歳出からご説明申し上げます。

総務費では、総務管理費で文書情報費に番号制度に係るL G W A Nネットワークサポート委託料1,217万6,000円、財産管理費に修繕料137万3,000円、諸費に事業確定に伴う精算金として国県返還分などに1,314万2,000円、総合電算費に電算システム改修委託料150万円、徴税費の税務総務費に軽自動車税課税システム改修業務委託料145万6,000円などを追加しております。

民生費では、社会福祉費で、社会福祉総務費に介護保険特別会計繰出金75万7,000円、国民年金費に年金受給者システム改修委託料36万8,000円などを追加しております。

衛生費では、保健衛生費で、総合保健福祉センター費に総合保健福祉センター改修工事275万1,000円などを追加し、清掃費でじんかい処理費のリサイクル推進員謝礼をリサイクル推進事業行政交付金に組み替えを行っております。

農林水産業費では、農業費で総合農政対策費に農機具導入事業補助金391万円、農地費に重機借上料130万円、林業費で林業振興費、たけのこ・竹材生産支援事業補助金63万9,000円などを追加しております。

土木費では、道路橋梁費の道路新設改良費に測量設計委託料1,463万円、用地買収費233万円などを追加し、町道改良舗装工事から1,702万円を減額しております。

消防費では、消防施設費の財源内訳変更を行っております。

教育費では、中学校費で中学校管理費の修繕料158万8,000円、学校建設費の蓄電池設置工事に300万円を追加しております。

災害復旧費では、用地買収費に70万円を計上しております。

また、予備費に1,000万円を追加しております。

そのほか、人事異動に伴います人件費の調整を行っております。

次に歳入でございすけれども、歳入では、地方特例交付金に337万8,000円、地方交付税に1億3,791万2,000円を追加し、国庫補助金で放課後児童クラブ施設整備費補助金を県補助金から組み替えを行い、消防防災施設等整備費補助金1,077万2,000円を減額し、個人番

号カード交付事務費補助金35万7,000円、国民年金事務費交付金36万7,000円を追加しております。

県補助金で、農林水産業費補助金にくまもと土地利用型農業競争力強化支援事業費補助金391万円などを追加し、教育費補助金の組み替えを行っております。

また、財政調整基金繰入金で2億1,944万円を減額しております。

特別会計繰入金では、介護保険特別会計繰入金に1,671万8,000円、国民健康保険特別会計繰入金に124万4,000円を、繰越金に1億187万7,000円を計上しております。

町債では、総務債で臨時財政対策債2,764万1,000円、消防債で過疎対策事業債1,090万円を追加しております。

次に、議案第33号、平成27年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

この補正予算は、既定の歳入歳出に歳入歳出それぞれ8,621万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億4,037万9,000円といたしております。歳入では、療養給付費等交付金361万5,000円、前期高齢者交付金576万2,000円、繰越金7,639万3,000円などを追加しております。歳出では、一般会計繰出金に124万4,000円を追加し、保険給付費の療養給付費及び高額療養費の財源内訳変更を行っております。後期高齢者支援費等で後期高齢者支援金750万円、介護納付金で1,237万円などを減額し、償還金に2,362万5,000円を、予備費に8,087万円などを追加しております。

次に、議案第34号、平成27年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

この補正予算は、既定の歳入歳出に歳入歳出それぞれ6,833万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億5,905万1,000円といたしております。

歳入では、支払基金交付金250万6,000円、県負担金141万2,000円、繰越金6,352万6,000円などを追加しております。

歳出では、基金積立金に2,000万円を、諸支出金で償還金に403万5,000円、一般会計繰出金に1,672万円を、予備費に2,663万8,000円などを追加しております。

以上、ご提案をいたしました各議案について提案理由のご説明を申し上げましたが、ご審議の節は各担当課長に説明いたさせますので、適切にご議決をいただきますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

**○議長（緒方哲哉君）** 以上で町長の提案理由の説明を終わります。

## 日程第6 監査委員の報告について

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第6、監査委員の報告についてを議題といたします。

本田代表監査委員より、決算審査意見書の報告を求めます。

本田代表監査委員。

**○代表監査委員（本田 進君）** おはようございます。代表監査委員の本田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

町長から地方自治法第233条第2項及び同法第241条第5項の規定により、平成26年度各会計の歳入歳出決算等並びに各基金の運用状況について審査に付されましたので、各会計の決算について、中村監査委員とともに審査を実施し、その審査結果について町長へ報告を行ったところでございます。

審査の期間は平成27年7月24日から8月12日まで、実質延べ6日間、実施しております。

審査の結果といたしましては、審査に付されました一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の提出は誤りのないものと認められました。

審査内容の詳細につきましては皆様に配付しております決算審査意見書のとおりでございますが、最後に意見書のむすびについて朗読をし、報告とさせていただきます。

21ページをお開き願います。

第9、むすび。

平成26年度一般会計、特別会計及び水道事業会計の歳入歳出決算及び実質収支に関する調書、財産に関する調書の審査の結果、各会計決算関係については、法令に準拠して適正に会計経理が処理されていることを認めた。

地方を中心に人口減少が深刻する中で、現状の全国平均の出生率1.41をいかに高く維持するかが課題となっている。総務省調査では甲佐町の出生率は5年前の1.39から1.71となり、123%の大幅な伸びとなっている。これは全国1,815市区町村の伸び率ランキングで8位、県内45市町村では断トツの1位である。このことは長年にわたり町が取り組んできた定住促進対策や子育て支援等の事業が功を奏したものと高く評価できる。

下表は財政構造指標の推移である。

経常収支比率は86.5%から87.6%へとわずかではあるが悪化している。悪化した原因は普通交付税と財政調整基金残高の減少が考えられる。市町村では80%以内が理想とされているので、さらなる行財政改革の徹底を図りたい。

また、財政力指数は1に近いほど財源に余裕があるとされているが、ここ数年0.28%となっているので、自主財源確保に向けた取り組みを行う必要がある。

表は省略します。

次表は、町税等の調定額に対する徴収率の5カ年間の推移である。国民健康保険税、保育料を除く、町税、水道使用料、住宅使用料、介護保険料、給食費の現年分の徴収状況についてはほぼ99%の徴収率を達成しており、関係部署の努力は高く評価できる。しかしながら、滞納繰越分についての徴収率は全体的に低いまま推移しており、今後特段の工夫と努力が必要である。

特に国民健康保険税の滞納額は多額であり、特別会計の運営にも支障を来すことが危惧される。国保アクションプランに沿って健全化に向けた取り組みがなされているが、その成果が出るのはしばらく時間がかかると思われる。短期被保険者証の更新時期における徴収促進に徹底して取り組まれない。

本町の財政状況は、地方交付税の動向と社会保障費等の増加に左右される部分が多く、

行財政運営は厳しいと言わざるを得ない。

このような状況のもと、住民サービスの質を維持し、かつ持続可能な行政運営を図るためには、徹底した行財政改革に取り組み健全財政に努めるとともに、第6次総合計画の着実な実施を初め、国県の補助及び過疎債の活用を図りながら、時代に即した地域と行政との協働のまちづくりに取り組まれることを期待し、あわせて自主財源の確保対策と健全財政の確立にも努めていただきたい。

また、国では地方創生の方針のもと、地方が自ら考え、責任を持って戦略を推進する自治体に対しては、情報支援、人的支援、財政支援を切れ目なく展開することとしている。この機会を好機と捉え、早期の地方版総合戦略の策定と計画的な事業の実施にも努めていただきたい。

以上で、平成26年度決算審査に係る報告を終わります。

**○議長（緒方哲哉君）** 以上で、本田代表監査委員による平成26年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計決算審査意見書の報告が終わりました。

何か質問ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** ないようでございます。

監査委員におかれましては、長期間の監査、大変お疲れさまでございました。議会を代表して、両監査委員へ深い敬意を表しますとともに、心から謝意を申し上げる次第でございます。

しばらく休憩いたします。

---

休憩 午前11時11分

再開 午後1時00分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

## 日程第7 一般質問

**○議長（緒方哲哉君）** 一般質問を行います。

今期定例会の文書による一般質問の通告は3名です。

順次、質問を許します。

なお、議事の進行上、かねてからの申し合わせのとおり、1議員当たりの質問時間をおおむね1時間として議事運営をさせていただきますので、質問者並びに答弁者の的確な対応をお願いいたします。

最初に、2番、佐野安春議員の質問を許します。

2番、佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 一般質問通告書に従って質問を行っていきます。よろしくお願ひします。

まず初め、質問事項の1、安全保障関連法についての町長の見解についてお尋ねをいたします。

安全保障関連法案は、現在国会において審議されているものであり、町議会において町長にその見解を尋ねるのはどうであろうかと感じられる方もいらっしゃるかもしれませんが、万が一この法案が成立したとすれば、将来においてこの甲佐町民の中から海外の戦場に派遣され、戦争に巻き込まれ、殺される状況の中であってはならない戦死ということが現実化する可能性があります。そういうことで捉えれば、甲佐町民とも大いに関係のある重大な内容を持つ法案だと考えます。

二度と戦争をしないと誓った憲法9条のもとで戦後70年の節目を迎え、戦争をしないという歴史にこそ日本国民の誇りがあると思います。現在参議院で審議されている10本の平和安全法制整備法と新法の国際平和支援法は、自衛隊を海外の戦場に派遣してアメリカ軍と一緒に戦争するもので、集団的自衛権は憲法9条のもとではその行使は認められないというこれまでの国会答弁からも憲法違反は明らかではないでしょうか。

また、政府はこの法案の根幹部分について整合的な答弁ができなくなっています。例えば集団的自衛権行使の具体例として、日本人を移送するアメリカ艦船の防護のためと説明していましたが、参議院の質疑の中で、防衛大臣は日本人が乗っていなくても集団的自衛権の行使はあり得ると答弁をしております。

7月14日までに全国の400を超える地方議会において反対や慎重審議などを求める意見書が可決され、各種の世論調査でも反対が多数を占めております。そのほかにも法案に反対の憲法研究者の声明に200人以上、法案に反対する学者の会に7,300人以上、最近では元最高裁長官の山口繁氏が、9月3日共同通信の取材の中で、安全保障関連法案について集団的自衛権の行使を認める立法は憲法違反と言わざるを得ないと述べております。

以上のような状況の中で、この安全保障関連法案についての町長の見解について述べていただきますようお願いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** ただいま、佐野議員のほうから安全保障関連法案に関しまして町長としての見解をただいま尋ねられております。この件に関しまして、私も事前に全国の自治体としての考え方等についても、ちょっとネットを通じて調べたところではありますが、自治体としての考え方の明示というものは余りなかったように思います。ただ、おっしゃられましたとおり、地方議会におきましては慎重論等もありまして、慎重審議を尽くすよう望むと、そういった趣旨の意見書が政府宛てにも提出されているようであります。

一方、一部の国を除きましては、多くの国から日本の積極的平和主義のもとでの貢献に対しましては歓迎、あるいは支持が表明されているような事柄についても目にしたところでもあります。今日、国際環境は変化をもたらしておりまして、領海、あるいは領土問題をめぐりまして、関係諸国において緊張感が高まってきているようにも思いますし、また、アメリカの国際的な抑止力が弱まる中において、いかにして我が国の安全保障を保ってい

くのかと、そういう中で生まれてきた考え方が集団的自衛権の行使であろうと思いますし、また、そのことによって安全と平和を担保していくことであろうというふうな思いを持っております。

ただ、いずれにいたしましても、現在議員おっしゃるとおり、参議院に審議の場を移しまして議論が展開されておりますので、まずは慎重審議を期していただいて、その推移を見守りたいといふような思いを持っているところであります。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番。

**○2番（佐野安春君）** 佐野です。

安全保障関連法案についての町長の見解をいただきまして、私としてはありがたいというふうに考えております。

続きまして、質問項目の第2項、地方創生について質問を行っていきたいと思います。

地方版総合戦略策定のための手引の中でも、地方版総合戦略については議会と執行部が車の両輪となって推進することが重要であることから、各議会においても地方版総合戦略策定段階や、効果検証の段階において十分な審議が行えるようにすることが重要だと述べてあります。私もそのように考えますので、地方創生について質問をいたします。

まず、まち・ひと・しごと創生法に基づく甲佐版総合戦略のこれまでの作成に当たっての進捗状況はどうなっているか。

また、これまで地方創生としての交付金とその使われ方はどうなっているのか。

3番目に総合戦略の計画作成の構成メンバーはどうなっていますか。

この3点について答弁をお願いしたいと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 企画課長。

**○企画課長（西坂直君）** 今3点について御質問いただきました。

まず、第1点目の地方版総合戦略の進捗状況はということでございますが、まず町民のアンケート調査を実施しております。対象者といたしまして、町内在住の15歳から49歳までの男女1,000人と、昨年度に転出をされました15歳から49歳までの男女200人、それに町内の企業など30社を対象にしたアンケート調査を6月に実施しております。

また、国のほうから提供を受けております地域経済分析システムでありますとか、各種の統計資料等を活用しての人口動向の分析などを行い、現在、人口ビジョンの策定作業を実施しているところでございます。今後、この人口ビジョンの策定を受けて、その達成に向けた具体策を示します総合戦略の策定を行い、11月には本町の各種団体の代表者の方々の集まりであります企画審議会に諮問を行い、その後、議会のほうへ報告を行うということとしております。

それと、2点目のこれまで地方創生としての交付金とその使われ方はどうなっているのかということでございますが、これにつきましては、本年の3月議会で補正予算として計上させていただきまして、二つの大きな事業に取り組んでおります。

まず、一つ目は地域消費喚起生活支援型ということで、国からの交付金2,588万1,000円

を活用いたしまして、プレミアム付きの商品券を発行いたしております。

それと、二つ目は地方創生先行型ということで、国からの交付金2,579万9,000円を活用いたしまして、人口ビジョン総合戦略の策定業務、それと企業誘致適地調査業務、地域おこし協力隊活動、それと特産品販路拡大事業、産業後継者支援事業、こうさんもん元気活動推進事業などに総事業費4,469万円で事業を実施をしております。

それと、3点目の計画策定の構成メンバーはということですが、今回の人口ビジョン及び総合戦略の策定に当たりましては、本年の1月に甲佐町まち・ひと・しごと創生本部を設置をしております。この本部は町長を本部長に、副町長、教育長及び各課各室長を構成員としております。それと、その本部の下に作業班的な位置づけで、企画課長及び各課室の係長で構成する調整会議を設置をいたしまして、今回の計画策定に向けて現在審議をしているところでございます。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番、佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 続いて、今の答弁に関連しますが、総合戦略の計画策定のメンバーということで、今、執行部を中心にして役場の体制でやっているというようなお話がありました。まち・ひと・しごと創生法が昨年11月に公布されて、政府が12月に発表した人口についての国の長期ビジョンと、国の総合戦略、そして地方自治体が地方人口ビジョンと地方版総合戦略を今年度末までに作成するスケジュールですので、時間も限られている面もあるし、大変忙しいかと思えます。国の提起にも時間がない面で問題もあるかと思えますが、走り出していますので、町として地方創生事業を主体的に捉えて、町民と町の利益を増進させることが必要だというふうに思います。

地方版総合戦略作成のための手引には、幅広い年齢層からなる住民を初め、産業界、町や国の行政機関、教育機関、金融機関、労働団体、メディア等で構成する推進組織の重要性が指摘されております。また、総合戦略は策定しても必要に応じて改定もできますとあります。町民からのアンケートはとられていらっしゃると思いますが、もっと町民総参加での総合戦略策定が必要ではないかというふうに考えます。集落単位で話し合いと意見、アイデアを出し合っていただく、思いもかけない提案、意見、アイデアが出るかもしれません。また、町民の皆さんに考え、意見を言っていただくことによって、町民の皆さんが町の現状と将来を主体的に捉え考えていたことになり、このことがまちづくりにとってプラスになると思います。町民総参加が町の未来を展望あるものにつくっていくことになると思いますが、いかがでしょうか。時間は限られていますが、一度地方創生についての集落ごとの集いを実践したらいかがでしょうか。この点についてお答えをお願いしたいと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 企画課長。

**○企画課長（西坂 直君）** お答えいたします。

今回の策定に当たりましては、先ほども申しましたように、町民の方や転出者、企業からのアンケート調査を実施しておりますし、町内での審議を経まして、その後、国が言っております、先ほど議員のほうからもおっしゃられました産官学金労言の方々も含みまし

た企画審議会のほうに諮問、そして議会のほうへも説明、報告を行い、その中で広く意見をいただくということとしておりますので、今回につきましては、スケジュールの関係もごございますので、このような策定メンバーで進めたいというふうに考えております。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番。

**○2番（佐野安春君）** 佐野です。続けていきます。

地方版総合戦略策定の手引には、全てが新規の施策である必要はなく、これまで既に実施されてきている施策であって効果が高いものが含まれていても差し支えないとあります。現在、町で行っている事業で総合戦略に合致するものがあるのか。また、それを総合戦略にのせられる予定なのか、お答えいただきたいと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 企画課長。

**○企画課長（西坂 直君）** お答えいたします。

現在の策定状況の中では、まだ人口ビジョンの策定段階でありますので、総合戦略にどういった事業をうたい込むというようなことははっきりとは申せませんが、今回の地方創生の考え方が人口減少問題の解決、それと人口増対策ということとなると思いますので、現在行っております子育て支援や定住施策については上がってくるものだろうというふうに思います。

具体的には、子ども医療費助成ですとか、延長保育などの特別保育事業、それに放課後児童の受け入れ事業などの子育て支援、それと町民の健康づくりへの取り組みとしての各種健診事業、土地を購入し住宅を建設された場合に助成をいたします定住助成事業、それと地域のさらなるコミュニティーの活性化に向けた取り組みであります、こうさんもん元気活動推進助成事業、それに交流人口の増加対策としての緑川スポーツフェスタなどのイベント開催などが考えられるというふうに思っております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番。

**○2番（佐野安春君）** 続けて質問を行います。

総合戦略に合致するものと思われるこれまでの町の施策が、今お話をされたように幾つもあるということは、既に町が戦略の先陣を行っているところもあるのではないかというふうに思います。総合戦略は策定しても必要に応じて改定もできるとあります。私も先ほど申し上げましたが、スケジュール関係でなかなか厳しいというお話がありましたが、やはり町民が総参加をする形で、この総合戦略を立てていくということが、私としては町全体のために絶対ためになるというふうに考えます。そういった意味で、そういう町民総参加をしっかりと視野に入れて、具体的に推進体制の中にこれからも組み入れていくことができることを提案したいというふうに思います。

さて、次に四つの政策分野についての私の提案を述べさせていただきます。幾らか長文となりますので、一つの項目ごとに答弁をお願いしたいというふうに考えます。

まず、第1に、地方に仕事をつくり、安心して働けるようにするについての提案であります。

町の産業としてあるものに着眼してみますと、町のタイトルにもうたわれている花の町の創生を図ることも安定した雇用としては可能性があるのではないのでしょうか。現在、過去の花産業の状況を調査し、売れる花の研究開発を図ることです。

また、国が行っています青年就農給付金、新規就農者に年150万円給付して、最長7年とあります。そういった制度とあわせて、県下でも自治体において独自の新規就農者への支援制度を設けるところもあります。そういった各自治体の支援制度も研究を取り入れた町独自の支援で、特徴があり厚みのあるもので就農者を支援して農業者をつくっていくことはできないのでしょうか。

また、次に観光業の強化について述べさせていただきます。

熊本県のホームページに紹介されているエリア別観光ガイドの中には、上益城郡の紹介がありますが、その中で、嘉島、御船、山都町の紹介はあるものの、甲佐町は掲載がありませんでした。甲佐町には、やな場、日本一のキンモクセイ、津志田河川敷公園など掲載されてもいいものがあると考えます。一步、押し出しが不足しているのではないかというふうに思います。

そこで、観光業の強化として麻生原の日本一のキンモクセイをもっと売り出していったらどうかというふうに考えます。

一つは、日本一のキンモクセイそのものをもっと紹介していくことです。昭和9年に国の天然記念物に指定された国の宝物です。近くの市町村から、遠くは山口、福岡、鹿児島あたりからも足を運ぶ人が多く、その数は毎年3,000人を下りませんと、県のホームページで紹介されております。

二つは、日本一のキンモクセイから産業を興すことです。キンモクセイを使った商品はネットで調べてみますと、香水、苗、お香、お茶、ジャム、消臭剤などたくさんあります。ここから産業を興すことも可能性があるのではないかというふうに考えます。

三つ目は、町長はマニフェスト2015の中で、やな場集客力強化と新たな観光資源発掘と整備検討をうたわれています。やな場集客力強化では、やな場駐車場あたりに甲佐産の花、野菜、加工品の売り場を設ければ、おいしいアユを食べていただき、お帰りの際は甲佐産の新鮮でおいしいものをお土産に持っていただくのもいいのではないかと考えますが、どうでしょうか。

また、新たな観光資源としては、本年世界遺産に登録されたものが熊本県内に2カ所あったということで大きな話題になっていますが、甲佐町においてもかつての産業遺産と言えるものが残っていると思います。今ではその存在を知らない方も多くなったと思いますが、それはかつての内大臣から木材をこの地まで運んだトロッコ列車です。今でもその面影を残しているものが宮内地区にあります。トロッコ列車の鉄道です。すぐ近くには小さいつくりの石橋もあります。町の産業遺産として残し、また新たな観光資源として検討してもいいと思います。

以上、地方に仕事をつくり、安心して働けるようにする甲佐の私の提案に対する答弁をお願いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 佐野議員のほうから、地方に仕事をつくるといった観点から四つほど御提言をいただいたかと思えます。順次お答えをしたいというふうに思いますが、

まずは、青年就農給付金制度のことでお尋ねがありました。本町におきましては国の青年就農給付金制度を生かしたところで、今、制度を実施しているところでもありますけれども、さらに町からの支援となりますと、これは当然財政的な側面からの協議も必要かと思えますので、その辺が検討が必要かなという思いもあります。

特に花農家を対象にしたところでのお話でありましたけれども、小麦、大豆等につきましては、もうご存じのとおり、現在、町のほうは農事組合法人の設立を推進するような形で、もう既に今年度からそういった組織をつくられるところに関しましては20万円の助成を始めたところで、向こう3年間助成を行います。また新たな支援制度として、今、機械の導入に関しましても検討をしているような状況もあります。その辺もお含みの上、どうか御理解いただきたいと思えます。

それから、2番目の麻生原のキンモクセイのことで御提言がありました。確かに町の観光の一つの目玉ともなるべき、そういったことでありますけれども、少し樹勢が衰えているというか、そういう状況にありますので、今、町も必死に樹勢回復のためにそういった手立てを行っているような状況であります。

それから、やな場につきましては、お話のとおり、その集客力強化については、今度新たなマニフェストの中でもうたい込んでおりますし、これは一生懸命取り組んでいきたいというような思いを持っておりますので、議員の御提言についても参考にさせていただきたいと思えます。

最後に、トロッコ橋のことで御提言がありました。今回のマニフェストの中にも新たな観光資源を発掘していきたいというようなことも述べておりますし、ちょっと橋のほうは老朽化しているような感じもしますけれども、一度研究してみたいとも思えますので、今後の政策推進の参考にさせていただければというような思いを持ったところであります。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番、佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** ありがとうございます。続いて先に進めさせていただきます。

政策分野の2の地方、甲佐町への新しい人の流れをつくるについて提案いたします。この項では、政策分野4の時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するの項と重複するところもございますが、この項で上げさせていただきます。

まず、第1に定住促進の新たな発展をつくることです。現在の承認団地を優遇した3段階の補助から、全ての町内への新築住宅への段階を設けない補助、また永住を目的とした転居者への補助を設けることです。この件に関しましては、最新の甲佐町議会だより「清流」第154号の町民の声の中で、定住促進ということで補助金が出る場合と出ない場合が

あると聞きます。承認団地に建てた場合も、それ以外で建てた場合も同じ町に住むことになるでしょう。同一の補助を考えてみてくださいとの御意見もございます。

また、空き家について、これも全国的な問題で、昨年11月に空き家等対策に関する特別措置法が成立をして、町も今年7月に空き家調査をされていらっしゃると思います。それに基づきどのような対策をされようとしているのかというのが今の段階では見えませんが、後で御答弁いただくようお願いいたします。実際、空き家を利用して居住したいという声も聞いたりします。居住可能な空き家を調査し、町のホームページや防災無線などを利用して、町内外の居住者募集を行ったらいかがでしょうか。再利用以外の空き家については、倒壊寸前の危険な空き家も存在することから、持ち主とも相談しながら、早急に再生または危険の除去などを図り、安心安全なまちづくりを推進するよう努めていただきたいというふうに思います。

この件に関しましては、27年3月定例会におきまして、山内議員が定住促進事業、集落の人口減少を考えると、集落から若い人が承認団地へ行くと、集落行政が崩れてしまうのではないかと、一般質問をされているところもあります。

以上、地方への新しい人の流れをつくる項での提案でありますので、答弁をお願いします。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 先ほどの件に引き続いて、地方へ新しい人の流れをつくるという観点からの御質問をいただきました。現在、町といたしましては、秩序ある土地利用、ゆとりのある生活環境、若い世代の住民を町へ誘導して生産年齢人口の増加を目指し、町全体としての人口構造の改善を図る目的で、現在の定住政策を実施しているところであります。今回、新たな、新しいマニフェストの中で定住促進に向けた各種助成制度の拡充といったことをうたい文句にして政策目標の中にも掲げておりますので、ただいまのお話については、この中で一度検討させていただきなうらというふうに思います。

それから、空き家を活用した定住についてでありますけれども、現在この件についてはプロジェクトチームを立ち上げておりまして、活用できる空き家の利活用策を検討中でありまうので、提案内容等も参考に進めたいというふうに思ったところであります。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番、佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 続いて、政策分野3の項について質問をいたします。

若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえるについて提案いたします。

まず、第1に結婚についてであります、産業振興課に確認いたしましたら、出会いの場は確保されているというふうに思います。カップルも平成21年から26年度で85組が誕生しているということです。問題はそれから先に進行する組が少ないということです、もう一押し工夫が必要かというふうに考えます。

続いて、2番目の出産です。出産については思い切った祝い金を送ったらどうかというふうに考えます。町では現在、第3子からの出産に10万円の祝い金を送られているという

ふうに思いますが、第1子から祝い金を送ったらどうでしょうか。

例えば、県内南関町では第1子10万円から第5子の50万円と手厚い援助を行われております。島根県海士町では、3人目50万円、4人目100万円の祝い金を送っています。

3番目の子育てについて、これも思い切った援助をしたらいかがというふうに考えます。現在もこの子育て支援ということで、何度もやはり定住促進に生かされているといったところがお話がありましたが、さらに保育料の軽減、子ども医療費の援助の拡大ですね。現在の中学3年から高校3年までの無料化の実現、また給食費無料化なども検討したらいかがというふうに思います。

以上、若い世代の結婚、出産、子育ての希望を叶えることの項についての御答弁をお願いします。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 今日の議会の冒頭で所信表明のほうを皆様方にお話をさせていただいたところであります。その中で地方創生に関連したところで、人口減少をとめるための方策として、子供を産み育てる環境をどう整えていくのかと。そこには結婚、出産、子育てへの切れ目ない支援が必要だけれども、財政的な問題もこれはやっぱり抱えておりますし、甲佐は甲佐のこの地域の特色を生かしてどう支援をしていくのか、さらなる研究と実行が求めているところでありますというような旨のお話をさせていただいたところであります。

そういう観点から、議員がおっしゃられるように、そういう政策をとることによって、町民の皆さん方にとっては非常に喜ばれることだとは思いますが、ただ、それとあわせてところで、当然これは財政的なことが伴いますので、甲佐町として、じゃあ全体の予算の中でどう捉えていくのかということ、これは非常に大事なことでありますので、その辺を、双方考えながらの取り組みが必要かなというふうな思いを持ったところであります。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番。

**○2番（佐野安春君）** わかりました。

続いて、政策分野4の項についてお話をさせていただきます。

時代に合った地域をつくり安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連結するについて提案いたします。

まず、第1は住宅リフォーム助成制度の創設で、町民の暮らしへの応援を実行することです。この制度は県下各地だけでなく全国的にも広く活用され、少ない予算で小さなリフォームからできて、利用者や建設関係の業者にも大変喜ばれているものです。そして、地域、町への活性化へとつながっているというふうに思います。

2番目に鳥獣害被害対策から活用対策への転換です。産業振興課に確認しましたところ、有害鳥獣対策は捕獲従事者の組織化や育成など対策を立てられていますが、創生基本方針2015の中でも鳥獣害対策の強化として上げられています。捕獲従事者の育成では、免許取得者への援助とか、高齢化が進む中で次代を担う捕獲従事者の育成が必要になるかと考え

ます。また、鳥獣害に対しては被害防除から捕獲活用に転換するように対策を立てていくようにしたらどうであろうかというふうに思います。

基本方針にも鳥獣害対策を強力に推進するとあります。捕獲鳥獣の食肉の利用促進を図ることです。食肉加工、保管場の設置、作業員の確保、空き店舗などを利用したジビエ料理の展開、食肉の販売、要員の確保、宣伝など、新たな雇用を確保し、広げることができるのではないのでしょうか。

以上、時代に合った地域をつくり安全な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する項についての提案をいたします。町長の見解をお聞かせください。

**○議長（緒方哲哉君）** 町長。

**○町長（奥名克美君）** ただいまの大きく分けて二つの御提言をいただいたように思います。

まずは住宅リフォーム制度ですかね。この件につきましては、他町村のほうで実施されている例も私もよく耳にしております。ただ、本町におきましてはそういった制度をさらに上回る制度の中で定住促進をこれまでやらしていただいたところでありまして。ただ、空き家の利活用といったことに関しましては、検討しなきゃならない問題というふうにこれまでも認識しておりましたので、プロジェクトチームでの検討が今なされておりますので、その結果を待ちたいというふうに思っております。

それと、おっしゃるとおり有害鳥獣駆除に係る問題、非常に切実な問題となっております。今回40項目の目標の中にもこの対応をどうしていくんだということを書かさせていただいています。そういう中であって、ジビエの食材、食材を加工といいますか、そういったことを考えたらどうだというような御提言をいただきました。私の知っている範囲の中で申し上げますと、五木村のほうでシカ肉を使ってレトルトカレーに活用されてやっておられるようなお話も昨年聞いたように思います。やりようによっては決して無理なお話ではないかと思えますけれども、そこまでに至るまでの取り組みについては、やはり検討は必要かなというような思いを持ったところでありまして。

四つの政策の目標についてのお話をいただきましたので、いろいろ参考にさせていただくならばというような思いを持ったところです。ありがとうございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番。

**○2番（佐野安春君）** 佐野です。

総合戦略についてさまざまな提案を行ったところです。午前中、監査委員のほうからも総務省調査で甲佐町の出生率が、5年前の1.39から1.71となり、123%の大幅な伸びになっているということで、これは伸び率全国8位、県内では断トツの1位であるということで、このことが長年にわたる町が取り組んできた定住促進対策や子育て支援策等の事業が功を奏したものと高く評価できるとありますが、私もそのように思います。このことについては大変すばらしいことであるというふうに感じております。

また、そこで、これまで以上の出生率の向上など、人口減少傾向にブレーキをかけるためには、グレードアップした各種施策が必要になることは必然ではないかというふうに考

えます。近隣の自治体だけでなく、全ての自治体が総合戦略を策定し、我が町へどうぞと誘いをかけ合います。是非、私の提案も含めて町民からの意見を大いに検討、参考いただき、町民総参加の力で、総合戦略が他自治体の一步二歩前を行き、町民に喜ばれ、発展するまちづくりが立案できるよう願うものです。

続いて、質問、防災対策について行っていきます。

皆さんご承知のとおり、関東・東北地方の豪雨による大きな災害が発生したことがテレビ等でずっと報道されております。甲佐町におきましても、直近の台風15号通過の際に倒木、停電や農作物の被害が発生して、被害に遭われた町民の皆さんを初めとして、町民の皆さんに、被災者に対してはお見舞い申し上げるところです。改めて防災対策の重要性を再認識しているところです。

防災対策について、まず水害被害対策についてお尋ねをいたします。

日ごろより町の防災対策については、町長初め、町として尽力されていると思いますが、甲佐町地域防災計画書の中で、町の地勢、災害の特性として、300から400メートルの山が町南部から東部にかけて林立し、無数の急流が緑川に流入していると、このような地理的条件から、梅雨時、または台風の来襲時において災害が一瞬にして大災害を惹起するおそれがあると捉えています。また、昭和62年から平成26年までの被害状況を見ますと、28年の中で18年間は被害が出ております。昭和62年から平成9年までは連続11年被害が出ています。この28年間は、率にすれば約64.3%と高い確率で災害が発生しております。

それに対して、町長もマニフェスト2015の中で、安心安全のまちづくりの中で市街地越水対策の強化を図るとされています。毎年のように床下床上浸水などの水害に遭われる被災地区町民の方々は一刻も早い対策と解決を望まれております。町として本年度の被害状況をどのように把握され、具体的な対策をされようとしているのか、お尋ねをいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** それでは、市街地の浸水状況についてと原因対策についてご説明をしたいと思います。

市街地の浸水状況については、近年では梅雨時期や台風時期ばかりではなく、異常気象による集中豪雨で市街地中心部を流れる大井手川が満水となり、越水を起こしている状況でございます。また、大井手川に流れ込む水路の排水ができずあふれているために、鮎緑入り口付近の橋、それと熊本バス車庫裏付近ですとか、甲佐高校前等での浸水被害が起きている現状がございます。

その原因といたしまして、大井手川にかかる橋梁の橋桁が低いため、桁下にごみなどがかかり、流下断面を阻害していること。また、下流域における緑川の水位が、竜野川、内田川、大井手川の水位より高いために、自然排水能力が低下して起きる浸水、また上流域における南谷川、湯田川の流下断面不足による浸水、また緑川の水位が高くなり、排水樋門からの内水を排水できなくなり、大井手川に内水が集中して起きる越水、以上のような原因が考えられます。

また、これらについての対策といたしましては、町のほうでは平成23年度に緑川沿線の

浸水実態を把握するため、内水調査を実施し、検討をしております。その中で、市街地中心部を流れる大井手川は全体的に流下断面不足との調査結果が出ております。河川沿いには家屋や道路があり、洪水対策に効果がある河川断面の拡幅は困難な状況であると考えられます。

このようなことから、浸水被害の対策案として考えられますのが、上流域の南谷川、湯田川において調整池を配置し、できる限り大井手川への流入量を軽減する対策。それと、下流域においては、竜野川、内田川において緑川の水位が上昇することで起きる緑川の逆流と、内水の排水を行うため排水場をつくり、大型排水ポンプで排水を行う対策。それと緑川と竜野川の合流地点先の河川掘削を行い、緑川外水域を下げることで、大井手川の流下能力を上げる対策。大井手川にかかる橋梁については、橋の強度の問題とか、周辺の接続する道路の高さの問題がありますので、十分な調査と検討が必要であると考えます。

以上のような対策案を検討を行っております。実施にあたっては莫大な事業費と時間を要することが想定されますので、国直轄河川緑川に関連する施設については、排水ポンプの設置、緑川の河川掘削については、管理者である国交省に対しまして要望活動を現在行っているところでございます。また、県に対しましては、国道443号線を横断している湯田川や水路の暗渠の断面不足の解消については、国道の歩道整備が計画されておりますので、道路改良とあわせて県にもお願いをしていく対策をとっていく考えでございます。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番、佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 佐野です。ありがとうございました。

被害の原因とか、被害の状況、対策については、今、建設課長のほうからお話をいただきまして、ある程度はわかったと思うのですが、問題はそれをいつまでやるかということ、やっぱり町民の中に明らかにしていく必要があるんじゃないかと思うんですが、例えばこれは5年間、長くて10年間とか、ある程度の計画予測ということはつかないんでしょうか。お願いします。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 確におっしゃること、十分わかります。ただ、どうしても長期を要するもの、あるいは町独自で部分的な対応であれば短期にもできるということは十分考えられるわけなんですけれども、特に排水場の設置であるとか、湯田川の改修であるとか、そういった大きな事業になった場合には、町だけの考え方でそういった計画はなかなか立てられないというのが現実ではなかろうかというふうに思っております。常に毎年、関係各省庁のほうには、今、町のこういった現状についてはお話をさせていただいて、国交省のほうにも要望活動を毎年行っておりますし、県に対しましても、そういった越水対策についての要望も上げているところであります。

その代案としていろいろ考えられることもあろうかと思っておりますので、浸水被害の対策案として、ただいま建設課長のほうから申し述べたような事柄も考えられるというふうに思っています。

それにいたしましても、やはり中期的な考えのもとに進めていくべき事柄ではあると思いますし、23年に一度調査をやった上での今後の進め方についてはまとめてございますので、そういったことをいかに早く実現に向けて進めていくのかということが、我々に課された使命ではないかというふうな思いを持っているところです。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番、佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 町民にとっては、やっぱり今現在被害に遭われているというようなところがございますので、やはり先が見通せたら我慢もできる場所があると思うのですが、先がなかなかこう見えないということになると大きな不満になってくるというふうに考えます。そういった意味では、一つでも二つでも具体化されることをよろしく願いたいというふうに思います。

続いて、質問に移っていきます。

次に、消防団対策についてお尋ねします。6月定例会の中で消防団員数の減少に伴い、団員定数を17名減少するということが決まっております。町長もマニフェストの中で消防団組織再編により機動力強化ということを上げられております。消防団員の皆さんは、日ごろの訓練から消防水防その他の災害など、幅広く町民の防災の中心的な存在であるというふうに思います。人口減少傾向の中で、人員の減少を抑えることや非常に難しい面があるかと思いますが、もっと消防団の存在の意義や活動の実態などを広く町民の皆さんにアピールして、消防団を理解いただく必要があるのではないかというふうに考えます。

ある町民の方は、消防団に対して、消防団はボランティア組織で、希望者が無償で奉仕するものと認識している。消防団入団対象者の罰金制度を廃止してほしい。または少額の協力金にしてほしいと言っておられます。それぞれの地区の分団の方は地域の消防団を維持し、活動するのに大変御苦労されているというふうに思いますが、やはり消防団活動を理解いただくことによって、若い方々の自覚的な、意欲的な入団を増やすことが必要であるかというふうに思います。

それで、消防団員勧誘の際には、やっぱり消防団の活動やQ&Aなどを記載したパンフレットなども用意して、対象者に理解と納得を得ると。そして入団いただいていくということが必要になるかというふうに思います。また、町は日常的に広報誌やポスター、チラシなどで消防団をしっかりアピールしていただきたいと思いますが、そういった点はいかがでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 総務課長。

**○総務課長（内山 洋君）** それでは、お答えをいたします。

日頃から消防団の活動状況について町民の方々にアピールをすべきではないかということですが、これまでも消防団活動につきましては、「広報こうさ」などによりまして、消防点検や防火もちつきなどの活動についてご紹介をさせていただいておるところでございます。また、火災予防運動では、町内全域を対象に、消防車によります火災予防の運動の活動を行ってあったり、非常呼集訓練などを実施をしておることなどによりまし

ても、消防団の活動を知っていただけるのではないかというふうに思っておるところでございます。

また、実際の火災を初め、ことしは6月11日の大雨の災害、先月の台風被害などのときでも、地域住民の皆さんは消防団の活動の重要性を十分御認識、御承知いただいているものというふうに認識をしているところでございます。今後も広く消防団活動に対する町民の理解を深めるための広報に努めてまいりたいと思います。

また、消防団員の総数につきまして、4月1日現在で495人ということで、先ほどおっしゃったとおり17名減少しておるところでございますが、ただ、平成21年度からは大体500人程度を維持してきておるといふ状況でございます。甲佐町の規模からしますと、決して少ない数字ではないというふうに認識をしておるところでございます。このことはこれまで消防団員の皆さん方が消防団員の勧誘に日頃から御努力いただいているという結果であるというふうに考えております。

また、消防本部では平成25年度に消防団の現状、任務や役割、年間の主な活動、待遇や保障制度などを簡単にまとめた募集チラシを作成をしておるところでございます。今後こういったチラシを十分活用いたしまして、消防団の加入、今後減少していくものと予想されますけれども、消防団の活動への町民の理解を得ながら団員確保に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番。

**○2番（佐野安春君）** ありがとうございます。

続いて、町長のほうからもマニフェストで消防団組織再編による機動力強化ということで上げられておりますが、消防団の再編には団員数も一つの基準となるというふうに聞いておりますが、少数団員で実践や訓練で非常に頑張っているところもあるというふうに思います。やはりその人数だけでなく、その頑張りぐあいも是非とも考えた上での計画をお願いしたいというふうに思います。

続いて、自主防災組織についてお尋ねをいたします。

自主防災組織については、これもまたマニフェストの中で組織率100%というようなことで町長は書かれていらっしゃいますが、現在、その組織率はどのようになっているか、お尋ねします。

**○議長（緒方哲哉君）** くらし安全推進室長。

**○くらし安全推進室長（清水 明君）** 甲佐町の自主防災組織の設立状況についてお答えします。本年度はこれまで5行政区で設立されまして、総計が34行政区となっております。組織率は76.9%でございます。先ほど、町長の所信表明がありましたように、今、議員から話がありましたように、最終的には100%が目標値でございます。今後とも引き続き設立促進に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番、佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** ありがとうございます。

続いて、町の防災計画についてお尋ねしますが、台風や豪雨などの災害情報、被害情報の町民への周知ですね。直近の台風15号通過の際に倒木、停電とか、農作物の被害というようなことでありましたが、防災計画書の中には注意報及び警報を住民に迅速かつ確実に伝達とあります。この台風15号接近の際については、防災無線等でのそういった町民に対する周知はどのように行われたかをお尋ねします。

**○議長（緒方哲哉君）** くらし安全推進室長。

**○くらし安全推進室長（清水 明君）** お答えします。

先日の台風15号の際には、被害に関する情報と停電に関する情報を防災行政無線でお知らせいたしました。ただ、被害に関する情報はごく簡単な情報でございましたけれども、今後はそれに加えて台風や大雨に関する事前の情報もあわせてタイムリーに発信できたらなというふうに考えております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番。

**○2番（佐野安春君）** その放送は何回されたんですか。

**○議長（緒方哲哉君）** くらし安全推進室長。

**○くらし安全推進室長（清水 明君）** 被害に関する情報と停電に関する情報につきましては1回でございます。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番、佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 事前には予報等はされなかったということですね。ですね。やはり計画書の中にもありますが、注意報とか、そういったことはするということにうたってありますので、やはり何かわからないといいますか、テレビとか新聞とかでの情報でなく、やはり防災無線の情報は町民にとっては必要なことだというふうに思いますので、やはりその点での徹底はよろしくお願ひしたいというふうに思います。

続けていきます。

避難が必要な災害時の対応や避難場所についてお尋ねいたします。防災会議、今年度配付された地域防災計画書の避難場所と甲佐町洪水ハザードマップの災害時の避難場所というのが、同じ場所もありますが、違う場所もあるということで、一貫性がちょっと欠けているんじゃないかと思うんですが、こういったところでは何が正解なのかどうなのかということでお尋ねします。

**○議長（緒方哲哉君）** くらし安全推進室長。

**○くらし安全推進室長（清水 明君）** 避難所につきましては、先般の防災計画、町の防災計画で見直した箇所がございます。マップのほうと整合性がないという御指摘がございます。早急に訂正したいと思っております。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番。

**○2番（佐野安春君）** 最後、防災関係で、今回最新の計画書においては宮内地区が全

て避難場所がないということで、そこからの避難の移動とか、心配する向きもありますが、また、宮内地区に避難場所がなくなった理由は何なのか、お尋ねいたしたいと思いますが。

**○議長（緒方哲哉君）** 　くらし安全推進室長。

**○くらし安全推進室長（清水 明君）** 　お答えします。

宮内地区の避難所につきましては、先般の町の防災計画で、本年度の防災計画で見直しております。見直した理由につきましては、この地区にごございます五つの指定避難所が災害の危険区域にあるということから、今回この指定解除を行ったところでございます。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 　2番、佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 　もう時間もありませんので、最後の質問項目4のほうに移っていきます。

（仮称）乙女橋御船線についてですが、この件に関して、町長が町民に賛否を問うお考えはないのかということですね。この件に関しましては、3月及び6月議会におきましてその質問を行っています。やはり御船町内に甲佐町の資金で町道をつくる計画について町民はどう思っているかということについて、町民の賛否を問う住民投票等を実施されたらどうだろうかと考えますが、いかがでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 　奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 　（仮称）町道乙女橋御船線についての質問をいただいたところであります。この件については、佐野議員のほうから何度となく御質問をいただいて、一般質問の中でのやりとりをさせていただいているようなところであります。私なりの考え方については、もう議員各位も御存じのとおり、十分認識、御理解をさせていただいているものというふうに私自身は考えているところであります。

それと、この件については、唐突にこの計画を出したのももございませんで、道路整備5カ年計画に搭載した上で、透明性を図りながら、議会のほうにも広く公表したところでの整備計画というふうになっております。

今後の取り組みといたしましては、御船町との具体的な協議を行っていかなくちゃなりませんけれども、その方針等が決定した段階においては、その都度、議員各位にも御報告をしてまいりたいというふうな思いを持っております。そのようなことから、現段階におきましては、町民への賛否を問う段階ではないとも思いますし、そういう考えは現在まで持ち合わせておりません。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 　2番、佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 　これにて、質問通告に従った四つの項目についての質問を終わらせていただきます。

**○議長（緒方哲哉君）** 　これで、2番、佐野安春議員の質問は終わりました。

しばらく休憩いたします。2時10分から再開いたします。

休憩 午後 2 時 02 分

再開 午後 2 時 10 分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、4 番、宮本議員の質問を許します。

4 番、宮本議員。

○4 番（宮本修治君） 4 番、宮本でございます。よろしく申し上げます。質問通告書順に沿って質問いたしますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

まず、教育問題についてということでお伺いしておりますけれども、1 点目は学力向上への取り組みといたしまして、6 月議会で一般質問を学校教育課のほうにさせていただきました。その後の協議としてどういう協議をされたのか。また、その内容をできればお伺いしたいと思いますけれども。この提出依頼書ですかね。そこには依頼書には打ち合わせ、協議した内容、その会議録等ありますかとお聞きしたところ、会議録はないということでお伺いしておりますけれども、主立った中身は何かメモ帳か手帳か何かを書いてあるということで、その分で構いませんので、お願いいたしたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（古閑 敦君） 6 月議会後の各学校への連絡事項ということですが、まず、6 月議会以降ということでもありますけれども、町の校長会議、こちらのほうを毎月行っております。7 月に開催しました町の校長会議の中で、今あります総合教育会議、これを開催しておるといふことと、あと、その中で教育大綱、またいじめ防止基本方針の内容を検討しているというようなことをこちらのほうから各学校のほうに伝えております。それと、あと、また町長部局との連携を図るために、毎週、町長、副町長との打ち合わせ、そういったところも行っているというところで、各学校のほうからは情報等があれば教育委員会のほうにも発信を行うようにというところで指示をしております。

また、学力充実のための取り組みをということで、こちらのほうから話をしまして、学校のほうからはそれぞれの学校での取り組み、学校のほうからでは、それぞれ模擬授業等を積極的に取り入れた授業をしているとか、そういったところで、各学校のほうから報告をいただいているところです。

また、夏休みを前に教職員等の事故防止等についても徹底指導をお願いいたしたいということや、児童生徒の事故、また問題行動についても、現在 SNS 等の誹謗中傷の被害、そういったものに遭わないように指導をしてくれとか、子供たちが開放的にならないような指導、あるいはまた教育について、各家庭のほうにもそれぞれ情報のほうを発信してほしいというところで、こちらのほうからお願いをいたしまして、それぞれ夏休み前に児童生徒のほうに周知徹底をしていただくような対応をとってもらっております。

このほかにも、教職員のあと補充、臨採等の関係をいたしますことに関しまして、教育長のほうから教育事務所、そちらのほうをお願いをいただいたり、また 8 月に行いました校長会議のほうでも、8 月終わり、21 日に開催いたしました全員研修会についての

内容と目的、そういったものを伝えて、この全員研修会につきましては、町内の小中学校の先生方91名参加をいただきまして研修を行ったところです。

それと、全国学力学習状況調査、こちらのほうの結果が8月25日に教育委員会のほうに参りました。また、各学校のほうにも26日に結果のほうを送付されておりますので、それぞれの学校での課題、また分析を行い、それぞれ授業のほうに取り組みを行うようにということで指示をしているところです。現在小中学校のほうで、この全国学力学習状況調査については、各学校のほうで分析、また対策を検討しているところでございます。

また、これ以外につきましても、教職員の現状についてということで、それぞれメンタル面を含む教職員、また配慮が必要な児童生徒、そういった事案が発生したときには、随時教育委員会のほうに報告ということで、そちらのほうも各学校のほうから教育委員会、また教育長のほうに相談を受けているところです。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 4番、宮本議員。

**○4番（宮本修治君）** 夏休みも含まれたところの協議だろうと思いますけれども、以前も申しましたように、中学校に入れば学力は低下すると、小学校の課程であればそれなりにいくということで、県レベルになると、大分低レベルになるということで、この前、お話しされたかと思っておりますけれども。後で教育長と町長のほうにもお伺いしますけれども、教育の課程で、今ずっと低レベルでお限りは、中身をちょっと変えてしまわんと、このままじゃあいかなんじゃないかと思っておりますけれども、その点はいかがですか。いろんな協議をされる中ですね。大きい柱だけをぼんぼんぼんぼん協議されるとじゃなくて、今の現状を主体として考え方を変えるという考えは、ちょっと教育課長のほうにお伺いしますけれども。その協議の内容ですね。協議。今おっしゃったのは、いろんな大もとの項目だけの協議をしたということでしょう。しかし、自分がこの前、6月のときは、低レベルの方をどうするかという話だったじゃなかですか。それを検討しますという話で十分認識しておりますけれども、そういう協議の中で、そういう実話のもと、協議をされていないわけでしょう。低レベルという話の中は。ただ学力向上、学力向上という話だけでしょう。実際の話はされとらんわけでしょう。でも、中学校の先生あたりは御存じでしょう。答弁するんですか。答弁しないんですか。お願いします。

**○議長（緒方哲哉君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（古閑 敦君）** 宮本議員が言われますように、低レベルといいますか、底辺のことということではなくて、学校全体というところで今話はしたところでございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 4番。

**○4番（宮本修治君）** それはおっしゃるとおりわからんじゃありません。しかし、自分がお聞きしよるのは、6月から言いよる、県、郡だったですかね。甲佐町小中学校においてはレベル的に低いと、全体でいうとですね。そういう協議の中でそういう話はしないのか、するのかと聞きよっとですよ。わかりますか。はい、それをお願いします。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（古閑 敦君） 学力に関しましては、各学校のほうと協議をすることで、まず、基礎学力のほうをというところで模擬授業等を取り入れたり、また放課後、そのときに補充学習の時間を設けて、それぞれ設定して補充学習をしたり、また、それぞれの学校でそういった学習支援といいますか、そういったところ、テスト前の補修授業とか、そういったところで取り組みをするようにというような話はしているところです。

○議長（緒方哲哉君） 町長。

○町長（奥名克美君） 今回、40項目の政策目標の中に学力向上の件についても触れさせていただいているところであります。先だって、教育長のほうから、学力診断テストの本町の場合の状況について御報告をいただきました。その中で教科として弱い部分、強い部分、そういったことをレーダーチャートの中でそういった分析ができたのじゃないかなというふうな思いを持っておりますけれども、そこに、どこに力を入れていったら、この学力向上に向けての取り組み効果が期待できるのかというようなことについてもヒントを得たような思いもいたしましたので、今後、教育委員会、あるいは教育長との懇談を重ねる中で、現場についてはどのような方策で持っていったらいいのかというようなことについても、是非協議をしてみるならなというような思いを持っているところであります。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 4番、宮本議員。

○4番（宮本修治君） ありがとうございます。なかなか前回同様、町長が答弁されると、なかなか後が続かんようになりますので、極力控えていただきたいと思っております。

まず、やっぱり学力が低下しているとであれば、何で学力が低下しとるのか。その現実を皆さんで協議していただいて、いろんな上のほうだけの考えじゃなくて、下のほうのもちょっと考えていただいて、取り組み的に甲佐町の中学校が学力向上につながるように持っていただきたいと思っております。

2番目の不登校児童生徒への対応ということで、いろんなマスコミあたりが今話題になっておりますけれども、夏休み後はたくさん不登校児が出るという、何か話をお聞きしますけれども、その点の対策としては、学校教育課としては、もう夏休みは終わりましたけれども、学校側とどういうのが対応をされているのか、お聞きします。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（古閑 敦君） 不登校児童生徒への対応につきましては、不登校児童生徒が出た場合の対応として、各学校の取り組みといたしまして、まず不登校児童を出さない取り組みということを考えております。それで、担任を初め全職員で児童生徒の様子を観察して、絶えず子供たちに目を向けておくように。また、登校を渋るとか、遅刻、また保健室に行く回数が多いとか、一人でいることが多い、学習意欲が低下している、教室に入りがたらない、また連続欠席があるなど、児童生徒の様子を観察し、取り組みを行うようなことをお願いしているところです。

また、気になる児童生徒がいたときには、積極的に声をかけて教育相談を行います。また、家庭との連携を図りながら、家庭での様子についても各担任のほうと話をしてもらうようにしているところです。また、学校の中で児童生徒を見つめる会とか、生徒支援委員会など、各学校で名称、呼び方が違いますけれども、気になる児童生徒の情報を全員で、全職員で共有するというところで、情報提供を、共有する体制を整えながら、組織で対応するようにしているところです。担任一人の先生に任せるようなことではなく、学年、学校総体で取り組むような体制を整うようにしているところです。

そのような中で、仮に不登校の児童生徒が出た場合の対応といたしましては、愛の1・2・3運動というのがございまして、欠席1日目で電話をかける。また2日目で家庭訪問を行う。3日目になったらチーム全体で対応を行うというような、愛の1・2・3運動というのがございまして、それで対応しながら、家庭訪問のときには子供の顔を見る。また、できるだけ子供と話す、保護者と話すことを心がけるなど、対応を担当一人ですることではなく、学校総体として取り組むように、校長会とか、機会あるごとに教育委員会、また教育長のほうから指示をしているところです。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 教育長。

**○教育長（蔵田勇治君）** 今、不登校児童の対策についての御質問ですが、その前の学力の御質問についてもちょっとさかのぼりますけれども、あわせて答弁させていただきたいと思いますが。

教育委員会として、それぞれの学校との協議、これは一人一人の担任の先生と直接話をする機会というのは非常にとりづらい面があります。ただ、必要に応じてはそういうことも行っておりますが、主に校長との面談の中で、学力についても、それから不登校対策についても、情報を共有しながら、こちらから支援できること、そして支援してほしいことなどを話し合いをしているところです。

学力につきましては、特にこれは学年によつての差もありますし、教科によつての差もございまして、年度によつても違います。また、個人個人の大きな課題でございまして、基本的に学力というものは、一人一人の学力を大事に伸ばしてやると、より伸ばせる子はより伸ばし、基礎基本をしっかりと身につけてやるべき生徒にはその手だてをしっかりとやるということが必要です。ただ、議員御指摘のように、全体を見ますと、県平均を中学校では下回る現状がございまして、これは個別個別の指導と、それだけでは足りない、何か大きな取り組みということはやはり必要だろうということは感じております。このことについてはそれぞれの校長にも課題として投げかけておりますし、教育委員会としましても、国と県の補助事業等の活用等も考えて、特に中学校対象の低学力対策、これは今検討しているところでございまして。

不登校対策につきましても、個別に校長か、教育委員会に問題があるごとに来ていただいて報告を受けております。その都度協議をしながら、教育委員会として支援できること。そして、こうやってほしいというような指導もしているところでございまして。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 4番、宮本議員。

**○4番（宮本修治君）** 検討策としてはいろいろされているということですが、あと、自分も3年半ぐらいしかございませんので、どうか任期中でも、検討、検討で10年かかるかもわかりませんが、早急に大幅な改善、また学力向上、不登校ゼロに対して行っていただきたいと思います。

町長も前回の質問のときから、不登校ゼロ、学力向上に向かうということでおっしゃっていますので、言われておりますので、その点だけは大まかな協議だけじゃなくて、中に入ってその現実を見て協議していただきたいと思います。

3番の、次に入ります。各学校との教育委員会との連携ということですね。この新教育制度に変わられて、前回、町長も一緒になってできるということになって、町長のほうから答弁として政治的介入はないということで承諾を受けておりますけれども、その中でいろんな学校側の、ちょっと言いにくいことですが、前回も申しましたように、いろんな学校の教員の先生たちですね。先生たちにもちょっと改善するところがあるんじゃないかということも申しましたけれども、メンタル面といいますか、いろいろそういう方もおられるようで、小学校のほうも若干おられるということで、その点も教育長はちょっと協議をしますという話をおっしゃられておりますので、その点は学校教育課の課長、もう話されたんですかね。協議を入られてされた。メンタル面のそういう話を。

**○議長（緒方哲哉君）** 教育長。

**○教育長（蔵田勇治君）** メンタル的な疾病が原因で休職をしていた教職員がおりましたけれども、求職中の職員については、全員が復職をして、現在、私のところには、その後は頑張って勤務をしているという報告を受けております。ただ、同じような状態に陥らないようにしていくことが生徒たちへの不利益を考えますと必要ですので、管理職のそれぞれの先生へのしっかりとしたフォローアップ、それと毎日の触れ合いあたりをしっかりとお願いをしているところでございます。

また、小学校でもという御指摘がございました。確かに1名、休職に入った職員がおります。これにつきましては、疾病の原因で、県の審査会において休養をして病気を治すことが適当だという判断のもとに休職ということで、今、療養中ですが、その職員の後任は、非常に迅速に措置を県教委のほうでしていただく予定でございます。

また、学校と教育委員会のこの連携ということでございますけれども、文部省の中央教育審議会というのがありますので、この中で一定の方向性というものがちょっと示されておりますので、少し御紹介を、ちょっと長くなりますがいたします。

学校が生徒保護者の要請や地域の状況に応じた教育を主体的に行い、保護者や地域住民に対して直接に説明責任を果たしていくためには、学校に権限を与え、校長のリーダーシップのもとで自主的な学校運営ができるようにすることが必要である。教育委員会は域内における教育の基本方針を定め、それに沿って各学校の自主的な教育活動を支援していくこと。また、各学校間や学校地域間の連携の橋渡し役となることが必要である。また、教

員の意欲を高めていくことが必要であると、学校の裁量権の拡大の方向性を示しておりますが、今後の学校と教育委員会の関係のあり方については、さらに学校が充実した教育活動を行うためには、教育委員会が学校に対し必要な指導を行うとともに、学校の自主的な教育活動を支援していくことが重要である。とりわけ各学校の授業改善に対する支援が重要であり、研究授業や校内研修などに対する派遣や定期的な学校訪問の実施など、指導主事による学校指導をより積極的に行うとともに、現職の職員の活用など、指導主事による指導以外の方法により学校における授業改善を支援していくことが望まれる。また、学校経営や学校評価に対する教育委員会の支援も重要であるというふうにしております。

このような指標を踏まえまして、教育委員会といたしまして、積極的に学校に出向いて、そして現状把握に努めますとともに、学校の教育力の向上と適切な学校運営のために各学校と深く連携をしながら取り組んでいく方向でおります。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 4番、宮本議員。

**○4番（宮本修治君）** いろいろ課題は山積みがあるかもしれませんが、とにかく学校のほうに足を運んでいただいて、きれいごとだけじゃなくて、現状を踏まえて、甲佐にいる子供さんたちのことを十二分に考えて協議をしていただきたいと思います。そして、そのメンタル面が必要な方は、一般人であれば、とにかく何かを起こせばすぐ刑事ざたになって通報されますので、学校の教員だけということでは刑事ざたにならないことではありませんので。

そういう中で、あってから遅いわけでありまして、そういうメンタル面が必要な方は自己申告だけじゃなくて、足を運んでいただいて、校長先生あたりと協議をしながら、そういう方がいらっしやれば、事前にもう休職をしていただくという方向でいっていただかないと親御さんは不安と思います。

その一番の教育問題については、全体の今の1、2、3番に関して、町長の見解をお聞きしたいと思います。全体でかまいません。

**○議長（緒方哲哉君）** 町長。

**○町長（奥名克美君）** 先ほどから教育長のほうで各学校と教育委員会の連携、あるいはさまざまな答弁がなされました。議員御承知のとおり、教育の新しい制度のもとで、町長もそういった教育に関しての非常にかかわり合いがこれまで以上に深まっていくということは、もう議員各位にも御説明しているとおりでございますので、そういった新しい制度の趣旨にのっとり、委員会と私、同じ方向を向いて、同じ考えのもとで行動をともにしたいというふうに思いを持ったところであります。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 4番。

**○4番（宮本修治君）** いろいろ問題点あるかと思いますが、大いに未来の子供たちを、学力向上に向けて教育の一環として携わっていただきますよう期待申し上げます、2番に入ります。

若手職員の育成指導ということで、職員の住民に対する対応等ということで質問事項のほうに上げております。何でこういう質問事項に上げておるかということ、いろんなことを耳に最近よく聞きます。それで若手職員が、全員とは言いません。少したるんどっとじゃなかろうかとか、自分なりにもうちょっと慣れたんじゃなかろうかとか、一番最初に入ったときよりも、今ちょっと何年かした方々が慣れたんじゃなかろうかという、今、自分なりに思っていることがあります。

それで、特にちょっと、今日は全課長のほうにお聞きしたいと思いましたがけれども、事業課あたりさんと窓口、まず、住民生活課の課長にお聞きしたいと思いましたが、日ごろからの対応、指導はどういうふうにされておるかをちょっとお聞きします。

**○議長（緒方哲哉君）** 住民生活課長。

**○住民生活課長（福島明広君）** それではお答えします。

住民生活課では、特に窓口受付業務が住民業務で、住民の方との接する機会が多い課でありまして、窓口及び電話での応対等につきまして、課内研修や行事調整会議等のときを利用して、役場の顔であるということ念頭に置き、丁寧な接客を心がけるように話をしているところであります。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 4番。

**○4番（宮本修治君）** 環境衛生課の課長、順次お聞きしたいと思います。建設課から産業振興課まで。

**○議長（緒方哲哉君）** 環境衛生課長。

**○環境衛生課長（橋本良一君）** 環境衛生課です。

当課には、今年4月に入りました新入職員がおりますが、経験知識が浅いため、身だしなみ、挨拶、窓口及び電話対応などについてまだ至らない点が見受けられます。これにつきましては、その都度先輩職員が注意、指導するようにしております。

若手職員に対しましては、先輩職員の対応をよく見て仕事のやり方を覚えるようにと説明しておりまして、先輩職員に対しましては、現在若手を育成する機関と認識して、電話や窓口においては手本となるよう、基本的に忠実な対応するようにと指示しているところでございます。

一日も早く住民の皆さんに信頼されるような職員となりますよう、引き続き教育指導に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 若手の指導ということで、一般的な指導については役場全体で組織として行われておりますので、建設課のほうでは特に窓口対応ですとか、現場における対応は、お客様等を第一に考えて不快感を持たれないような指導をして、たらい回しですとか、誤解のあるような説明がないように指導しております。また、問題があった場合には、その都度、どこに問題があったのかを指導して改善をしていくように行

っております。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 産業振興課長。

**○産業振興課長（鳴瀬美善君）** それでは、産業振興課のほうからお答えいたします。

私ども産業振興課におきましては、若手職員も含め、現在18名の職員がおります。その中には4名の臨時さんもおられますけど、若手職員と言われる職員が1年生、2年目、3年目の職員、それぞれおります。その職員も含め、係長、課長という職員がおりますけれども。まず、住民の方が窓口に来られたときにつきましては、窓口対応ということで、どなたが来られて、どの職員が対応できるように、速やかに来客者が見えたときには席を立てて対応する。また、その対応につきましても、内容等について非常に一人ではわからないような事案もございますので、そういうときには極力うちの課としては2名体制でお話を聞くということに心がけておるところです。

それと、事業課でありますので、非常に電話等もかかってまいります。職員も担当者も現場のほうに出て行くことも多々ある課でございます。そういった中で、担当者が不在のときにつきましては、必ず相手方の住所とお名前、電話番号を聞いて、担当者にメモを残して、必ずおつなぎをするということで、内容等についてお話をいただいたときにつきましては、その内容について手短にお尋ねをいたしまして、おつなぎをするという形をとっております。

それと、もう最後にですけれども、なかなか若い職員についての服装とかマナーとか挨拶とかいうこともございます。特にやっぱり1年目、2年目になってくると、少しなれたのかというような感じで思いますけど、私たちは事業課でございますので、服装については基本作業服ということで実務をとっております。ただ、内業的な事務をいたすときには、ワイシャツ、もしくはポロシャツ等の清潔感のある服装をして対応するようということで申し添えているところでございます。

挨拶については、これは社会人としての基本でございますので、あれこれ言うことはございませんけど、年長の方が率先して挨拶をすることで、その姿を見て、若い職員も挨拶をしていていただきたいということで、模範になるような形で挨拶をしているところです。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 4番、宮本議員。

**○4番（宮本修治君）** いろいろ、今、4人の方にお伺いしましたけれども、皆さん、対応、指導はしていると、きれいなことを申し上げられましたけれども、できておらんけん聞きよるわけであって。おたくたちはもまれとるけん、ここにおるわけでしょう。昔、当時はいろんな方がおられて、もまれて、ここに管理職としておんなると思います。しかし、若手職員は、今現在、指導育成ということで果たしてされておるのか。もうたるんじやおらんのか。いろいろ、挨拶にしる、よく聞くことが、短縮形で、おはようございますをぎーすとか、こんにちはをちゃーすとかなんか言うと、それと身だしなみ。そのプラカ

ードですか、名札ですか。これを反対にしたり、ポケットの中に入れておると。裾はずんだらけとると。長袖着て、半袖着とるという話をよく聞きますけども。そういう、さっき住民生活課の方、窓口にお聞きしましたけれども、住民生活課でいけば役場の顔ですね。そのところの方がちゃんとしないと、いろんな不平不満が来て誤解されるじゃなかろうかと思います。

皆さん、議員さんにはぺこぺこして、ごまをすってするけれども、町民の方にはあんまりしなんでしょう。だけん、苦情が出てくるじゃないですか。議員さんにピーピーする必要もないし、町民の方第一優先にされたほうがいいんじゃないかと思いますがけども。

そこで、総括して、総務課の担当が全部総括と思いますので、総務課としては対応をどうしたふうにされておるのか、お聞きしたいと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 総務課長。

**○総務課長（内山 洋君）** 職員の対応、挨拶、服装につきましてお尋ねでございますけれども、これらにつきましては、これまでも折に触れて、町長、副町長等から指導が行われておるところでございます。最近では6月12日の行事調整会議におきましても、来庁者への挨拶を徹底するよとということ、副町長のほうからも口頭で注意があったところでございます。

特に新採用職員につきましては、入庁後の4月の熊本県研修協議会での接遇、マナー研修を実施しておりますし、また、勤務時間中の服装についても、クールビズで過ごす期間を除き、男性はネクタイ着用、女性も事務服に準ずる服で執務を行うことというふうな通知もこれまで出しておるところでございます。

このようなことは、先ほども各課長のほうからもありましたとおり、町職員として、社会人として基本的なことでございます。今後も職員研修や行事調整会議のときなど、機会に指導を徹底していきたいというふうに考えております。繰り返し指導のほうを徹底してまいりたい。また、各課長には部下職員の対応、服装などについても常に気を配ってもらいまして、問題があればすぐ指導するという形で、総務課のほうからも指導してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 4番。

**○4番（宮本修治君）** せっかくですので、副町長にもお聞きしたいと思いますけれども。

**○議長（緒方哲哉君）** 副町長。

**○副町長（師富省三君）** お答えをいたします。

町民の方々などからは、職員の対応はよくなったという声も聞くこともありますけれども、やはり時々、職員が役場の窓口や庁舎内、また庁舎外でも挨拶をしないという声。また、窓口に行ってもすぐに対応しようとしなととか、あるいは尋ねても的確な対応をしてくれないと、そういった御指摘や苦情をいただくことがあります。また、内部の職員からも、職場や一部の職員のことについて、やっぱり対応がちょっとまずいのではないかと

ったような話もあります。

私はそのようなときは、できるだけ間をあけずに、話があったところの課長、あるいは係長に注意をして、さらにその次の調整会議など課長が集まる場で、これは役場全体の問題として周知をし、改善をしてきたところでございます。その苦情等の原因となっているのは、それぞれの職員のやはり自覚が不足しているという面は多々あると思いますけれども、社会人として備えておくべき基本的な事柄の指導ができていないということで、これは組織的な問題もあるというふうに思いますので、組織内部を管理監督すべき私の指導不足であるというふうに痛切に感じているところでございます。

この改善には、先ほどから話が出ておりますけれども、職員に一番近い課長、あるいは係長の役割というのは非常に大きいと思いますので、またそこに期待もいたしますので、先ほどいろいろ、それぞれ課長は努力はされているというお話もいただきましたけれども、さらにリーダーシップを発揮していただいて、日頃の業務を通して職員を育成するという意識を強く持っていただいて、目配せをしていただいて、指導助言、円滑なコミュニケーションが積極的に図れることによって、町民の皆さんから信頼される職員、職場になるように私も一緒になって取り組んでまいります。

**○議長（緒方哲哉君）** 4番、宮本議員。

**○4番（宮本修治君）** 今、副町長のほうから答弁がありましたように、課長さんあたりも現実にあつとる事例ですので、極力、対応、指導のほうには誤解がないようにしていただきたいと思います。

最後に、町長から、対応、指導についてということでお聞きしたいと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 町長。

**○町長（奥名克美君）** 町民の皆様が職員に対して評価がいいというときは、非常に私自身もうれしいわけなんですけれども、逆に評価が悪いときは非常に頭を悩めます。

先ほどからいろいろお話がっておりますけれども、いい意味での職員の慣れというのは非常にこれは大事なことだと思いますけれども、逆にこれが慢心といったことにつながれば、これは非常に問題だというふうに思っております。また、そういうことによって、ひいてはそのことが町民の皆さん方に不愉快を与えるようなことにもつながってまいりますし、また誤解を生むことにもつながってくる可能性があります。

これまでも、先ほどから総務課長の話の中でもありましたとおり、新人職員の研修でありますとか、それから宮崎のほうに建設技術センターのほうにも、これは宿泊研修をさせて、仕事、社会人になるに当たっての心構え等についても、十分そういう学びの場は提供はしているつもりでありますけれども、しばらくすると、そのときのことも忘れてしまうというようなことであっては、やっぱり何もならないというふうに思っております。

これまでもいろいろな研修等をやっているわけでありましてけれども、今後そういったこともさらに充実させて、職員全体でこの問題には取り組むような、そういうモチベーションを上げていきたいというふうなことを感じたところです。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 4番。

○4番（宮本修治君） 町長自ら、皆さんに、課長あたり、管理職の方に指導をしていただき、さらに管理職の方が徹底して対応をするようにお願いしますとともに、どっちみち、そういう若手の方々は、中長期で見た場合、今度は部下を指導する側になりますので、今さえよければいいという感覚は捨てていただいて、今入ってきた1年生だろうが、2年生だろうが、職員は職員という、役場職員という自覚を持ってちゃんと接していただくように。さらに住民サービス向上に向けて取り組んでいただきますように強くお願いしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（緒方哲哉君） これで、4番、宮本修治議員の質問は終わりました。

しばらく休憩いたします。3時から再開いたします。

---

休憩 午後2時51分

再開 午後3時00分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

答弁に対しまして、訂正の申し出がっております。

これを許します。

産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） 産業振興課長でございます。先ほど、宮本議員さんから御質問の、職員の住民に対する対応策ということで、私、産業振興課長が電話での対応のお答えの中で、言葉として手短に連絡をつなげるということで、手短とというような不適切な発言をしてしまったということで、自分なりに自覚をいたしましたので、この件につきましては簡潔にという言葉に訂正させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（緒方哲哉君） 今の答弁、よろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 決定をいたします。

最後に、6番、西坂和洋議員の質問を許します。

○6番（西坂和洋君） 6番、ただいまから通告書どおりに一般質問をいたしたいと思っております。2項目ですので簡単にいくかと思っております。よろしくお願しておきます。

最初に、2番議員のほうからも話がありましたが、空き家対策の件でお尋ねしたいと思います。

1番に、空き家の実態調査はいつごろ、そして何戸の家が空き家としてありましたか。

○議長（緒方哲哉君） 企画課長。

○企画課長（西坂直君） お答えをいたします。

空き家調査は実施したのかということですが、空き家の実態調査につきましては、今年の7月に各行政区の区長さんを対象に、町内に点在する空き家等の状況を把握し、

今後の町施策に活用することを目的に実態調査を実施いたしました。調査結果につきましては議会資料として提出をしておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。

各行政区別に出しておりますが、一番下のほうに町全体として数字を出しておりますので、ご覧いただきたいと思ひます。空き家全体で298棟ございます。このうち倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある状態などの特定空き家等が60棟、空き家が226棟、それと空き店舗が12棟というふうになっております。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 6番、西坂議員。

**○6番（西坂和洋君）** この資料によりますと、私も今ざっと計算しましたが、宮内は特に空き家が多く、特定空き家、これは早く言えばもう危険家屋ということだと思ひますが、18戸。それから、ただ空き家と書いてあるのは、利活用できる家、これが53戸。世帯数も小さいながら、こちらのほうは大きい数字が出ております。

そして、この空き家対策ということですが、これは空き家の中も一応見聞して判断されたのですか。

**○議長（緒方哲哉君）** 企画課長。

**○企画課長（西坂直君）** 今回の調査につきましては、一応、行政区の区長さんのほうに調査を出しております、区長さんのほうでは、中のほうまでは確認はできていないと思ひます。外からの目視のみでの調査になろうかと思ひます。

**○議長（緒方哲哉君）** 6番。

**○6番（西坂和洋君）** 廃屋になるような危険家屋は、外から見ればもう一目瞭然ですが、利活用できる家は、外から見ても美しい状態は、この家はまだ使われるねって思っても、日ごろの手入れがしていなくて、例えばひと月に一遍とか、ひと月に二遍ぐらい窓をあけて、空気を入れかえないと、中が、畳とかカビが生えて利用できない可能性があります。多分そういったことをしていない家は、やがて解体せねばならない家も、この宮内の場合、53戸、利活用できる家があるそうですが、このうちからもっと今度危険家屋になりかねないものが町全体としてもあると思ひます。それは今後の課題として、役場、それから各行政区の区長さんなり、副区長さんなり、また、これは家宅侵入になりますので、所有者の了解が必要だと思ひます。また、施錠をしてあつたりしますので、そこらあたりの確認も今後進めていかなければならないと思ひます。その点は、企画、またくらし安全推進室等あたりで検討をしてください。

それから、この問題は現在全国的に問題視されておりますが、空き家は国全体で820万戸あるそうです。パーセントにしますと13.5%くらいと推計されているそうです。恐らく甲佐町も、今、推計の状態ですので、今後は把握して、空き家が実際に利活用できるか、これは改装なりをして利活用に持っていくとかされるとよいのではないかと思ひます。

また、この空き家を私なりに定義づけすれば、大きく分けて二つあると思ひます。一つは、有効できる家。二つ目は、老朽化し、崩壊のおそれのある家。つまり廃屋ですね。こういった、多分この二つに限ると思ひます。店舗でも一緒だと思ひます。店舗も空き家で

あれば完全な空き家です。

ところで、利活用できる家、廃屋となっている家、各それぞれの戸数は、先ほど伺いましたが、今後とも戸数の把握なりは企画課あたりでできるかと思えます。この空き家対策については、昨年11月だったですか。国の空き家対策特別措置法が発布され、それから、今年の5月に公布されたわけですが、今後、町としてこういったふうな対応に持っていけるのか、お聞かせをお願いします。

**○議長（緒方哲哉君）** 　くらし安全推進室長。

**○くらし安全推進室長（清水 明君）** 　今後の空き家対策について回答いたします。

先ほど来、答弁があつてございましたけれども、空き家等対策特別措置法は、議員、ありましたように5月に本格施行になりました。これを受けまして、6月にプロジェクトチームを庁内に立ち上げております。現在、その対策等について検討を行っているところでございます。

現在まで4回のプロジェクト会議を開催しまして、一応10月までにその検討結果を町長へ報告、その後、年内をめどに、町としての方向性が示されると、決定されるというふうに思います。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 　6番。

**○6番（西坂和洋君）** 　この問題は結構、暇が要ると思えます。簡単にその空き家を解体したり、それからリフォームして利活用するというのは、まだ6月に立ち上げたプロジェクトチームですので、多分1年間はまだ絶対かかると思えます。

そこで、これは企画課長に私が調べたよその例を、秘密を明かしましたが、それは隣のまちで、大分県の竹田市ですけど、あそこは平成21年にこの問題について検討され、現在も市長をされているんですけど、その方がTOP運動ということで。結局、このTOPの頭文字は、竹田市、またトライ、挑戦ですね。それから、Oはオリジナル、またオンリーワンの頭文字、Pはプロジェクト、パワーの頭文字だそうですが、市長が音頭をとられ、そしてやっぱりプロジェクトチームを結成され、ここは私の調べたところでは、この資料では廃屋については記述してありませんが、利活用できる家を対象としてここに資料をいただいておりますが、いつかテレビでもあった、報道機関でもあったと思えます。

例えば、その報道のときには、千葉県の若い夫婦が農家暮らしをしたいということで、大分県がこういった活動を、利活用する活動をしようということで、それに申し込まれたそうです。そして、プロジェクトチームの中で適当な家を探し、また、所有者の了解も得て、そして今度転居してこられる方に紹介されたそうで、それは、もとの所有者は元農業で、現在は大分市内のほうに住んでおられるそうですが、もう百姓はやめ、農業はやめてそちらで暮らすので、どうにかしてくれという相談があつて、話がまとまったそうです。

また、これは隣町ではありませんが、天草市、天草市はこの竹田市よか一歩早く、1年早くこの活動をされ、そして、ここも一緒ですが、ここは解体せねばならない家、それに対して最高50万、そして利活用するのも最高50万。しかし、例えば解体する費用に60万

だった場合、50万出るわけではなく、2分の1だそうです。恐らく利活用するための改築費用も多分そうなると思います。50万までは出すが、あとはもう個人負担ですよということ。

そして、本当の隣町ですが、益城。益城はまだまだこの話は電話で問い合わせたところ、甲佐はもうプロジェクトチームまでつくってあれば、話が一步進んでいるんですねという話でした。

ですので、こういったことを参考に、これは多分インターネットあたりで検索できると思いますが、そういったところを検討され、今後プロジェクトチームとして甲佐町、またよそのまちのことをそのままねするのではなく、甲佐には甲佐のよさがあると思いますので、そういった方面に持って行ってもらいたいと思います。

これについて、企画課長、大まかな方向性は検討されていますか。

**○議長（緒方哲哉君）** 企画課長。

**○企画課長（西坂 直君）** 議員からの竹田市の資料につきましては先日いただいたばかりでございますので、中身を読んだばかりでございます。参考になるような取り組みもございますけど、今、くらし安全推進室長のほうから答弁がありましたように、プロジェクトチームを立ち上げて今検討中でございますので、そちらのほうの検討材料というふうにさせていただきたいと思います。現在のところ、そういう具体的にどのような対応するのかというのは、答弁は控えさせていただきたいと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 6番。

**○6番（西坂和洋君）** この問題は解体費用とか、またリフォームとかありますので、なかなかそこらあたりの調整が難しいかと思いますが、どちらもよい方向に持って行ってもらえればと思います。

それから、天草市のところは、あそこも市ではありますが、人口は2万どれしこだったと思いますが、結構小さい市で、そして、市外から入居者、転入者が100世帯の、人口が200名、1戸、だから2名程度ですね。その方が、天草市は20年からですので、5年間で200名は人口が増えたそうです。しかし、五、六年たっていますので、人口が増えたけん、それはよかったですねと話したところ、それは、結局、年寄りとか病気の方が亡くなれる数が多いので人口増にはなっていませんが、少しはためになっておりますということでした。

ですので、恐らく人口が増えることによって、甲佐町でも今、人口減少になっておりますが、人口が増やさんことには、いろいろな事業とかもできないと思いますので、今後ともこれは、恐らく企画課だけでなく、各課持ち寄られて、どういったふうにした方がいいか、そこらあたりはもう多分検討されていると思いますので、よろしく願いしておきます。

この問題の最後に町長の意見をお聞かせもらえればと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 町長。

**○町長（奥名克美君）** 実は今、竹田市の定住に向けた政策で空き家バンクの資料をちょっと見ておりました。やっぱりそれぞれの自治体で独自の方法論で取り組んでおられる

ようです。今、甲佐町の場合は、先ほどからお話がありますように、プロジェクトチームの中でさまざまな角度から検討がなされていると思いますので、今日の議員の御提言等も念頭に置きながら、最終的な報告がなされると思いますので、それを待ちたいと思います。その中で本町に合った方策について最終的な結論を出したいと思います。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 6番、西坂議員。

**○6番（西坂和洋君）** この空き家問題は、3年ほど前に宮内には地域おこし協力隊が2名、それから甲佐町全体に1名、家族連れが、あのとき6名ぐらいだったと思います。1夫婦は二人、それから、町のほうの担当者はあのとき3人、それから、今、宮崎のほうに帰っておられる方は独身でしたので一人でしたが、結局あのとき人口が6人も一週に増えたという状態で。また、名前を言っていないかわかりませんが、2名の方、妻帯者だけは甲佐に定住したいという意見を聞いております。

それが、特に宮内は戸数も減ってまいっておりますので、今、宮内に残って、家を借家で借りて、そして頑張っておる人は、完全無農薬農法とか、それから百姓の大きなところの手伝いとかに頑張っておられます。

また、これはサラリーマン向きではないと思いますが、今、サラリーマンでも、もうサラリーマンは飽きた。なら、どっか土地を見つけて百姓でもするかというような考えの人がおられるかと思えます。地元の若者は百姓は離れてしまいましたが、農業とかに魅力のある人も結構おられると思いますので、今、町長も言われたように、一応、立ち上げられたばかりですので、今後の状況を私たちも見守っていきたいと思います。そして、少しでも空き家をなくし、人口を増やすというようなことができるかと思えますので、頑張ってもらいたいと思います。

以上で、空き家問題については一応終わりたいと思いますが、この空き家の調査票、これを今日は虫眼鏡で調べんとわからんごたる状態。これを倍になせば、まあまあ眼鏡ばかりでよかかなと思ったばってん、私も虫眼鏡をそこに持ってきておりますが、余り虫眼鏡を使うと、あなたはもう年寄りのじいさんじゃあるばってんと言われてはなりませんので、この次にはいろいろ資料を出されるときには、この倍ぐらいの紙に、倍にできるはずでもんね。だから、そういうところもお願いしておきます。

次に、税金の滞納状況についてということで、一応質問したいと思います。

第1番目に、税目ごとの滞納者数、また滞納金額等の推移は、ここ数年の状況はどのようになっているか。税務課長。

**○議長（緒方哲哉君）** 税務課長。

**○税務課長（北畑公孝君）** はい、それでは、滞納者数、滞納額の推移について、平成24年から26年の3カ年の推移についてご説明させていただきます。

まず、町税の合計額、これは町民税、固定資産税、軽自動車税の合計となりますが、まず滞納者数につきましては、現年課税分で、平成24年度650人、平成25年度478人、平成26年度431人、現年課税分の滞納額につきましては、平成24年度1,696万9,310円、平成25年

度1,281万7,830円、平成26年度で1,422万3,414円となっております。減少しておりました現年課税分の滞納額につきましては、平成26年度で増額となっております。ただ、直近の5年間で推移を見てみますと、滞納者数、滞納額とも減少傾向にあります。平成26年度につきましては、決算書で記載してありますとおり、法人町民税で206万9,100円の滞納が発生しております。ただ、これにつきましては、出納閉鎖後の6月にご納付をいただいておりますので、実質的には減少となっております。ご質問の各税目につきまして、町民税、固定資産税、軽自動車税、全ての税目におきましても、滞納者数、滞納額ともに減少傾向にあります。

続きまして、国民健康保険税につきましてもご説明申し上げます。

国民健康保険税の滞納者数は、まず町民税と同じく現年課税分で、平成24年度264人、平成25年度219人、平成26年度181人、現年課税分の滞納額ですが、平成24年で2,282万3,678円、平成25年度1,702万6,834円、平成26年度で1,282万7,720円となっており、滞納者数、また滞納額につきましても減少傾向にあります。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 6番。

**○6番（西坂和洋君）** 今日、監査委員の方から報告がありましたが、国保税に対しては滞納額が増えておるのでということでしたが、これでいくと、私の資料で今ちょっと計算したところによると、これは滞納繰越額、それから最初の項目のほうで書いてある、左側のほうですけど、現年度、それから今までの繰越滞納金、合わせると。

**○議長（緒方哲哉君）** 西坂議員、もう少しマイクに近づいて。

**○6番（西坂和洋君）** 最初から申します。国民年金によりますと、現年度分1,282万7,720円、それから前からの繰越分が1億3,184万616円ですか。すみません。そこで差額を計算しますと、結構高かですよ、後の滞納額が。一応この滞納額はこうやって国保が赤字状態寸前、もう赤字状態と一緒ですので。これは今年の3月だったですか。税率引き上げ、大体、前、住民生活課の課長のほうから13.5%という話がありましたが、これは一概に国保全体の押均しはちょっと計算しにくいと思います。ですので、この13.5%上がった分が、こうやって滞納者等が多くなったと思われそうですが、担当課はどちらでもよろしいんですけど。

**○議長（緒方哲哉君）** 税務課長。

**○税務課長（北畑公孝君）** 国保税の税率引き上げにつきましては、平成27年度課税分からの引き上げとなっておりますので、今、今回お示ししました分につきましては、平成26年度の決算状況となっております。

ご質問の趣旨としては、国保税の税率アップについて収納率的にはどうかというご質問かと思っておりますので、その点についてお答えさせていただきます。

平成26年度と平成27年度の現年課税分について比較をしております。各年度の第2期分で、納期限後で督促状及び第3期分の納付書発送前の8月14日時点で比較をしております。

まず、現年分の調定額で3,769万4,500円増の調定額といたしまして3億4,610万8,900円

となっております。収入額につきましては、742万7,600円の増の7,470万4,900円となっております。収納率といたしましては、平成26年度と平成27年度の8月14日現在での比較といたしましては、0.23ポイント減の収納率21.58%となっております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 6番。

**○6番（西坂和洋君）** この税目ごとのパーセント、徴収率のパーセントを見ますと、たばこ税まではほとんど横ばい状態か、上昇しているところもあったかと思いますが、国保税については66.53%、やっぱり国保税のアップがこういった数字にあらわれているのではないかと思います。今、住民の中でも国保税は大分上がったね、やおいかんねと言わす人もおられるようです。また、中には、国保税は結局自分たちが病気したときの保険料ですので、それは仕方のなかろうね。国保を運営していくには元手が要るのでという話をされる人もおります。

しかし、また、この税率はたしか3年前に上がったかと思いますが、今後、2年越しとか3年越しとか、そういった考えは、町長、どうお思いですか。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 国保については保険者のほうが、現在は市町村になっていますけれども、平成30年になりますと、大体の見通しとして都道府県がこれに当たるように変更がなされるようであります。それまでに、何とか税率については今のままいきたいというのが本音ではありますけれども、昨年度の26年度数字を見てみますと、そう極端に悪化しているには思いませんので、今のままで推移した場合は現行のままいけるのかなというような憶測、推測をしているところであります。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 6番、西坂議員。

**○6番（西坂和洋君）** しかし、これはもう税目全体といってもよろしいですが、滞納が発生した場合には、督促は20日過ぎたら督促状となって納付者に行くのだと思いますが、すぐ、そのまま納めていただければ、利子とか、いろいろつかないと思いますが、これを超えますと、延滞金とか、加算されると思います。それを何年も何十年も払わない人は、仮に時効がこれは5年だと思いますが、督促状は毎年出しておられるのですか。

**○議長（緒方哲哉君）** 税務課長。

**○税務課長（北畑公孝君）** 督促状の件でございますけれども、督促状につきましては、地方税法上で納期限を過ぎて20日以内に発するというようになっております。督促上の税法的な効力といたしましては、その1回限りは督促状としての効力を有します。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 6番。

**○6番（西坂和洋君）** これは地方税法だったですね。しばらくお待ちください。

**○議長（緒方哲哉君）** しばらく休憩します。

休憩 午後 3 時37分

再開 午後 3 時39分

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○6番（西坂和洋君） この督促状、大体何回ばかり催促されておりますか。その全員でなくてよろしいですので、トップ10かトップ5ぐらいの。

○議長（緒方哲哉君） 意味のわかるですね。

税務課長。

○税務課長（北畑公孝君） 督促状の件につきまして御説明いたしますと、督促状という言葉のものですけれども、これにつきましては、納期限が参りまして、税金を納められていない方に対しまして20日以内に1回だけ送付します。その後、督促状ではございませんが、文書による催告ですね。督促状ではなく催告、納税を促す通知を行ったり、電話による催告等を行って、自主納付につなげるためのご連絡をいたしております。督促状につきましては、一つの納期限に対して1回限りは督促状になりますが、その後、督促状ではございませんが、催告状として未納の納税者の方にはお送りいたしております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 6番。

○6番（西坂和洋君） その催告を出されて、また何度も催告状は出されると思いますが、大体何年ばかり出されますか。何年続けて。ずっと出されますか。例えば毎年毎年とか、1年に2回とか、そこらあたりはどうなっていますか。

○議長（緒方哲哉君） 税務課長。

○税務課長（北畑公孝君） 催告状につきましては、何年続けて出すとか、そういう決まり等は一切ございません。税法上もですね。ただ、まず税金といたしましては、自主的に納められるのが、立場的に自主納付が原則でございますので、催告状を出す中で滞納が長期にわたられる方、高額な方に対しましては、面接等によって、納税相談、また納税誓約書の徴取、また納税計画等を立てて、自主的に納付いただけるようにやっております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 6番。

○6番（西坂和洋君） この国保問題から入りましたが、皆さんもご存じのとおり、7月の11日、熊日新聞さんが記事になされておりますが、これは我が町のことでありません。これは菊池市議会議員の中で、それはもう議員の中で滞納者が4名ぐらい、現職の議員が2名おると載っておりますが、その後、いろいろ辞職勧告も決議されたそうですが、その後、記事が余り新聞に報道されないのですので、その後は余り私も調べておりませんが、

これは甲佐町においてもまたしかりではないかと思えます。甲佐町においては、滞納など4億円を超えるということでもいろいろ載ってございましたが、そして、私が一般質問の中でこの滞納問題を一般質問しましたところ、そのとき、議会だよりに筆者を見つけてお願いしたところ、その方が甲佐町の議員の中で、下手すれば11名、少なければ4名ないし5

名の滞納者がおつたとありますが。

そこで、私は、私がお願いした傍聴席からの文章のところですか、一応、議会事務局長と私と本人さんと会議室で議論し、そして、そのときの広報委員の委員長が、これは下手すると全員が滞納しよっとじゃなかろうかと言って、そして税務課から納税証明書じゃなくて、納付しているか、いないか、滞納があったか、なかかということをもられました。それには数名の方がやっぱり滞納されておつたと思います。

そういったことは、恐らく地方自治体の長である奥名町長あたりは把握されていたのではないかと思います。そこらあたりはどうなっておりますか。奥名町長の意見を。

**○議長（緒方哲哉君）** しばらく休憩します。

---

休憩 午後 3 時45分

再開 午後 3 時48分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番、西坂議員。

**○6番（西坂和洋君）** ただいまの私が町長に質問を投げかけましたが、この税の滞納問題に関しては、税務課長に答弁いただいたところで終結したいと思います。あとは事務局のほうで議事録から削除をお願いします。

以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもお疲れさんです。

（「ちょっと待って、今、11人が滞納どうのこうのと言ったけん」と呼ぶ者あり）

**○6番（西坂和洋君）** なら、議事録に載せないでください。

**○議長（緒方哲哉君）** しばらく休憩します。しばらく休憩します。

---

休憩 午後 3 時49分

再開 午後 3 時49分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これで、6番、西坂和洋議員の質問は終わりました。

税務課のほうから、先ほどの答弁について、もう少し補足説明をさせてくれということでございますので、それを許します。

税務課長。

**○税務課長（北畑公孝君）** 申しわけございません。時間をとらせてまして。

先ほど私の説明が、十分な点がなかった点があったということで、誤解を招くようなことが起きているかと思えます。国民健康保険税の滞納額徴収率につきまして、もう一度改めて説明させていただきます。滞納額につきましては、平成24年度全体で1億7,254万8,997円、平成25年度で1億6,616万8,165円、平成26年度で1億4,466万8,336円と滞納額につきましては減少しております。徴収率につきましても、現年課税分につきまして、平

成24年度で93.16、平成25年度で94.77、平成26年度で95.82と毎年上昇しております。

実際、県の平均と比較しましても、現年分につきましては、県の平均が91.27%となっておりますが、平成26年度甲佐町における国民健康保険の収納率につきましては95.82%ということで、現年課税分については改善されているということをお伝えしたいと思えます。

時間をとらせました。申しわけございませんでした。以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 今の説明、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 以上をもって、本日の日程は終了いたしました。

来週の月曜日、14日は午前10時から本会場において会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

議員の皆さんにおきましては、先ほど申しましたように、ちょっと協議したいと思えますので、控え室のほうにお集まりください。

---

散会 午後3時54分

9月14日（月曜日）

平成27年第3回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第2号)

1. 招集年月日 平成27年9月11日  
1. 招集の場所 甲佐町議会議場  
1. 開会 9月14日 午前10時00分 議長宣告  
1. 閉会 9月14日 午後4時43分 議長宣告

1. 応招議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 西坂 和洋
7番 宮川 安明	8番 緒方 哲哉	9番 本郷 昭宣
10番 渡邊 俊一	11番 本田 新	12番 中村 幸男

1. 不応招議員

なし

1. 出席議員

1番 山内 亮一	2番 佐野 安春	3番 荒田 博
4番 宮本 修治	5番 福田 謙二	6番 西坂 和洋
7番 宮川 安明	8番 緒方 哲哉	9番 本郷 昭宣
10番 渡邊 俊一	11番 本田 新	12番 中村 幸男

1. 欠席議員

なし

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 岡本 幹春 議会事務局事務長 山本 洋子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町 長 奥名 克美	副町長 師富 省三
会計管理者 田上 洋子	総務課長 内山 洋
企画課長 西坂 直	くらし安全推進室長 清水 明
税務課長 北畑 公孝	住民生活課長 福島 明広
総合保健福祉センター所長 井上 美穂	町民センター所長 吉岡 英二
産業振興課長 鳴瀬 美善	建設課長 志戸岡 弘
環境衛生課長 橋本 良一	会計課長 田上 洋子

福祉課介護保険係長	柴田郁子	福祉課社会福祉係長	渡邊友美
福祉課子ども・障がい福祉係長	美濃田知也	教 育 長	蔵田勇治
学校教育課長	古閑 敦	社会教育課長	上田 悟
農業委員会事務局長	鳴瀬美善	選挙管理委員会書記長	内山 洋
代表監査委員	本田 進		

## 1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

### 1. 会議に付した事件

日程第1 同意第5号 甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについて

日程第2 認定第1号 平成26年度甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定について

追加日程第1 発言取り消しの申出

追加日程第2 西坂和洋議員に対する懲罰動議（懲罰特別委員会の設置）

追加日程第3 西坂和洋議員に対する懲罰について

日程第3 認定第2号 平成26年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定第3号 平成26年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 認定第4号 平成26年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定第5号 平成26年度甲佐町水道事業会計決算の認定について

日程第7 承認第4号 専決処分の報告及び承認について

日程第8 報告第2号 甲佐町土地開発公社の清算報告について

日程第9 報告第3号 財政健全化判断比率等の報告について

日程第10 議案第29号 甲佐町保健委員会設置条例の廃止について

日程第11 議案第30号 甲佐町個人情報保護条例の一部改正について

日程第12 議案第31号 甲佐町指定金融機関の指定について

## 1. 議事の経過

開議 午前10時00分

---

**○議長（緒方哲哉君）** おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

---

### 日程第1 同意第5号 甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについて

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第1、同意第5号、甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

税務課長。

**○税務課長（北畑公孝君）** それでは、同意第5号につきましてご説明を申し上げます。同意第5号、甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについて。

下記の者を甲佐町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記。甲佐町大字■■■■■。平野啓治氏。■■■■■■■■日生まれ。

平成27年9月11日提出。町長名でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 町長の提案理由を求めます。

奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明を申し上げます。

今回、甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任についてご提案をいたしております平野啓治氏は、平成18年から21年にかけて農業委員会委員、また、平成25年1月から現在まで、世持区の囑託員として、町行政の円滑な運営のため御尽力をいただいているところであります。このように、氏は行政に対する豊富な経験と卓越した識見をお持ちであり、甲佐町固定資産評価審査委員会委員として選任をしたいので、議会の同意を求めるものであります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**○議長（緒方哲哉君）** これより質疑を行います。

何か質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

7番、宮川議員。

**○7番（宮川安明君）** 7番。同意第5号、甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについてでございますが、ただいま町長の選任の説明の中にもありましたように、平野氏は乙女地区の区長会長も勤めておられますし、地域に非常に精通されているわけでございます。評価委員として、しっかりと活躍されるということを信じております。そういうことで、この選任に同意することに賛成をいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これで討論を終結します。

これから、同意第5号、甲佐町固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時05分

再開 午前10時07分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

## 日程第2 認定第1号 平成26年度甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定について

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第2、認定第1号、平成26年度甲佐町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

**○総務課長（内山 洋君）** それでは、認定第1号についてご説明を申し上げます。

認定第1号、平成26年度甲佐町一般会計歳入歳出決算書についてご説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成26年度歳入総括表、歳入です。この表の中で、款と収入済額をもって説明をさせていただきます。

款1、町税です。収入済額が9億301万716円です。

款2、地方譲与税5,702万3,000円です。

款 3、利子割交付金119万8,000円です。

款 4、配当割交付金433万2,000円です。

款 5、株式等譲渡所得割交付金432万5,000円です。

款 6、ゴルフ場利用税交付金1,130万2,375円です。

款 7、地方消費税交付金 1 億2,324万2,000円です。

次のページをお願いいたします。

款 8、自動車取得税交付金507万9,000円です。

款 9、地方特例交付金614万9,000円です。

款10、地方交付税22億3,317万円です。

款11、交通安全対策特別交付金116万3,000円です。

款12、分担金及び負担金 1 億889万6,532円です。

款13、使用料及び手数料4,515万5,507円です。

款14、国庫支出金12億439万534円です。

次のページをお願いいたします。

款15、県支出金 4 億9,034万2,192円です。

款16、財産収入6,129万8,051円です。

款17、寄附金147万円です。

款18、繰入金 4 億4,480万2,931円です。

款19、繰越金 3 億3,236万2,877円です。

款20、諸収入5,412万5,917円です。

次のページをお願いいたします。

款21、町債 8 億5,633万7,000円です。

歳入合計、収入済額が69億4,917万5,632円となっております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。歳出につきましても、款と支出済額をもって説明をさせていただきます。

款 1、議会費、支出済額が8,278万2,313円です。

款 2、総務費 7 億7,606万5,547円です。

款 3、民生費18億559万8,274円です。

款 4、衛生費 7 億5,796万3,285円です。

款 5、農林水産業費 2 億1,046万4,370円です。

次のページをお願いいたします。

款 6、商工費3,222万703円です。

款 7、土木費10億2,846万5,510円です。

款 8、消防費 2 億5,365万3,299円です。

款 9、教育費 8 億4,610万1,131円です。

款10、災害復旧費ゼロ円です。

次のページをお願いいたします。

款11、公債費 7 億9,861万3,852円です。

款12、諸支出金ゼロ円です。

款13、予備費も同じくゼロ円です。

歳出合計、支出済額65億9,192万8,284円となっております。

その下でございます。歳入歳出差引残額です。3 億5,724万7,348円、うち基金積立金が1 億6,000万円です。

平成27年 9 月11日提出、町長名でございます。

次、86ページをお開きいただきたいと思います。86ページをお願いいたします。

平成26年度実質収支に関する調書です。

1、歳入総額69億4,917万5,632円から、2、歳出総額65億9,192万8,284円を差し引き、3、歳入歳出差引額が 3 億5,724万7,348円です。

4、翌年度へ繰り越すべき財源、(2)繰越明許費繰越額が4,537万円です。

5、実質収支額が 3 億1,187万7,348円となり、6、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入金繰入額が 1 億6,000万円となっております。

実質収支額から地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額を差し引いた 1 億5,187万7,348円が、次年度への繰越額となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくをお願いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 以上で説明が終わりました。

これより質疑を行います。

まず、歳入から、款 1、町税から、款13、使用料及び手数料まで。8 ページから14ページ中段まで。

質疑ございませんか。

款 1、町税から、款13、使用料及び手数料まで、8 ページから14ページ中段までです。

質疑ございませんか。

11番、本田議員。

**○11番（本田 新君）** 13ページですね、中ごろのちょっと下あたりに農業研修センターの使用料が百四十何万上がっておりますけども、この主な中身というのはどういったもので収入を得ているのか教えてください。

**○議長（緒方哲哉君）** 産業振興課長。

**○産業振興課長（鳴瀬美善君）** 農業研修センターの使用料でございますけど、ろくじ館ということでございますが、使用料につきましては、研修室と一番主なものは多目的ホールを青空市場運営委員会のほうが利用されておりますけれども、そちらのほうが使用料としては一番大きくて、御存じのとおり142万3,000円ほどの収入になっているということでございます。その他につきましては、研修室のほうをパッチワーク教室であったり、そういったもので利用されております。

**○議長（緒方哲哉君）** 11番、本田議員。

**○11番（本田 新君）** あそこのろくじ館はですね、2,000万だったかな、3,000万か4,000万ちょっと金額はわからないけども、改修して、売り上げが上がっていると思うんですけど、その傾向をちょっと教えてください。あくまでも傾向だから、増えよる、増えよらんでもいいし、そんなに……。

**○議長（緒方哲哉君）** 産業振興課長。

**○産業振興課長（鳴瀬美善君）** はい、御指摘のとおり、ろくじ館の多目的ホールについては改修を行っております。その後、いろいろな課題もありまして、現在、売り上げを上げるために、あそこで管理者になる、今、館長と申しますけれども、その方のほうを一応町のほうも支援して、192万ほど人件費のほうで支援しながら、収入として6,800万円前後でありました収入について、現在の段階で、月ごとに今、累計をとっていっていただきますけれども、対前年度として全てプラスの方向で進んでいるということで、最終的にはまだ出ませんが、今、そういった効果が上がっているということで進めていっております。以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 11番。

**○11番（本田 新君）** 増をしてるんですよ、と思います、感覚的にですね。ただ思うのは、もうちょっとこう上げたいと。上がってほしいなという思いがあって。じゃあ、ほかにどういったことをやったら、もう少しなるんだろうとか、そういったことについてですね。今すぐ答弁は結構でございますので、今後、十分に研究をしていただきたいということだけ、この場で、決算の一つの思いとして、意見として述べさせていただきます。よろしく願いしておきます。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかにございませんか。

4番、宮本議員。

**○4番（宮本修治君）** はい、4番。13ページのですね、教育使用料の中の井戸江峡キャンプ場使用料と川平キャンプ場使用料ともに、これ、増加傾向にあるのか、ないのか。井戸江峡のほうは工事期間中で少なかったと思いますけども、その点はいかがですか。

**○議長（緒方哲哉君）** 社会教育課長。

**○社会教育課長（上田 悟君）** それでは、まず、井戸江峡キャンプ場の使用料の42万円についてご説明申し上げます。

井戸江峡キャンプ場につきましては、御存じのとおり、今、工事中ということで、平成31年だったですかね、工事の終了するまで休業ということでしておりますけれども、その一つ、キャンプ場の中のキャビンですね。キャビンを1棟ということで工事現場の方に貸し出しまして、年間42万円ということで使用料のほうは上がっております。それ以前につきましては、25年度からその使用料ということで42万円が入っておりますけれども、以前はキャンプ場を利用されている方に65万円、71万円というようなことで利用いただいているところでございます。

それから、川平キャンプ場の利用状況ということで、ここ近年の利用状況についてご説明申し上げます。過去3年ぐらいでよろしゅうございますかね。

○4番（宮本修治君） はい。

○社会教育課長（上田 悟君） 平成24年度につきましては、67件の430人、29万7,100円と。それから平成25年度につきましては、47件の373人、19万8,500円。平成26年度、昨年ですけれども57件の394人、21万9,900円というような利用状況になっております。

キャンプ場はそのときの自然の状況によって、雨とかが多かった場合は結構キャンセル等がありまして変動はありますけれども、大体、川平キャンプ場におきましては15万円から、先ほど言いました24年度が一番多く、29万7,000円というような状況になっております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 4番。

○4番（宮本修治君） はい、4番。そこの使用料としては、その建設会社あたりの宿舎に貸しておられるということで。歳入のほうに関しては、使用が改善される方向でいった方がいいんじゃないかと思えますけれども。特に、川平キャンプ場あたりは利用者は多いけれども、後で歳出のほうがございますけれどもその収入のほうが少ないといえどもどうかと思えますので質問ただけであって、まあ改善されるという余地があると思えますので、質問いたしました。

○議長（緒方哲哉君） ほかにございませんか。

7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君） はい。12ページの教育費負担金。この通学用シャトルバス保護者負担金ですね。これ、今、乙女地区で使われておりますけど、生徒さん何人ぐらいで、そしてその保護者の負担額というのはどれくらいなのか、教えていただけませんか。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（古閑 敦君） 乙女地区、乙女小学校のほうで利用しております通学用シャトルバスにつきましては、現在、利用者のほうが52名です。負担金といたしましては、乗車区間ごとに算定しました定期バス料金の20%というところで、今、徴収をしているところです。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） それじゃあバスの運賃といいますか、それが上がれば、これが上がるということですね。余りバスも利用しないもんだから、具体的な数字がわからん。田原から通っておられる子どもさんの負担金は幾らですか。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（古閑 敦君） すみません。田原からの負担金といたしましては、5,330円になっております。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） これは、シャトルバスは、すみませんけど、勉強不足ですけど、何年ぐらい前からやっておられたですかね。

○議長（緒方哲哉君） 学校教育課長。

○学校教育課長（古閑 敦君） 乙女小シャトルバスにつきましては、平成16年の9月から運行しております。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） もうそしたら10年過ぎとるわけですね。ただ、この5,330円というのは高いかどうかということは、まだそこまであれですけども……。今後ですね、やっぱりこう定住促進その他、子育て支援というふうに、町が、町長の所信表明にもありましたように進めていくということであれば、やはりその辺のことを少し考えられたらどうかという思いもありますし、ほかにも乙女だけじゃなくて、例えば芝原団地とかその辺の方々から通学させるのもどうかという思いもあります。基本的に、今後のシャトルバスに対しての、学校教育課としての考え方はどういうお考えをお持ちなのかだけ、お聞かせ願えますか。

○議長（緒方哲哉君） いいですか。

学校教育課長。

○学校教育課長（古閑 敦君） シャトルバスの乙女地区以外のところでの利用ということですが、議員さんおっしゃるとおりに登校距離がかなり遠いお子さんもいらっしゃいます。今言われたように、芝原団地とかそういったところで、今、シャトルバスのほうが熊本バスさんの路線のところかどうかというところではしております。ただ、先ほど申しましたように距離が長いところ、そういったところもありますので、将来的には考えていく必要があるということで、今、こちらのほうでも、ちょっと距離とかそういったところを調査しながら検討してまいりたいというふうには思っております。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩いたします。

---

休憩 午前10時30分

再開 午前10時30分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥名町長。

○町長（奥名克美君） ただいまの古閑課長の発言ですけれども、教育長部局としての思いをちょっと述べられたんだらうと思います。最終的な町の方針としては、まだ何も決定をしておりません。

というのが、この乙女地区におけるシャトルバスについては、距離のことから申し上げますと、白旗地区には中早川から通っている子供もおりますし、非常にこの距離だけを重視して物事を考えると、ちょっと、少々おかしな局面も出てきやしないかというようなことを考えております。

本来ならですね、やはり子供たちには歩いて通学させる、そのことがやっぱり体力をつけることにもなりますし、やっぱり小さいときからですね、歩くということは非常に私は

大事なことだというふうに考えています。私自身も毎日通って、小学校まで3キロ以上の道を、天候のいい悪いに限らず通学をしていた経験があります。我々のころにできて、今の子供たちにできないということはない。ただ、安全性とかですね、そういった考え方において、現在、乙女小学校の遠距離になりますと1人で通わなくちゃならんとかですね。そういった安全性も配慮しなくちゃならんということから始まった事業だと思いますので、これ、非常にやっぱりいろんな局面からですね、角度から考えて、最終的な結論を出すべきだろうというような思いを持っているところです。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 7番。

**○7番（宮川安明君）** はい。学校部局と町長のお考えが少し違ってるといのは、わかりました。

ただですね、町長がおっしゃるように、私が言いましたように、安心して甲佐町で子育てをしようとか、若い人を呼び込もうとかいうような考えで、町政が進んでいるわけですから。乙女地区でいいますと、特に府領、田原、このあたりは非常にもう住宅も増えておりますしですね、今からもそういう利用をされるお子さんは増えるんじゃないかというふうに思います。そういうふうになってくると、先ほども金額も聞きましたけど、なかなか保護者の方の負担というの、いろんな面で学校に関しましては、クラブ活動だとかいろいろなこと非常に私は、保護者の方が負担が非常にあるんじゃないかなというふうに感じております。そういう面からも、今、具体的に幾らなのかということをお聞きしましたが、そういう面もありますのでですね。まとまりのない話になりますけど、今後の町の将来、人口ビジョンその他で人口増を図っていかれるならばですね、その辺もしっかり考えていただきたいなという思いで質問させていただきました。ありがとうございました。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** ありませんようですので、次に款14、国庫支出金から、款15、県支出金まで、14ページから21ページまで、何か御質問ありませんか。14ページから21ページです。款14、国庫支出金から、款15、県支出金までです。

何か質疑ございませんか。

3番、荒田議員。

**○3番（荒田 博君）** はい、3番。15ページの子育て世帯臨時特例給付金補助金、また、臨時福祉給付金給付事業補助金でありますけれども、恐らく消費税増税に伴う臨時的な給付金だったかと思っておりますけれども、これの対象の方が全て申し込みされたのかどうか、そのあたりを教えていただければと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** いいですか。

**○3番（荒田 博君）** わからんのなら、後からでもいいですよ。

**○議長（緒方哲哉君）** しばらく休憩します。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時37分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） 人数等はですね、後からでも教えていただければと思いますけども。なぜこういう質問したかといいますと、そういう対象の方が申請し忘れ等の、そういう心配がございましたもので、その点をお聞きいたしました。後から教えていただければと思います。

○議長（緒方哲哉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ないようでございます。

次に、款16、財産収入から、款21、町債まで、21ページから29ページまで、何か質疑ございませんか。款16、財産収入から、款21、町債まで。21ページから29ページまでです。

質疑ございませんか。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 27ページの上のほうに、社会福祉協議会からの返還金ということで上がっております。このことについて詳しく聞こうかなと思ったんですが、これはもうあれですけども、これは協議会の返還金でございますので、ここ二、三年、この金額はというふうな金額できておるのか、お教え願います。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 町から社協に対する助成については、基本的に人権費の補充をやっているということでありますので、年間の最終的に金額を計算して、超過した部分については返還をしてもらうということで、これまでもやっているところです。ですから、年間、若干の金額の差異は発生するかというふうに思います。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 11番。

○11番（本田 新君） いろんな考え方があるかもしれませんが、私はこの返還金というのはですね、普通、歳入が多いほうがいいんでしょうけども、私はこの返還金は少ないほうがいいと思っています。それだけ社協が活動している、福祉活動をやると、やっぱりそれだけ経費がかかるから。だから、この返還金をなるべく私は少なくなるような方向へいったほうがいいなという思いで、甲佐町全体の福祉を見ているんですけども。

社協のこれまでの働きをですね、もっともっと活発に私はしてもらいたいなというふうに思いますし、いろんなところでこう負担とか、何て言うかな、助成金あたりも、社協からも流れてる、いろんな福祉団体に流れておるとは思いますけども、そういったものの見直しだとか、今後、町に返還金として残るよりも、私はそういったほうにやってですね……。福祉を向上させたほうがいいんじゃないかなという思いがあったので、ちょっとこの質問

をさせていただきました。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかに質疑ございませんか。

2番、佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** ページ26、3の雑入の件に関してお尋ねをいたします。

この備考欄に項目がたくさん載っております。確認できないところもありますが、広報こうさとかですね、場合によっては単独のチラシでイベントの募集をされる際に、参加費とか受講料というような名目があるかと思うんですけども、その歳入はこの雑入の中に入るのでしょうか。それ以外の経理でされるのでしょうか。お尋ねします。

**○議長（緒方哲哉君）** 総務課長。

**○総務課長（内山 洋君）** 私のほうからお答えをさせていただきます。

一般的に、町の予算を支出しているんな事業を行って、それに伴う参加費等の収入があったときは、この雑入に入ってくるかと思えます。

ただ、いろんな実行委員会とかそういったところで、町の外郭団体というか、そういう協議会等をつくって、その主催のもとに行われる事業でありますれば、そちらのほうの決算というか、収入額、支出額の中の予算上の中に出てくるものがあるというふうになっております。ですので、ここに上がってきておるものは全て、町が主催して予算を措置したのについて収入があったものを雑入として予算計上できていないもの、小さいものとか、いろいろ、臨時のもの等ございます。そういったところが、この雑入で上がってきております。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番。

**○2番（佐野安春君）** 例えばですね、9月の広報の中にある公民館主催講座というのは参加費というのがありますけど、これは町の主催ですか。町の主催ではない……。

**○議長（緒方哲哉君）** 社会教育課長。

**○社会教育課長（上田 悟君）** はい、公民館の主催事業として実施しております。ですから、予算的には支出をする場合、講師とかをお願いしてする場合は講師謝金とか払うものもございますけれども、その他、材料代そこらあたりをですね、参加される方がその講師の先生に支払って支出される場合もございます。基本的には、公民館主催講座というふうなことで実施しております。

**○2番（佐野安春君）** そしたら、町のほうには入らない……。

**○社会教育課長（上田 悟君）** 町には入ります。

**○2番（佐野安春君）** 入る……。

**○社会教育課長（上田 悟君）** はい。

**○2番（佐野安春君）** じゃあ、この中に入ってくるんですね。こういうところに。

**○社会教育課長（上田 悟君）** はい、入ります。

**○2番（佐野安春君）** わかりました。

○議長（緒方哲哉君） ほかに……。

7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君） 私もこの雑入のところで、27ページの甲佐町史ですね。これは甲佐町史代というように書いてあるけど。その販売はどうなっておるのかということ……。現状として……。まだあると思いますけど、どれくらい残ってるのかとか。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（上田 悟君） はい、甲佐町史の販売ということで、現在、どのくらい残っているかというようなこともありますけれども、甲佐町史につきましては、印刷部数800部ということで、これにつきましては、町史を編集する委員さんの方でこの部数的には話し合われて、その部数は決まっております。無償配布ということで、そのうちからその町史にかかわった先生だったり、資料を提供いただいた方等に252部を無償配布ということで配布しております。それと、販売につきましては、平成25年度が138部、金額といたしまして69万円。それから26年度、72部、36万円と。27年度におきましては、現在30部ということで15万円が販売されております。合計の240部で、120万円が販売というようなことになっております。甲佐町史の残につきましては、現在、308部が残として今残っているところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 7番。

○7番（宮川安明君） 800部つくって、308部残っておるわけですね。やはり、これはいろいろ努力はされておると思うけども、もうちょっとこう、どうにかならんかなという思いですけども。我々議員も、各1部ずつ買ったような記憶がございますけども、そういう状況であれば、やはりもっと皆さんに周知して……。まあ、販売ちゅう言い方が適当かどうかわからんけども、やっぱり300部、3年たって残っておるっていうのは、せっかくあれだけ一生懸命ですね、町史に関しては長い時間かけてやった事業ですので、もう少しこう、努力をされとると思うけども、やり方を変えてでもやっていただけんかなという思いでございますが、いかがでございますか。

○議長（緒方哲哉君） 社会教育課長。

○社会教育課長（上田 悟君） はい、議員のおっしゃるとおりでございます。この甲佐町史等の販売等につきましても、東京甲佐会、それから関西緑友会ですか、そういった会があるときに、甲佐町史のチラシですかね、申し込み等もお願いしながら、今、実際しているところでございます。そのほか県内の図書館とか、それからこの文化施設等にも、ポスター、そういったところを送りながらやっているところですけども、なかなか、その数としては、なかなか上がってきてないところが現状でございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ないようでございます。

次に、歳出です。初めに、款1、議会費、30ページです。款1、議会費、30ページで、何か質疑ございませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ないようでございます。

次に、款2、総務費、30ページ下段から44ページ上段まで、何か質疑ございませんか。款2、総務費、30ページの下段から44ページ上段までです。

ございませんか。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） この項だけではないんですけど、19ですね、負担金、補助金の件に関して質問いたします。

補助金等交付規約の中には、第15条で実績報告ということで、補助事業が完了したときは、30日以内に実績報告書に収支計算書を添えて町長に報告しなければならないというふうにあります。この補助金を見ますと、かなりの項目があります。それで、例えば1件100万円以上の補助金について、補助事業等実績報告書及び収支決算書というのは私どもに見せていただくというわけにはいかないのかということでお尋ねですけど、わかりませんか。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前10時51分

再開 午前10時53分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） お尋ねの補助の金額の、100万円以上の額についてということでございますけれども、件数がかかなり多くなりますので、うちのほうで各課調査をいたしました後に取りまとめて、後日、御報告をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 2番。

○2番（佐野安春君） はい、その点については時間がかかるかと思っておりますので、後日、提供いただければいいかと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにございませんか。

9番、本郷議員。

○9番（本郷昭宣君） ページ数が34ページです。一番下の13の委託料の中で、電子入札共同システムというのが計上されておりますけれども、これはもう一応稼働して、もう利用された実績があるのか、お聞きしたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） これにつきましては、本格稼働を今年の8月から、既にも

う、熊本県の電子入札共同システムというのがございますが、そちらのほうの運用に加盟いたしまして、実際に入札を行っている状況でございます。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかにございませんか。

11番、本田議員。

**○11番（本田 新君）** 33ページの下のほう、委託料の中に、緑川スポーツに80万円というのが上がっております。これについて、その実績をちょっと報告願いたいと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 企画課長。

**○企画課長（西坂 直君）** 緑川スポーツイベント企画業務委託料ということで、80万円計上しております。これにつきましては、本年度の4月29日に新たに緑川スポーツフェスタということで、交流人口の増加対策として実施をしたわけでございます。

これに伴いまして、昨年度において、その事業構築を行いました。事業構築といいますのは、当日に事業を実施しておりますウオークラリー、それとかグラウンドゴルフ大会、それとキッズサッカー大会、それとグルメゾーンの開催というようなことで、そちらの事業の構築、それと会場におきますのぼり旗等の設置を行っておりますが、そちらの作成等を行っております。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 11番。

**○11番（本田 新君）** そのイベントではですね、その内容はどうだったのか。あれですけれども、例えば、当日何人集めたとか、そういったのはわかっていますでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 産業振興課長。

**○産業振興課長（鳴瀬美善君）** 事業の中身については、産業振興課のほうでご説明申し上げます。

イベントといたしましては、クイズウオークとキッズサッカー、グラウンドゴルフ大会と緑川のEボートのスポーツの触れ合いということで行いましたけれども、クイズウオークについてが参加者が166名、それとキッズサッカーが26チーム、それとグラウンドゴルフが154名、緑川ふれあいスポーツのカヌー、Eボートについてが86名参加されておるということでございます。

それと、もう一つだけ。それと、それぞれの入り込みというか、来客者の数をちょっと把握しておりますけれども、これの総計でいきますと、全体で5,500人ほどお集まりいただいたということで、盛況のうちに終わったということでございます。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 11番。

**○11番（本田 新君）** まとめて質問すればよかったんですけど、まあ、それぐらい大盛況であったということで。町長のほうも、春夏秋冬それぞれにイベントをやりたいということで、春がこれだったろうと思うんですけども、これについて、町長、これからもこのイベントをどうされていかれるのか、さらに拡大してやっていかれるのか、その思いに

ついてちょっと……。申しわけない、決算とはちょっと離れますけども、私は非常にいい企画だったんじゃないかなと思っておりますので、その辺について、町長のまたお考えをお聞かせ願いたいと。

**○議長（緒方哲哉君）** 町長。

**○町長（奥名克美君）** 今年初めてやったイベントになりますけれども、緑川の日とタイアップしてやったということもありまして、入り込み数については、ただいま担当課長のほうから説明を申し上げたとおりであります。

今、甲佐町のほうは、かわまちづくり事業をやろうということで、国交省の支援を仰ぎながら、今、協議会並びに実行委員会を開催しているところであります。その事業の成功にも結びつくためにも、この緑川の日に行いましたこのスポーツフェスタについては非常に、何と言うかな、効果的なイベントになったと思っておりますんで、ぜひ、今後とも、これについては継続してやっていきたいと。また、中身についても充実していきたいというような考えを持っておるところです。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかにございませんか。

1番、山内議員。

**○1番（山内亮一君）** 34ページの中段ですけど、コミュニティ助成事業補助金というのが160万計上してありますが、これは雑入のほうにも同じ金額がありましたけれども、これは同じものかどうか。また、その経緯と理由あたりをお尋ねしたいと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 企画課長。

**○企画課長（西坂 直君）** コミュニティ助成事業についてでございますが、歳出のほうで160万、それと歳入のほうで160万計上しております。

これにつきましては、古閑区のほうで公民館におきます座卓でありますとか椅子、それと地区でのグラウンドゴルフ等を行います際に使います、その用具。それと、草刈り機等を購入をされているということで、宝くじ助成を使ったところでの事業になります。全額、そちらのほうからもらって、それを地区のほうに交付をするというようなことでやっております。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** ないようでございます。

次に、款3、民生費、44ページ中段から51ページ中段まで、何か質疑ありませんか。款3、民生費、44ページの中段から51ページの中段まで、何か質疑ございませんか。44ページの中段から51ページ中段までです。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** ないようでございます。

次に、款4、衛生費、51ページ下段から56ページ中段までです。款4の衛生費、51ペー

ジ下段から56ページ中段まで、何か質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** ないようでございます。

しばらく休憩します。10分ほど休憩します。

---

休憩 午前11時02分

再開 午前11時12分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑はございませんか。款4、衛生費、51ページの下段から56ページ中段まででございます。何か質問ございませんか。質疑ございませんか。51ページ下段から56ページ中段までです。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** ないようでございます。

次に、款5、農林水産業費、56ページ下段から63ページ上段まで。56ページ下段から63ページ上段まで、何か質疑ございませんか。

農林水産業費、56ページ下段から63ページ上段まで、何か質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** ありませんね。

次に、款6、商工費、63ページ、64ページに何か質疑ございませんか。款6の商工費、63ページから64ページ。

質疑ございませんか。

**○議長（緒方哲哉君）** 3番、荒田議員。

**○3番（荒田 博君）** 3番です。64ページの委託料ですけれども、この観光パンフレット作成業務委託料、新たにパンフレットをつくり直されたかと思えますけれども、これをどこに配布して、どういう利活用を今、されてるか。あと、講評あたりも聞かせていただければと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 産業振興課長。

**○産業振興課長（鳴瀬美善君）** 観光パンフレットの作成でございますけれども、まず、部数をちょっとご報告申し上げます。部数につきましては、パンフレットのほうが5,000部と、A3の8つ折りのリーフレットというのが、小さく折り畳むことができるのがありますけど、これを合わせて5,000部ということで作成いたしました。

当然、産業振興課内の窓口はもとよりとして、あとは各町村と振興局、それと、ほかについては益城町にありますグランメッセ熊本。それと、福岡辺にもうちのほうが観光の案内ということで、交通公社といいますか、そういった旅行会社等にも出向いていきますので、そういったところに置かせていただくというような努力をしているところでございま

す。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 3番。

○3番（荒田 博君） 今、どのような場所に配布されているような旨を聞きましたけれども、どのくらい昨年で利用されたのかなど。まだ残ってるでしょう。

○議長（緒方哲哉君） 産業振興課長。

○産業振興課長（鳴瀬美善君） 御質問ですけれども、26年度中に、年度末について、一応作成ができたところでございますので、まだ、在庫の数まではちょっと今ここでは把握しておりませんが、まだ残ってるものについても全て配布して、有効利用で使いたいということだと思っております。まだ在庫は残ってるということで、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ないようでございます。

次に、款7、土木費、65ページから69ページ上段まで。款7、土木費、65ページから69ページまでに何か質疑ございませんか。65ページから69ページ、土木費です。

11番、本田議員。

○11番（本田 新君） 67ページのほうに道路改良費あたりが載っておりますけれども、町が発注した分については、ほぼ地元の業者がとられておるといふふうに思っておりますけれども、その点についてはどうなのか。ちょっと、その点、お聞かせ願いたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） これ、15の工事費のほうで……。

○11番（本田 新君） どこでもいい。

○建設課長（志戸岡 弘君） そうですか。工事費につきましては、今現在発注しております井戸江峡の橋梁工事がですね、御存じのとおりJVで発注しておりますが、そのほかにつきましては、ほとんど町内業者でございます。委託に限ってが、数業者、熊本県内を中心に発注をしております。

件数については、ちょっとこの場では持ち合わせておりませんので、よろしく申し上げます。

○議長（緒方哲哉君） 11番。

○11番（本田 新君） ほぼ、特殊物を除いて地元の業者に発注をされておるといふことなんですけれども、ちょっと思うのは、例えば、それぞれランクがあると思うんですけれども……。件数がちょっとわからないとおっしゃるけれども、大体、1社当たりどれくらい件数だとか、大体どれくらい受注しておられるかだとか、平均で構いませんので大体の数字は出ませんか。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時20分

再開 午前11時20分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

11番。

○11番（本田 新君） すいません、11番です。私も、聞くほうも非常に無理な数字が多いだろうからあれでしょうけども、何かしら、まとめたような資料として、後日いただけるということはできますでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

---

休憩 午前11時20分

再開 午前11時22分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） 26年度ですね、業者の請負の件数をまとめて、後日、資料として御提出したいと思います。よろしいですか。

○11番（本田 新君） はい。

○議長（緒方哲哉君） ほかにございませんか。

6番、西坂議員。

○6番（西坂和洋君） 69ページが一番上のところの町営住宅の移転補償費とありますが、これは町営住宅建てるための、今度、移転する人のための金ですか。

○議長（緒方哲哉君） 建設課長。

○建設課長（志戸岡 弘君） はい、議員おっしゃられますとおりに、建て替えをされて、新たなところに行かれる方のための引っ越しの移転費用でございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ないようでございます。

次に、款8、消防費、69ページから71ページ。消防費、69ページから71ページまで、何か質疑ございませんか。69ページから71ページです。

2番、佐野議員。

○2番（佐野安春君） 71ページの委託料の中で、防災行政無線の保守点検委託料というのが出ておりますが、現在、町において、この防災無線が100%ですね、ちゃんと受信できるようになっているかどうか、お尋ねします。

○議長（緒方哲哉君） ぐらし安全推進室長。

**○くらし安全推進室長（清水 明君）** 防災行政無線が個別受信機のことと思いますけども、100%受信できる状態になっているかという御質問でございますけど、100%ではございません。各家庭から戸別受信機の不具合を承りまして、NECが保守点検をやっておりますけども、そこに個別にですね、伺いまして作業をしております。ですから、100%とは言えません。そのたび、故障のたびにですね、不具合のたびにNECのほうで対応をお願いしております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番。

**○2番（佐野安春君）** 故障とかというようなところもあるかと思うんですけど、場合によってはですね、何て言うか、受信の感度の不具合というようなこともあって、機械そのものに異常はないんですけども、聞けない状態が続くというようなこともあると思うんですが……。100%ではないということですが、じゃあ、どれぐらい受信が可能な状態に、今、なってるかということをお尋ねしたいんですが。

**○議長（緒方哲哉君）** くらし安全推進室長。

**○くらし安全推進室長（清水 明君）** どの程度受信しているかというパーセンテージ的なことはですね、詳しくは把握しておりませんが……。家屋内で無線の入りが悪いというような場合はですね、アンテナを設置して対応しています。ですから、そのたびに対応をしておりますので、何%なのかという数的なことは把握してございません。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番。

**○2番（佐野安春君）** 2番です。この防災無線、自治体からの災害時のお知らせというようなことは、まあ最近の災害においても、大きな話題の一つになってます。やっぱり、自治体からの的確な情報の提供ということで、災害を免れるか、災害になってしまうかというようなところもありますので、防災無線についてはですね、やはり100%を目指すのが私は当然ではないかというふうに考えますので、その対応は、やっぱりしっかりやっていただきたいということをお願いしたいと思います。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** しばらく休憩いたします。

---

休憩 午前11時27分

再開 午前11時28分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 佐野議員おっしゃるとおり、住民の皆さん方に対しての、このいざというときですね、的確な行動をやっていただくためのお知らせは非常にこれは大事なことでありますので、先ほどくらし安全推進室長のほうから申し上げましたようにで

すね、今、屋内のアンテナでは不十分なところについては、屋外のほうにそれ専用のアンテナを立てていただいて、受信の状態をいい状態に持っていただいているというようなことで進めております。で、ありますので、担当課のほうにお知らせいただければ、町のほうもそういった対応をさせていただきますので、それをすることによって、おっしゃるとおり100%化に近づけていけるものだというふうに思います。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかにございませんか。

7番、宮川議員。

**○7番（宮川安明君）** はい、関連でございます。

今、町長のほうから、屋外のアンテナのあれが出ましたけど……。その屋外のほうがですね、聞きづらいとか、聞こえにくいというような場所があるんじゃないかなというふうに思うんですね。というのが、私自身ですけども、どうもこう、例えば、火事的时候、放送があるときですね、火事だっというのはわかりますけど、肝心な場所とかの放送になると、なかなか聞こえないんですね。ですから、もう一回、私のところだけかもしれんけど、そういう点も……。開設されるときは、当然、テストしてやられたんだろうと思いますけど、そういうところも中にはあると思いますんで、一回調査していただければなというふうに思います。

特に、私はもう熊本市が近いもんだからですね、熊本市の防災無線のほうが本当によく聞こえるんですよ。これは皮肉な話だと思いますけどね。城南からのほうだったら、ちゃんと聞こえますので……。聞こえないっちゃうわけじゃないんですよ。何て言いますかね、途中でこう回るのかな。こう、どうなるとかわからんけど、途中で……。まあ、そういう状況がありますので、ぜひ、私はちなみに和田内にある、あそこから聞いてます。もう一回、よければ調査していただきたいなというふうに思います。

**○議長（緒方哲哉君）** くらし安全推進室長。

**○くらし安全推進室長（清水 明君）** 宮川議員の今のお話は屋外拡声器の話と申します。

**○7番（宮川安明君）** そうです。

**○くらし安全推進室長（清水 明君）** この屋外拡声器につきましてはですね、議員御指摘のとおり、聞こえない場所ございます。屋外拡声器はですね、全町を網羅するようなシステムでございまして、あれは近隣の付近の方々に届かせると。そして、それは中継局になりまして、各家庭の個別端子機に送信するというシステムでございまして、それをカバーするために個別受信機を各家庭に設置しているということでございまして、屋外拡声機が、全て、町内全域に行き渡ると、声が行き渡るというシステムじゃございませんので、その点、御理解いただきたいと申します。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** しばらく休憩します。

休憩 午前11時31分  
再開 午前11時34分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

款8の消防費、69ページから71ページまでの質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** ないようでございます。

次に、款9、教育費、71ページ下段から83ページまでに何か質疑ございませんか。教育費、71ページから83ページまでです。

4番、宮本議員。

**○4番（宮本修治君）** はい、4番。さっき歳入のほうでも質問しましたけども、キャンプ場ですね。キャンプ場の運営に当たって、歳入は63万強ということで。ところが、歳出のほうは114万ですか、計上してありますけども、もうこれ、半分ぐらい違うということになりますけども。これ、以前から再三指摘があったかと思えますけども、この委託料の中で見ますと、ほぼ委託料、全部委託料になっておりますけども、その委託をされておるところは民間の方と思えますけども、大変荒れとると思えますけども、両方。そういう、行政側としてはその確認をされとるのか、されとらんのか、ちょっとお伺いします。

**○議長（緒方哲哉君）** 社会教育課長。

**○社会教育課長（上田 悟君）** ただいま御質問がありましたキャンプ場の管理状況というようなことですが、キャンプ場につきましては、昨年からNPO法人自然楽舎みやうちさんのほうにお願いしております。川平キャンプ場が18万、それから井戸江峡キャンプ場が15万6,000円ということになっておりますけれども、確かに御指摘のとおり、特に井戸江峡キャンプ場のほうにつきましては、使用がなされていないということもありますけれども、キャビン、それからバンガロー、それから周辺の施設内の草とか、結構、荒れた状態になっておりましたので、こちらからはそういうことがないようにということで、委託先のNPOさんのほうにはお願いしてるところでございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 4番、宮本議員。

**○4番（宮本修治君）** はい、4番。若干、課長がおっしゃいましたように使用がないんじゃないかと、貸しとるわけでしょう、あそこは、先ほどの45万で。何か、工事関係者ですね。その工事関係者の方に何年まで貸し付けるわけですか。それと、入っておられるとであれば、管理者がおるならば、再三言うて、常時管理をしていただくのが当たり前と思えますけども、その点はいかがですか。何年までか、何年まで貸し付けをされるのか。

**○議長（緒方哲哉君）** 社会教育課長。

**○社会教育課長（上田 悟君）** 井戸江峡キャンプ場につきましては、貸している、あそこの貸してるやつキャビンについて、1棟だけを、その工事の管理事務所といいますか、そちらのほうに貸してるということで、あとのバンガロー、それからキャビン、もう1棟ありますけれども、それについてはうちのほうで管理するというところで……。

年度におきましては、九電さんのあそこの水力発電ですかね、あそこが31年ぐらいまで工事がかかるというようなことで聞いておりますので、それまでは一応、井戸江峡キャンプ場のほうは休止というようなことで思っております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 4番、宮本議員。

**○4番（宮本修治君）** はい、4番。1棟だけ貸し付けてるということであっても、貸し付けてお金をもらってるわけですので、そのままの管理者がおられてですね、素通りするようじゃ、管理者としては成立せんのじゃないですか。お金をわざわざ払っとるわけだけんですね。払っとる以上は、やっぱり見えた草ぐらい切ったがいいんじゃないですか。そして、ましてや63万ぐらいしか入らんとに、歳出のほうは倍ぐらいの114万ですかね、これ。114万、倍ぐらいかかるとるけん。もう大分荒れて、今度、建て替え時期になったらどうしようというお考えか、ちょっとお聞きします。

建て替え、もう傷んでしまって、あれは木材ですね。バンガローかな、木材で、今度は建て替えのときはまた予算ばつげなんですね。しかし、ずうっとこれは赤字でしょう、あそこは。その点ば、ちょっとお伺いします。

**○議長（緒方哲哉君）** いいですか。

社会教育課長。

**○社会教育課長（上田 悟君）** はい。収入からしたときに支出のほうが多いということですがけれども。井戸江峡キャンプ場につきましても、今御指摘のとおり、次にキャンプ場を開設するときに、使用される側が不便ないように、今後はですね、社会教育課職員等につきましてもキャンプ場のほうに足を向けまして、そちらのほう、管理がちゃんとできてるかどうかということで、確認には足を運びたいというふうに思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 4番。

**○4番（宮本修治君）** はい、4番。これは、その都度都度、確認します、しますとおっしゃられるけども、これは大分以前からの問題点であって、それをどうするかという改善策を求められたところだと思います。まだ現状がこのままの状況でですね、仮に31年まで1棟だけ貸し付けるということで、その近隣の方に聞くと、誰も来ないと。夏場あたりでもですね。しかし、この前、ちょっと近所の方とお会いしたけども、草がですね草はぼうぼう生えとって、落ち葉は落ちとって、掃除もせんで、何でここが管理委託ですか。そういうとも踏まえてですね、ちゃんとされたほうがいいと思いますけども。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 井戸江峡キャンプ場とそれから川平キャンプ場の管理運営等についての御質問でありますけれども。井戸江峡のキャンプ場についてはもう少しですね、工事についても早い時期に終了する予定でありましたけれども、何せ川内原発の再稼働ができるかどうか、そのことによって工事の着手、それから完成時期に、非常にこれは影響が出てくる問題でありました。今、手元の資料を見ますと、井戸江峡のキャンプ場が平成20年度では110万円ほど使用料が入っております。現在は、先ほどから課長が説明してお

りますとおり、工事の関係で一般の方々の使用ができませんので、利用料については当然、これはもうその分だけしか、工事関係の宿舍としての賃貸料しか入ってこないというような状況であります。

今後の建て替え等についてはまだ検討はいたしておりませんが、せめてこの維持管理費ぐらいが払えるように、それぐらいの利用料がやっぱり上がるようにですね、そういった手だてについては考えていくべきだというふうな思いは持っているところです。まだ詳しい状況についてもまだ話をしておりますが、そういうことで教育委員会のほうともですね、話をしながら、利用率が上がるような手だてを考えていきたいというふうに思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 4番。

**○4番（宮本修治君）** はい、4番。町長の方針としてお聞きしましたけども、赤字、ちょっと赤字っていうことでありますけども、この委託料にも入るお金がないのに、委託料、委託料、委託料で計上されてもですね。それがちゃんと、その委託されておる方が活動できるように指導をやっていただきたいと思います。終わります。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかにございませんか。

2番、佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** ページ78の公民館費についてお尋ねいたします。

決算の資料から見るとですね、公民館事業として行われておるのは、この項で確認できるのは1件、講師謝礼7万5,000円というような感じであるかと思うんですけど、公民館事業としてですね、年間、どのような事業が行われてるのか。教えていただいてもいいですか。

**○議長（緒方哲哉君）** 社会教育課長。

**○社会教育課長（上田 悟君）** はい。公民館事業ということで。公民館事業につきましては、主催講座、それから自主講座ということで公民館事業を実施しております。

昨年実施しました事業につきましては、主催講座につきましては町民大学、それから「郷土の歴史を訪ねて」という事業、それから絵手紙教室とか子ども講座、それから主なやつといたしましては、各行政区のほうに出向いております出前講座等、6講座を主催講座として実施しております。

それから、自分たち、自主講座ということで、それにつきましては26講座。社交ダンスとか生け花とか、自分たちの生きがいくつくりというようなことで26講座が実施されておるところでございます。出前講座等につきましては、地域の公民館に出向いて身近なことをお話ししてもらおうというようなことで、総合保健福祉センター、それからくらし安全推進室等の協力を得ながら、健康問題とか、それから自主防災とか交通講話とか、そういったことで実施しております。ちなみに、26年度におきましては、その出前講座が66回、延べ1,376名の方が受講されているというようなことでございます。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番。

**○2番（佐野安春君）** はい、佐野です。関連といたしますか、ここの施設、町役場のあそこ、何て言いますかね、ホール。その活用でですね、なかなか利用者が多くて手狭というようなことも聞くんですけど、活用状況のほうはどうなってますか。お願いします。

**○議長（緒方哲哉君）** 社会教育課長。

**○社会教育課長（上田 悟君）** はい。特に生涯学習センターですけれども、生涯学習センターにつきましては、過去3年を申しますと、平成24年度が利用件数といたしまして905件。利用人数が1万6,720人。利用料金といたしまして、67万6,000円と。25年度につきましては、利用件数890件、1万9,126人、72万8,900円ということで、昨年、26年度におきましては、1,074件の利用人数といたしまして1万8,053人、利用料金で74万9,200円ということで、生涯学習センターのホール、それから研修室等で視聴覚室もありますけれども、そちらのほうで講座等はされておりますけれども、そのほか町民センターの研修室ですかね。それと保健福祉センター、それからろくじ館の研修室等についても利用させてもらってから、そちらのほうで講座等は開催されております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番。

**○2番（佐野安春君）** 生涯学習教育センターはですね、大いに活用されているというふうに、数字を見るとあると思うんですけど。活用の分、なかなかこう場所がとれないとか、そういった町民の不満とかいうのはないでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 社会教育課長。

**○社会教育課長（上田 悟君）** 多少はあるかもしれませんが、役場、生涯学習センター、それから役場のほうの会議等につきましても会議室等が不足しておりますので、あそこのほうを利用される方が、役場、それから講座等で利用しておられる方が多いということで、町民の方がそこを利用される場合の不都合というようなことでは、私のほうでは今のところ、余り聞いたことはございませんけれども。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかにございませんか。

11番、本田議員。

**○11番（本田 新君）** すいません。ページはちょっとあれですけども、今、甲佐町の小中学校には空調設備を完備して、非常にこう設備面では充実させておるといっておりますけども、その運用はどのような形で例えば、暑い日は何度だったら入れるだとか、それは学校に任せてるのか。その空調関係は、どのような形になっておりますか。決まりになっておりますか。

**○議長（緒方哲哉君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（古閑 敦君）** はい。各小中学校の空調関係ですけれども、基本的に外気温28度というところで、各学校のほうには通知をしております。ただ、それぞれ教室によって風が通らないところとか、そういったところもありますので、児童生徒の様子を見ながら、もし28度以下だったとしても、そういう風の通りが悪かったり、また、児童生

徒で熱中症、そういった場合の何かぐあいが悪いような子供がいる場合にはですね、先生の判断で運用してくださいというふうには言っているところです。

**○議長（緒方哲哉君）** 11番。

**○11番（本田 新君）** 大体、先生とか学校にお任せをされているところが多かと思えます。ただですね、これだけわかっておってください、教育委員会。先生方は遠慮されるところがあるんです。ああ、光熱費がかさんだらいかんなあだとか。これ、最近はやっとわからんけども、以前はですね、ストーブの代金なんかも意外と数量が決まっとったからと言って、もう我慢しとられるところがあるんです。だから私は思うのは、やっぱり小中学校あたりの子供たちに対してね、我慢させるところは我慢させなきゃいかんかもしれんけども、学力の向上面ということを考えてときにはですね、ある程度、快適な環境をつくり出して、私はやってほしいなと思うんです。

それと、この庁舎の図書室。ここはですね、周りの設定は大体、館内28度ということで、例えば三十何度の日でも、まあ28度ぐらいに設定しておられるんですよ。でも、やっぱり図書室はちょっと違うような……。私はね、さらに1度か2度下げるとか、そういったふうにして、やっぱり職員の方には申し訳ないけども、あそこに、図書室だとか学校だとか、子供たちが勉強するようなところは、本を読むとか、そういったところに関しては、多少優遇というか、私はさせるような方向で行ってほしいなと思うんですけども。私はそう思うけども、教育委員会のほうでどのように思われるのか。ちょっと御意見をお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 教育長。

**○教育長（蔵田勇治君）** 空調が整備されている施設については、その施設を利用する子供たちとか町民の方々、第一に健康を害さないという判断の一定の温度があらうかと思えます。

また、議員が御指摘されたように、その活動内容によって判断すべき事もあらうかと思えます。例えば、子供たちが運動をして、その後ですね、学習に向かうとき、少しく早目に体温を下げるとか、また、長時間炎天下にいて室内に戻ったときあたりは、そういうことが必要かと思えます。また、図書館等について、どういう図書活動、本を読むような活動が、どのぐらいの設定温度が一番最適とされているか等についてはですね、そのような研究があらうかと思えますので、研究してみたいというふうに思っております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 11番。

**○11番（本田 新君）** とにかくですね、私はそのようなことで……。学力向上もかなり一般質問ではあつとったふうに思えますので、ひとつ、環境面からでもしっかりとね、待ってもらって、施設整備して行って、さっきの温度設定についてはですね、ひとつ、大いに研究してください。お願いしときます。

**○議長（緒方哲哉君）** しばらく休憩します。

休憩 午前11時54分

再開 午前11時54分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

71ページから83ページまでです。質疑ございませんか。

教育費、質疑ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** ないようでございます。

次に、款10、災害復旧費から、款13、予備費まで。83ページ下段から85ページまで、何か質疑ありませんか。災害復旧費から予備費までです。

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** ありませんようでございます。

最後に、本決算全部について、何か質疑ございませんか。

2番、佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** こっちの方ですね、基金のほうの残高とも関係がありますが、それと監査委員さんの決算審査意見書の中のことにも関連がございますが、一番わかりやすいのは、この意見書の結びの21ページに財政構造指標の推移ということで載せられておりますが、その中に意見もございしますが、いわゆる経常収支比率、26年度87.6%ということで、意見の中で、市町村では80%以内が理想とされてるとということと、もう一つは議員必携においては75%以内というふうに記載がございます。

もう一つはですね、財政力指数で0.28と、これ、3年間変わらずですが、これは1に近いほどいいということで、一つはですね、なかなかこういった数値を見ると厳しい状況があるかと思うんですが、一つは自主財源確保にどのような取り組みをなされていこうとされているのかということが一つですね。

もう一つはですね、この財政構造指標の推移の中でも下のほうに財政調整基金と地方債現在高が載っておりますが、推移が載っております。そういう中で、基金は減少傾向にあり、地方債は拡大傾向にあるということで……。見通しはどうかということ、一つには中期財政計画で説明がありました中では、地方債は減少する見込みになっていることになってますが、基金は取り崩しがかなり厳しくなっているというふうなところがあります。そういった面で、町財政のですね、見通しはどういうふうにお考えなのかということですね、お話をいただきたいというふうに思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 今、財政の件で、監査委員の意見書を参考にされて御意見をいただいております。

まず、自主財源の確保については、非常に甲佐町の場合は地方交付税の数字がですね、非常に影響してくる向きがあります。で、我々としては、だから何を指すかということ、

やはり人口を増やす、それから住宅を増やす、それと企業誘致についても努力していくことは非常に大事なことではないかと思えます。これは本町だけに限らない政策だと思えますけれども、そういったことを含めて、今後の地方創生に向けて努力をしていきたいという考え、基本的な考えがあります。

それと地方債についてですけれども、地方債については、甲佐町の場合はほとんど返ってくる臨時財政対策債、あるいは7割は地方交付税に見返りがあります過疎債等を使っております。この前もちょっとこの件についてお話したかと思えますけれども、地方債の発行額から考えて非常に大きい数字ではありますけれども、実質公債費比率を見ていただくと6%台で推移していると。以前は、私が記憶している年代においては、10%、13%、14%と、そういうような数字であったかと思えますので、その時代からすると、決して悪い数字ではないということでもあります。

それと基金についての考え方も、今、御意見いただきましたけれども、これはもう御存じのとおり、国保会計にあわせて3億円、町の財調から法定外繰出をやりました。そのための財源として手当てをしたということでもありますので、それを考えますと、基金の運用についても適切な対応を図らせていただきましたし、また、基金が確かに減少はしてまわすけれども、それに見合ういろんな事業をこれまでやらせていただいております。で、やっぱり事業をするとすると、それだけの財源が必要でありますので、当然、新規事業については国からの補助の補助残については、そういった手当てをやっぱり考えざるを得ないということでもありますけれども……。これまでは、割と健全的な財政運営をさせていただいているという気持ちがあります。ちょっとお答えになったかどうかわかりませんが、以上であります。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番。

**○2番（佐野安春君）** 今、町長のほうからお話をいただきましたが、ここの指数を見るとですね、どうだろうかというところはあるんですが、町長のお話の中ではですね、そこまではないということで判断してよろしいんでしょうかね。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 経常収支比率についても86.5から87.6に、わずかではありますが悪化している状況にはあります。ただ、以前は90%超えとった時代がありました。ですから、そのときと比べていいかどうかわかりませんが、その当時から比べますと、そう心配は要らないんじゃないかというふうに思っておりますし、財政力指数についても……。そうですね、22年が0.3、それから後は23年度が0.29、後、24年度から26年度までは0.28ということになりますんで、そこまで心配要らないということだと思います。この数字が伸びるということに関してはですね、非常に大事なことでありましようけれども、現在までのところ、そう心配要らないというふうに認識しております。

**○議長（緒方哲哉君）** 2番、佐野議員。

**○2番（佐野安春君）** 町長のお話でもありましたが、やっぱりこれを改善していくにはですね、人口増、企業誘致、住宅増加ということで、地方創生のもので、総合戦略をど

うつくり実践していくかで変わっていく面があると思いますので、その点については、やっぱり町長を初めとした町執行部だけでなくですね、議会議員も含めて、町民総参加で取り組んでいくということが、私たちは重要ではないかというふうに考えております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかに質問ございませんか。

5番、福田議員。

**○5番（福田謙二君）** はい、5番。決算には関係ありませんけど、上早川2区のことです。ちょっと質問させていただきます。

城平の方がですね、毎月、日曜日の朝6時第1日曜日ですね。道路、塔ノ木のほうからと稲尾野甲佐線のほうば掃除されているわけでございますけれども。城平山側ですね。城平山側の木がどうしても道路から出ているということで……。そしてまた雨が降ったとき、降った後に枝がすごく下がって、大型車、ほろ付きの車が通る場合に、どうしてもセンターラインをオーバーしてくるから、非常に対向車としても危ないから、町のほうにちょっとそこを言うてくれということで。それを私が聞いたのは、役場のほうに担当課の……。担当課に行って聞いたわけじゃないわけですよ。担当課の人に聞いたときに、城平山側が筆界未定ということで、その筆界未定の中に町有地があるということですね、甲佐町の土地があるということで。その筆界未定になっているということが、何年前ぐらいからそうなっているのかということと、それから、このままでいいものか。それと、甲佐町のその町有地がどれぐらいの面積があるのか。それと、地権者がどれぐらいの方がいらるっとかというのをお聞かせ願いたいと思いますけど。

**○議長（緒方哲哉君）** しばらく休憩します。

---

休憩 午後0時05分

再開 午後0時07分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

**○総務課長（内山 洋君）** ただいまの件につきましては、後で確認いたしまして、御報告をさせていただきますので、よろしくお願いたします。すみません。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかに質疑ございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

**○議長（緒方哲哉君）** 質疑なしということでございます。質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本決算に対する反対者の発言を許します。

2番。

**○2番（佐野安春君）** 決算の採決でございますが、私の採決に当たっての反対の理由

を述べさせていただきます。

この決算の中にですね、やはり同和対策のための同和対策事業特別法が1969年、昭和44年に制定され、2002年、平成14年に終結をしております。この間にですね、同和地区は住環境等が大きく改善されたと判断されて、特別対策は終わっております。特別措置法が終わって、既に13年になります。

出身による差別、性別、宗教、思想、信条、学歴、所得、国籍、人種、年齢等、さまざまな差別がまだまだ残っておりますが、それに対しては解消に向けた啓蒙などで継続した対応が必要であるというふうに考えますが、一般施策の中でですね、実践していく方向でよいものというふうに考えます。よって、ページ47にあります地域対策改善策等について反対でございますので、平成26年度一般会計歳入歳出決算については反対とさせていただきます。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 次に、本決算に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

**○11番（本田 新君）** 認定第1号、平成26年度甲佐町一般会計歳入歳出決算でありますけれども、歳入決算額が69億、歳出決算額が65億の、3億5,000万の残額というふうなこの決算を見ました。

この決算に当たりまして、また、監査のほうでも意見書が出ております。意見書の中身を見ますと、自主財源の確保、いわゆる公債比率は非常に低く抑えられております。ただ、残念ながら、経常収支比率と財政力指数ですか、が、もう少し改善すればというような意見書も出ております。それは意見として取り上げながらも、また、この議会におけるこの質疑の中でも出ました御意見は出ております。それらの意見を総合しましても、本決算につきましては認定ということで、私は賛成したいと思います。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** これで討論を終結します。

これから採決を行います。

この採決は起立によって行います。

本決算について、認定することに賛成の方は御起立をお願いいたします。

〔賛成者起立〕

**○議長（緒方哲哉君）** 起立多数によって、本決算については認定することに決定いたしました。

お疲れさまでございました。

ここでしばらく休憩します。1時15分から再開したいと思います。

---

休憩 午後0時11分

再開 午後1時15分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

西坂和洋議員から発言の取り消しの申出が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、ただちに議題にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、発言取り消しの申出を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

資料配布のため、しばらく休憩します。

---

休憩 午後1時16分

再開 午後1時16分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 追加日程第1 発言取り消しの申出

○議長（緒方哲哉君） 追加日程第1、発言取り消しの申出を議題とします。

事務局長をして朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長（岡本幹春君） それでは朗読いたします。

発言取り消しの申出。

甲佐町議会議長、緒方哲哉様。

9月11日の一般質問の中の税金の滞納についての項目の中で、私の言葉が足らなかったため、議員各位はもとより、町民の皆様に、議員の大多数が滞納していたかのような誤解を与える発言となっております。

以前、本町でも議員の滞納が問題となっており、最近の新聞紙上において、他市町村で同様の問題が表面化しております。納税については国民の義務であり、議員自ら襟を正し率先して義務を果たす必要があると考えており、議員各位に滞納があるとは考えておりません。

つきましては、菊池市議会に関する発言の部分から私の一般質問の最後までを取り消しいただきますよう申し出いたします。

平成27年9月12日、甲佐町議会議員西坂和洋。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 提出者の説明を求めます。

○6番（西坂和洋君） ただいま、議長から申し出の許可がありましたので……。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後 1 時19分

再開 午後 1 時19分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。  
提出者。

**○6番（西坂和洋君）** ただいま、申し出書、議会事務局長より報告がありましたとおりでありますので、よろしく御審議のほどをお願いします。

**○議長（緒方哲哉君）** これから質疑を行います。  
何か質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終結します。

これから討論を行います。

本申し出に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、本申し出に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

**○11番（本田 新君）** 今、西坂議員のほうから申し出書がありました。金曜日の一般質問の中での発言でありましたけれども、誤解を、とにかく町民に対して誤解、並びに事実に反する誤解、また、そのもととなる確かな資料、根拠となるところが示されておりました。この申し出書を受け取りたいというふうに思いますので、賛成をしたいと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** これで、討論を終結します。

これから、発言取り消し申し出の採決をいたします。

西坂議員の申し出のとおり発言を取り消すことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。

よって、発言の取り消しは許可することと決定されました。

宮川安明議員ほか1名から、地方自治法第135条第2項の規定によって、西坂和洋議員に対する懲罰の動議が提出されました。

この動議を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることについて採決します。

この採決は起立によって行います。

この動議を追加日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

**○議長（緒方哲哉君）** 起立多数。

したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

議案配布のため、しばらく休憩します。

---

休憩 午後1時23分

再開 午後1時24分

---

## 追加日程第2 西坂和洋議員に対する懲罰動議

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第2、西坂和洋議員に対する懲罰の動議を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、西坂和洋君の退場を求めます。

〔西坂和洋議員、退室〕

○議長（緒方哲哉君） まだ休憩とっておりません。

それでは事務局長のほうに……。

しばらく、休憩します。

---

休憩 午後1時25分

再開 午後1時28分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（岡本幹春君） それでは、朗読いたします。

平成27年9月12日、甲佐町議会議長、緒方哲哉様。

発議者、甲佐町議会議員、宮川安明。同じく発議者、甲佐町議会議員、中村幸男。

西坂和洋議員に対する懲罰動議。

次の理由により、西坂和洋議員に懲罰を科されたいので、地方自治法第135条第2項及び会議規則第108条第1項の規定により動議を提出する。

記。

理由。現在開会中の会議中の一般質問において、具体的な根拠がなく町民に誤解を与える発言があったことに関し、懲罰動議を提出する。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 提出者の説明を求めます。

7番、宮川議員。

○7番（宮川安明君） ただいま、動議提出理由につきましては、事務局長が朗読したとおりでございます。

現在の開会中の一般質問におきまして、町民に誤解を与えるというような発言があった

ことに対し、懲罰動議を提出する旨でございます。

発議者として、賢明なる議員各位の御判断をお願いいたします。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** これから質疑を行います。

何か質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 質疑はなしと認めます。

質疑を終結いたします。

しばらく休憩いたします。

---

休憩 午後 1 時31分

再開 午後 1 時33分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

西坂和洋議員から、本件について弁明をしたいとの申し出があります。

お諮りします。

これを許すことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。

したがって、西坂和洋議員の弁明を許すことに決定しました。

西坂和洋議員の入場を許します。

〔西坂和洋議員、入室〕

---

休憩 午後 1 時34分

再開 午後 1 時35分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

西坂和洋議員に弁明を許します。

6 番、西坂和洋議員。

**○6 番（西坂和洋君）** 今回の私の発言に対しては深く反省しております。

皆様方の御寛大なる御審議のほどをよろしくお願いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** もうそれでよかですね。

**○6 番（西坂和洋君）** はい。

**○議長（緒方哲哉君）** 西坂和洋議員の弁明は終わりました。

西坂和洋議員の退場を求めます。

〔西坂和洋議員、退場〕

**○議長（緒方哲哉君）** お諮りします。

懲罰の議決については、会議規則第109条の規定により委員会の付託を省略することができないことになっています。

したがって、本件について、11名の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することにいたしたいと思います。

本件について、今、11名と申しましたが、10名の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。

したがって、本件については10名の委員で構成する懲罰特別委員会に付託して審査することに決定しました。

しばらく休憩します。

---

休憩 午後1時36分

再開 午後1時36分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

ただいま設置されました懲罰特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第1項の規定により、1番、山内議員、2番、佐野議員、3番、荒田議員、4番、宮本議員、5番、福田議員、7番、宮川議員、9番、本郷議員、10番、渡邊議員、11番、本田議員、12番、中村議員、以上10名を指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました議員を懲罰特別委員会の委員に選任することと決定しました。

しばらく休憩いたします。

---

休憩 午後1時38分

再開 午後2時10分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

ただいま、懲罰特別委員会委員長より、西坂和洋議員に対する懲罰についての委員会報告の申し出があります。これをただちに日程に追加し、議題にいたしたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、ただちに日程に追加し、西坂和洋議員に対する懲罰についてを議題とすることに決定しました。

---

### 追加日程第3 西坂和洋議員に対する懲罰について

○議長（緒方哲哉君） 追加日程第3、西坂和洋議員に対する懲罰についてを議題とします。

懲罰特別委員会委員長に報告を求めます。

懲罰特別委員長。

○懲罰特別委員長（宮川安明君） それでは、報告を申し上げます。

ただいま、委員会室において、懲罰特別委員会を開催いたしました。

委員長に私、宮川と副委員長に中村幸男議員が選任をされました。

まず初めに、懲罰に関する地方自治法第129条から137条までの条文に慎重に照らし合わせ、6番、西坂和洋議員への懲罰は、地方自治法第135条による、2日間の出席停止と決定をいたしました。

賢明なる議員各位にはよろしく御決定をいただきますようお願いを申し上げ、報告いたします。

○議長（緒方哲哉君） これから報告に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） これで質疑を終結します。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 討論なしと認めます。

これから、西坂和洋議員に対する懲罰について採決します。

この採決は起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、西坂議員に2日間出席停止の懲罰を科するという事です。

本件は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（緒方哲哉君） 起立多数。

よって、西坂議員に2日間の出席停止の懲罰を科することは可決されました。

西坂議員の入場を求めます。

〔西坂和洋議員、入室〕

○議長（緒方哲哉君） ただいまの議決に基づいて、これから西坂議員に対し、懲罰の

宣告を行います。

西坂議員の起立を求めます。

〔西坂和洋議員、起立〕

西坂議員に2日間の出席停止の懲罰を科します。

西坂議員の退場を求めます。

〔西坂和洋議員、退場〕

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後2時15分

再開 午後2時16分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

**日程第3 認定第2号 平成26年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定  
について**

○議長（緒方哲哉君） 日程第3、認定第2号「平成26年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（福島明広君） 認定第2号、平成26年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について御説明申し上げます。

決算書の1ページをお願いいたします。

平成26年度歳入総括表、歳入です。

款と収入済額により御説明申し上げます。

款1、国民健康保険税、収入済額3億1,418万6,939円です。

款2、使用料及び手数料20万7,820円です。

款3、国庫支出金4億8,779万5,533円です。

款4、県支出金1億511万2,412円です。

款5、療養給付費等交付金9,083万5,591円です。

款6、共同事業交付金2億2,985万1,738円です。

款7、前期高齢者交付金2億7,851万3,515円です。

款8、財産収入5万4,879円です。

次のページをお願いします。

款9、寄附金、収入済額0円です。

款10、繰入金3億5,395万1,316円です。

款11、繰越金8,656万2,750円です。

款12、諸収入87万1,299円です。

歳入合計、収入済額が19億4,794万3,792円となっております。

次のページをお願いします。

歳出総括表、歳出です。

こちらは款と支出済額で御説明させていただきます。

款 1、支出済額4,146万5,069円です。

款 2、保険給付費10億7,510万7,928円です。

款 3、後期高齢者支援費等 1億9,582万5,312円です。

款 4、前期高齢者納付金等15万2,540円です。

款 5、老人保健拠出金8,040円です。

次のページをお願いします。

款 6、介護納付金9,238万1,313円です。

款 7、共同事業拠出金 2億3,676万8,952円です。

款 8、保健事業費1,340万2,703円です。

款 9、基金積立金 1億5,005万4,879円です。

款10、公債費 0円です。

款11、諸支出金3,538万3,152円です。

款12、予備費 0円です。

歳出合計、支出済額18億4,054万9,888円となっております。

次のページをお願いします。

歳入歳出差引残額 1億739万3,904円、うち基金積立金1,100万円です。

平成27年9月11日提出、町長名でございます。

次に、21ページをお願いします。

平成26年度実質収支に関する調書でございます。

1の歳入総額、19億4,794万3,792円。

2、歳出総額18億4,054万9,888円。

3、歳入歳出差引額及び5の実質収支額ともに1億739万3,904円となっております。

6、実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額が1,100万円となり、差し引きて、9,639万3,904円を次年度に繰り越しております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

(「議長、しばらく休憩を」と呼ぶ者あり)

**○議長(緒方哲哉君)** しばらく休憩します。

---

休憩 午後2時23分

再開 午後2時25分

---

**○議長(緒方哲哉君)** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまの議事録署名者が退場されましたので、9番、本郷議員を追加いたします。

議事録署名者本郷議員を追加いたします。

これより、質疑を行います。

まず最初に、歳入全部について質疑をお願いいたします。

款 1、国民健康保険税から款12諸収入まで、6 ページから12ページまでです。

6 ページから12ページまでです。款 1 から款12諸収入まで。6 ページから12ページまでです。

何か質疑ございませんか。

ただいま歳入全部についてを質疑いたしております。

6 ページから12ページまでです。

2 番、佐野議員。

**○2 番（佐野安春君）** はい、2 番です。全体的なことになるかと思うんですけども、24年度から26年度にかけての不納欠損額というのは増加をしております。こういった理由。それと収入未済額は減少しておりますが、そういったことの理由について教えてください。以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 税務課長。

**○税務課長（北畑公孝君）** 御質問の不納欠損について御説明申し上げます。申し訳ございません。甲佐町一般会計及び特別会計決算資料というのが皆様にお配りしてあるかと思いますが、その 8 ページ目に不納欠損処分調書というのがございます。

一般会計及び特別会計決算資料、A 3 の薄手のやつの 8 ページになります。

それでは、御説明申し上げます。

上から 3 段目の国民健康保険特別会計について御説明申し上げます。

処分の実益なし 2 人、258万2,190円。生活困窮 9 名、219万1,610円。所在不明11名、302万4,980円。その他28人の554万1,910円となっております。

この不納欠損の処分実益なしについてですけれども、これにつきましては、地方税法15条の7第1項により、処分実益なしに関しまして滞納処分の執行停止を行いまして3年が経過したものでございます。この処分の実益なしですけれども、これにつきましては、既に差し押さえしておる財産等で税の完納ができない場合、また財産等がない場合に関しまして、この執行停止を行っております。これには、財産の調査も行いまして、不動産のみならず、預金、生命保険等調査いたしまして、処分益がなしということで処理しております。

次に 2 の生活困窮ですけれども、これは同じく地方税法15条の7第1項の第2号の規定によりまして、生活困窮ということで滞納処分の執行停止を行っております。

これにつきましては、滞納処分をすることによって、その生活を著しく窮迫させる恐れがあるときと条文に書いてございます。実際、調査した結果、既に本町の生活保護になられてる方、また、他市町村に転出されまして生活保護になられてる方、また収入等の調査をいたしまして、生活保護水準以下の収入であられる方に関しまして、生活困窮ということで滞納処分の執行停止を行っております。

それに所在不明ですけれども、死亡者とか行方不明者に関しまして、執行停止を行っております。

この地方税法15条の7につきましては、執行停止処分を行った後、3年間財産処分益がない方、または生活困窮の方で資力の回復がない場合、3年間で消滅いたしますので、今回3年目を迎えたということで、不納欠損処分をさせていただいております。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** ないようでございます。

次に歳出全部について質疑をお願いします。

款1総務費から款12予備費まで、13ページから20ページまでです。

質疑ありませんか。

歳出全部について質疑ございませんか。

13ページから20ページまでです。

13ページから20ページまでです。

質疑ありませんか。

歳出全部について質疑ございませんか。

13ページから20ページまでです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** ございませんね。

最後に本決算全部について何か質疑ございませんか。

本決算全部について質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** ございませんね。

質疑なしというふうに認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本決算に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、本決算に対する賛成者の発言を許します。

9番、本郷議員。

**○9番（本郷昭宣君）** 認定第2号、平成26年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書につきましては、決算につきましては、実質収支額が1億円ちょっとありますけれども、実際は単年度を見てみますと、一般会計からの法定、法定外繰入、また繰越等を換算しますと財源不足というような会計でございます。そういうわけで、監査委員からも指摘されておられますように、滞納額も1億4,000万円ぐらいだったのですかね、ございますし、その徴収方法についても、現年度を含めて徴収の向上を図られますとともに、健診等

を積極的に受信されますよう、そして早期発見早期治療、予防医学に努力していただきまして、健全国保会計に向けて頑張ってくださいよう要望いたしまして、この認定につきましては、賛成いたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これで討論を終結します。

これから採決を行います。

認定第2号「平成26年度甲佐町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について」認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。

よって、本決算については認定することに決定いたしました。

#### 日程第4 認定第3号 平成26年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第4、認定第3号「平成26年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課介護保険係長。

**○福祉課介護保険係長（柴田郁子君）** 認定第3号、平成26年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

1 ページをお願いいたします。

平成26年度歳入総括表、歳入です。

この表の中で、款と収入済額をもって御説明させていただきます。

款1、介護保険料です。収入済額が2億1,042万4,180円です。

款2、分担金及び負担金171万1,500円です。

款3、使用料及び手数料4万7,300円です。

款4、支払基金交付金3億5,925万1,582円です。

款5、国庫支出金3億5,485万7,411円です。

款6、県支出金1億8,144万3,227円です。

款7、財産収入6万2,055円です。

款8、繰入金2億2,673万6,000円です。

2 ページをお願いいたします。

款9、繰越金6,056万3,276円です。

款10、諸収入737万303円です。

歳入合計、収入済額14億246万6,834円です。

3 ページをお願いいたします。

歳出です。

歳出につきましては、款と支出済額をもって御説明させていただきます。

款 1、総務費、支出済額が4,508万8,193円です。

款 2、保険給付費12億3,469万9,746円です。

款 3、財政安定化基金拠出金 0 円です。

款 4、地域支援事業費3,156万7,787円です。

款 5、基金積立金2,006万2,055円です。

款 6、公債費 0 円です。

款 7、諸支出金752万1,527円です。

4 ページをお願いいたします。

款 8、予備費 0 円です。

歳出合計、支出済額13億3,893万9,308円です。

歳入歳出差引残額6,352万7,526円です。

平成27年 9 月11日提出、町長名でございます。

次に18ページをお願いいたします。

平成26年度実質収支に関する調書でございます。歳入歳出差引額及び実質収支額ともに6,352万7,526円となっております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 以上で説明が終わりました。

これより質疑を行います。

まず最初に、歳入全部について質疑を行います。

款 1 介護保険料から款10諸収入まで、5 ページから10ページまでです。

何か質疑ありませんか。

5 ページから10ページまでです。

5 ページから10ページまでです。

何か質疑ありませんか。

ございませんか。

2 番、佐野議員。

**○2 番（佐野安春君）** 2 番です。先ほど、税務課長のほうから不納欠損額についての説明を受けましたが、これは国保も一緒なんですけれども、介護のほうもですね、532万円とありますが、この項目の中でその他というふうなところになってますので、このその他というのはどういうものかお尋ねします。

**○議長（緒方哲哉君）** 福祉課介護保険係長。

**○福祉課介護保険係長（柴田郁子君）** はい、お答えいたします。

昨年度の不納欠損の介護保険法の第200条の規定による時効消滅が43人ということで、全員で43名おまして、こちらにちょっと載ってないんですけれども、その中で死亡が5人、生活困窮者とか保護の方が5人ということで、今回不納欠損処理をいたしております。

今回は滞納整理強化の一環として、また、被保険者の公平化のために、介護保険法第

200条の規定に基づき処理をいたしました。

保険料の徴収の権利は2年間で時効ということになっております。

○議長（緒方哲哉君） 2番。

○2番（佐野安春君） 今、説明の中で、その他の項で死亡もあるというのがあったんですけども、この不納欠損処分調書の中にはですね、死亡というのはまた別に項目があるんですよ。だからどうしたものかなというふうに今のお答えには思ったんですが。

○議長（緒方哲哉君） 福祉課介護保険係長。

○福祉課介護保険係長（柴田郁子君） すみません。うちのほうで、たぶん、報告するのに死亡と生活保護の方、落とした分の金額がちょっと漏れてて、これにちゃんとしてなかったみたいで、申しわけございません。またその金額につきまして、調べてから御報告でもよろしいでしょうか。

○2番（佐野安春君） 結構でございますよ。

○福祉課介護保険係長（柴田郁子君） 申しわけございません。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後2時46分

再開 午後2時49分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

福祉課介護保険係長。

○福祉課介護保険係長（柴田郁子君） すみません。先ほど私の御説明が、すみません。

本来全員で43名、執行停止とかをかけてなくて、その内容のことを私は言ってしまいました。この43人の中に死亡された方が5人、それと生活保護の方が5人ということでした。これに全部の金額と言うか、人数と金額が入っているということになります。

これでよろしいですか。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後2時50分

再開 午後2時51分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

税務課長。

○税務課長（北畑公孝君） 申しわけございません。不納欠損につきまして、先ほど国民健康保険税でその他の部分につきまして、御説明が漏れておりましたので、改めて、説明させていただきます。

国民健康保険税の場合のその他というものは、地方税法18条で消滅時効、5年間債権の行使をしなかった場合消滅するというふうになっております。ただ、この今回提出してお

ります、その他28人、554万1,910円につきましては、徴収に関しまして、何もしなかったのではなく、これまで債務の承認、相手方から滞納金があるという署名等もいただきまして、時効の延長を図ってまいっております。そのほか、不動産の差し押さえ、債券、預金とか生命保険の差し押さえ等も行っております。

この国民健康保険税でいいますと、28名ですけれども、本来、先ほどから出ております処分の実益なし、生活困窮、行方不明に該当する方がおられます。今回この決算書に記載してありますのは、滞納処分の執行停止、執行停止を行って3年間経ったもの、消滅したのものについて、決算書では処分の実益なし、生活困窮、所在不明等でされております。

国保のその他の部分ですけれども、28名中、本来ならば12名の方が生活困窮の執行停止案件に該当する方ですが、もう5年間の時効ということで、執行停止して3年間での消滅時効ではないと。28名中6名の方に関しましては、行方不明、所在不明の執行停止の案件ですけれども、執行停止をして3年間の時効ではなく、今回18条のその他で消滅時効という形で掲載しております。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** ないようでございます。

次に歳出全部について質疑をお願いします。

款1総務費から款8予備費まで、11ページから17ページまで何か質疑ございませんか。

11ページから17ページまで歳出全部です。

11ページから17ページ、質疑ございませんか。

11ページから17ページ、歳出全部です。

歳出全部について質疑ありませんか。

ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 最後に本決算全部について何か質疑ありませんか。

本決算全部について質疑ございませんか。

ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本決算に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に本決算に対する賛成者の発言を許します。

7番、宮川議員。

**○7番（宮川安明君）** 認定第3号、平成26年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算

の認定についてでございますが、何の異議なく賛成を申し上げます。

**○議長（緒方哲哉君）** これで討論を終結します。

これから採決を行います。

認定第3号「平成26年度甲佐町介護保険特別会計歳入歳出決算について」認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。

よって、本決算については認定することに決定いたしました。

しばらく休憩いたします。

---

休憩 午後2時58分

再開 午後3時10分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

**日程第5 認定第4号 平成26年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について**

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第5、認定第4「平成26年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

**○住民生活課長（福島明広君）** 認定第4号、平成26年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

決算書の1ページをお願いします。

歳入総括表、歳入です。

款と収入済額で御説明申し上げます。

款1、後期高齢者医療保険料、収入済額7,638万9,600円です。

款2、使用料及び手数料7,100円です。

款3、寄付金0円です。

款4、繰入金5,417万4,956円です。

款5、繰越金219万7,132円です。

款6、諸収入306万17円です。

歳入合計、収入済額1億3,582万8,805円です。

次のページをお願いします。

歳出総括表、歳出です。

こちらは款と支出済額で御説明申し上げます。

款1、総務費89万3,974円です。

款 2、後期高齢者医療広域連合納付金 1 億 2,988 万 3,956 円です。

款 3、保険事業費 294 万 8,275 円です。

款 4、諸支出金 700 円です。

款 5、予備費 0 円です。

歳出合計、支出済額 1 億 3,372 万 6,905 円です。

歳入歳出差引残額 210 万 1,900 円です。

平成 27 年 9 月 11 日提出、町長名でございます。

次に 8 ページをお願いします。

平成 26 年度実質収支に関する調書でございます。

1、歳入総額 1 億 3,582 万 8,805 円。

2、歳出総額 1 億 3,372 万 6,905 円。

3、歳入歳出差引額及び 5 の実質収支額 210 万 1,900 円となっております。この金額を次年度へ繰り越しをしております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

**○議長（緒方哲哉君）** 以上で説明が終わりました。

これより質疑を行います。

まず最初に、歳入全部について質疑をお願いします。

款 1 後期高齢者医療保険料から款 6 諸収入まで、3 ページから 5 ページまでです。

3 ページから 5 ページまでです。何か質疑ございませんか。

3 ページから 5 ページまでです。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 質疑なしということで、次に歳出全部について質疑をお願いします。

款 1 総務費から款 5 予備費まで、6 ページから 7 ページです。

何か質疑ありませんか。

歳出全部について質疑ありませんか。

6 ページ、7 ページです。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 最後に、本決算全部について何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本決算に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に本決算に対する賛成者の発言を許します。

賛成者の発言を許します。

1 番、山内議員。

○1 番（山内亮一君） 後期高齢者につきましては、今後増加傾向にあると思いますが、適正に処理されているということで、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから採決を行います。

認定第 4 号「平成26年度甲佐町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について」認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本決算については認定することに決定いたしました。

---

### 日程第 6 認定第 5 号 平成26年度甲佐町水道事業会計決算の認定について

○議長（緒方哲哉君） 日程第 6、認定第 5 号「平成26年度甲佐町水道事業会計決算の認定について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 認定第 5 号、平成26年度甲佐町水道事業会計決算の認定について御説明申し上げます。

2 ページをお開き願います。

平成26年度甲佐町水道事業会計決算報告書について説明申し上げます。

区分の款及び決算額をもって説明をさせていただきます。

1、収益的収入及び支出。

収入、第 1 款、事業収益、決算額 1 億5,261万6,359円です。

支出、第 1 款、事業費、決算額 1 億2,408万16円です。

3 ページをお願いいたします。

2、資本的収入及び支出。

収入、第 1 款、資本的収入、決算額 1 億6,000万円です。

支出、第 1 款、資本的支出、決算額 2 億203万1,071円です。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額4,203万1,071円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,270万4,499円及び過年度分損益勘定留保資金2,932万6,572円で補填しております。

次に 4 ページをお願いいたします。

平成26年度甲佐町水道事業損益計算書でございます。

下から 3 行目を御覧ください。

当年度純利益は1,576万8,053円となっております。

続いて、6 ページをお願いいたします。

平成26年度甲佐町水道事業貸借対照表でございます。

資産、負債、資本の順で合計額をもって説明させていただきます。

資産の部でございます。

固定資産合計13億331万1,588円です。

流動資産合計1億7,258万4,231円です。

資産合計14億7,589万5,819円です。

続きまして、負債の部でございます。

固定負債合計7億209万3,686円です。

流動負債合計3,818万7,905円です。

繰り延べ収益合計2億2,273万8,832円です。

負債合計9億6,302万423円です。

続いて資本の部でございます。

7ページをお願いいたします。

自己資本金合計3億9,970万5,981円。

資本金合計同様で、3億9,970万5,981円です。

資本剰余金合計0円。

利益剰余金合計1億1,316万9,415円。

剰余金合計1億1,316万9,415円。

資本合計5億1,287万5,396円となりまして、負債資本合計が14億7,589万5,819円となっております。

平成27年9月11日提出、町長名です。

どうぞよろしく申し上げます。

**○議長（緒方哲哉君）** 以上で説明が終わりました。

これより質疑を行います。

本決算全部について質疑をお願いします。

本決算全部についての質疑をお願いします。

11番、本田議員。

**○11番（本田 新君）** 10ページに世持の配水池の設計委託に1,000万ちょいの予算が上がっていましたが、このことについてちょっと中身を説明してもらえんですか、どういう設計なのか。

**○議長（緒方哲哉君）** 環境衛生課長。

**○環境衛生課長（橋本良一君）** 世持配水池の設計業務委託につきましてですけれども、新しく世持地内に約700立米の容量のステンレス製のタンクを今年度設けることにしておりますが、その設計委託料でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 11番。

**○11番（本田 新君）** ちょっと私の認識が悪かったら失礼しますが、例えば第4水源から掘ったのをそこのほうにもって行って、そこから出すというためのタンクを今度つくられるような考えのもとにこの予算があったんでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 環境衛生課長。

**○環境衛生課長（橋本良一君）** そのとおりでございます。第4水源から取水した水を一旦、世持配水場に溜めまして、下流、津志田、世持、三箇、中山、田口地区から北原の方までそのタンクから直接給水します。船津のタンクにはそこからまたポンプでくみ上げまして、船津の第2配水池のほうに送る予定としております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 11番。

**○11番（本田 新君）** わかりました。設計が1,000万円、総工費本体がいくらになるかちょっとわかりませんが、こういう言い方はあれかもしれんけども、そういったタンクをつけると、これからの社会ということをよく考えてみると、いわゆる安全性、安全性というか甲佐町で対テロなんていうことはないだろうかもしれんけども、しかしその水の安全性を確保、タンクの安全性をされるということは万全を期されるのかどうなのか、それと世持の失礼だが大体どこら付近、世持の大体どこら付近なのかちょっと教えて願えませんでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 環境衛生課長。

**○環境衛生課長（橋本良一君）** まず、場所について申し上げますと、今吉野甲佐線と甲佐大橋から上りあがった、広域農道が交差してます四差路の甲佐大橋から見ると斜め右先の角の部分になります。以前は梅の林になっておりましたが、今は伐採してから取得しましたのでちょっと草が生えてる状況です。

それとテロ対策についてですけども、忍び返しつきのきちっとしたフェンスを取りつけることにしておりますし、ステンレス製、地盤も改良しまして、地震等にも強いように設計しているところです。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかに質疑ございませんか。

ありませんか。

5番、福田議員。

**○5番（福田謙二君）** 26年度の決算のここには関係ありませんけども、先月の25日に台風が来ました。そういうときに加圧機があるところは、甲佐町ではどんぐらいあるとか、そういうときに発電機とか用意されると思いますけど、そういうときの対応。停電とわかった時点ですぐばっと発電機なんか用意して持って行かれとるのですかね、そこんところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 環境衛生課長。

**○環境衛生課長（橋本良一君）** 台風接近に伴いまして、発電機は用意しているところですが、甲佐町全域が停電することがまれなので、加圧ポンプ所が寒野に3カ所、上早川に1カ所、田口に1カ所、合計5カ所あるんですけど、全部自家発電装置は備えておりませんので、リースまたはレンタル等で対応してるところですけれども、大体2、3台しか事前には用意してない状況です。

今回も、2台ほど用意してましたが、停電の範囲が広がって、停電による断水が189戸3

時間から7.5時間断水しました。多少準備が悪かったと反省しておるところです。次回からは気をつけたいと思っております。

○議長（緒方哲哉君） 5番。

○5番（福田謙二君） はい、5番。ありがとうございました。

台風時にですね、やはりそういう停電となったときに加圧機のあるところは5カ所ということで今聞きましたけれども、停電のときは、非常に町民の方が、停電と水道の来るところと来ないところの差ついたら非常に困るかと思えます。今回、北関東とか東北なんかのああいふ大雨の災害の、あれになったらどうしようもございませんけども、甲佐町もいくらか、そういう対応が今回も十分できたかとも思えますので、今後もやっぱりそういうふうにやっていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（緒方哲哉君） ほかにございませんか。

しばらく休憩します。

---

休憩 午後3時30分

再開 午後3時31分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） はい、3番。先ほどのですね、11番議員の関連になりますけれども、10ページの世持のタンクですね。恐らくもう発注があつてるのかなというふうにお聞きしてる部分もございますけれども、入札金額がいくらだったのか、また、どこがどういった業者がされたのか、それとですね、議会に多分、今、報告義務がないのかなというのはありますけれども一応教えていただければなと思えます。

○議長（緒方哲哉君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（橋本良一君） 環第4号世持配水池施設工事ということで、条件つき一般競争入札というのを行いまして、入札日が9月4日でございました。

応札が3社ございまして、熊本市東区石原の株式会社誠工社さんというところが、これは税抜き金額なんですけれども、9,953万円で落札されております。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 3番。

○3番（荒田 博君） そういったことですね、今、確認したら9,953万円ですかね、で入札されたと知りましたけれども、そういった本来の町の入札であれば5,000万円以上であれば、議会の議決が要りますが、水道事業に関して言えば議会の議決が要らないということでございますけれども、こういった5,000万円以上とか金額が多い分に関しては報告していただければなと今後、その点、町長どうでしょうか。

○議長（緒方哲哉君） 奥名町長。

○町長（奥名克美君） 公表する分については何もやぶさかではないというふうに考え

ますので、要請があれば、要請があればと言えばまたおかしくなりますけど、適宜に御報告したいと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかにございませんか。

全部についての質疑を行っております。

ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本決算に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に本決算に対する賛成者の発言を許します。

3番、荒田議員。

**○3番（荒田 博君）** 3番。平成26年度甲佐町水道事業会計決算書に関してはですね、何ら異議なく賛成いたしたいと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** これで討論を終結します。

これから採決を行います。

認定第5号「平成26年度甲佐町水道事業会計決算について」認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。よって、本決算については認定することに決定いたしました。

ここで、先ほどの一般会計決算認定において、質問のあったことについて執行部の答弁の用意ができたということでございますので発言を許します。

建設課長。

**○建設課長（志戸岡 弘君）** 先ほど、午前中の本田議員さんからの一般会計歳入歳出決算時の審議のときに求められました、工事請負別とランク別の請負件数を提出してくれということでしたので、先ほど机の上にお配りしておりますので、報告にかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 福祉課子ども・障がい福祉係長。

**○福祉課子ども・障がい福祉係長（美濃田知也君）** 午前中の荒田議員の御質問についてお答えします。

子育て世代臨時特例給付金につきましては、対象者が1,200名で支給率が100%です。

また、臨時福祉給付金につきましては、対象者3,044名で、申請受給者は2,960名です。申請されなかった方は84名です。84名の方々には郵便による申請勧奨を2回、電話での申請依頼を行っております。

以上です。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） それでは、私のほうから福田議員のほうの御質問ございました、城平山の件でございますけれども、こちら平成16年の9月24日付けで町のほうが売買契約を解除いたしております。それ以降ずっと筆界未定になっておるところでございます。筆界未定の時期というのは、ちょっと確定、今の時点でわかりませんが、それ以前からかと思っておりますけれども、筆界未定のままの状況が続いておるという状況でございます。地権者は甲佐町を含めて4名、4者でございます。

面積が1万7,473平方メートル、これは台帳面積でございますけれども、これが筆界未定の状況になっておるところでございます。

いずれにいたしましても県道に木が覆いかぶさっておるところでございますので、建設課と協議いたしまして、場合によっては熊本県のほうにもお願いして、そのへんの木の伐採等検討していきたいというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） 5番、福田議員。

○5番（福田謙二君） はい、5番。今のは、この地権者が4人おられるということですね。この中に甲佐町も入ってるということですかね。

○総務課長（内山 洋君） そうです。

○5番（福田謙二君） 解除といいますと、それはどういう意味になっとんのですかね。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） こちらは昭和59年の3月3日に、甲佐町と栄新建設さんのほうで売買契約を締結しております。その後、土石の採取を完了された後、整地した後にその一部の残地について町に引き渡しをするということになっておりますけれども、その土石の採取が進まずにですね、最終的には契約の不履行ということで、町のほうが契約を解除しておるのが平成16年の9月24日付けで行っておるということで、そのままの状態になって、筆界未定のままの状態、今のままで残ってきっておるといような状況でございます。

○議長（緒方哲哉君） 5番。

○5番（福田謙二君） そのままということですね。ということは、町有地があってもそのままでもいいものか、今後どうすべきか、町のほうはどう考えておっとかですね、そこを町長いいですかね。このままでいいですかね。なんかいい方法があるならですね、前に進んでどうにかやったほうがいいんじゃないかと思うんですけども。

○議長（緒方哲哉君） しばらく休憩します。

---

休憩 午後3時40分

再開 午後3時41分

---

○議長（緒方哲哉君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

町長。

○町長（奥名克美君） これまでの経緯といいますか、今どういう状況になっているかを、まず総務課長から説明をいたさせます。

○議長（緒方哲哉君） 総務課長。

○総務課長（内山 洋君） 経緯につきましては、先ほど概略申し上げましたところでございますけれども、その城平山の土地につきまして、昭和59年の3月3日に栄新建設と土地売買契約を締結をして、売り渡しをしたところでございます。

これは売買条件として、昭和60年の2月28日までに土石の採取を完了し、整地してそして残地の部分を町に引き渡すことになっておったところでございます。

その時点で、土地の所有権が移転することになっておりましたけれども、その間、売買代金は保証金として甲佐町が預かることになっておりました。

しかし、その後、土石の採取が進まずに6回にわたり契約変更を行い、契約の履行を促してきましたけれども、進展がないために先ほど申しましたとおり、平成16年の9月24日付けで契約条件不履行により解除通知を行って、保証金も町のほうで没収をしております。

地籍調査の際には土地の境界確定ができない状態で行ったので、現在まで筆界未定となっておりますというところです。

町のほうとしても早急に関係者の皆さん方に協議を行って、境界を確定させたいということでお話しをしてきましたけれども、なかなか相手方が応じていただけませずに現在の状態になっておるということで、町としては今、状況を見ておるといふような状況でございます。これまでも何回ともなくお願いはしてきておりますけれども、なかなか進んでいないということでございます。

以上でございます。

○議長（緒方哲哉君） いいですか。

○5番（福田謙二君） よかたい。

---

## 日程第7 承認第4号 専決処分の報告及び承認について

○議長（緒方哲哉君） それでは続きまして、日程第7、承認第4号「専決処分の報告及び承認について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） それでは、承認第4号について御説明を申し上げます。

専決処分の報告及び承認について、地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

平成27年9月11日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

専第4号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により下記事項を専決処分す

る。

平成27年7月23日、町長名でございます。

記。

1、平成27年度甲佐町一般会計補正予算第2号。

次の次のページをお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

平成27年度甲佐町の一般会計補正予算第2号は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,165万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61億7,012万8,000円としております。

2、歳入歳出予算の補正の款、項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は第1表歳入歳出予算補正によります。

地方債の補正第2条。地方債の追加は第2表、地方債補正によります。

平成27年7月23日。町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。

款12、分担金及び負担金に81万円を追加し、1億1,181万1,000円としております。

1の負担金です。

款14、国庫支出金に1,955万7,000円を追加し、10億7,303万1,000円としております。

1の国庫負担金です。

款15、県支出金に815万円を追加し、6億7,482万2,000円としております。

2の県補助金です。

款18、繰入金に923万3,000円を追加し、4億8,212万4,000円としております。

1の基金繰入金です。

款21、町債に1,390万円を追加し、5億270万円としております。

1の町債です。

歳入合計補正前の額61億1,847万8,000円に5,165万円を追加し、61億7,012万8,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款2、総務費に400万円を追加し、8億1,776万8,000円としております。

2の徴税費です。

款10、災害復旧費に4,765万円を追加し、4,765万4,000円としております。

1の農林水産施設災害復旧費。2の公共土木施設災害復旧費です。

歳出合計補正前の額61億1,847万8,000円に、5,165万円を追加し、61億7,012万8,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表、地方債補正です。

1の追加です。

起債の方法、利率、償還の方法は変更がございませんので省略をさせていただきます。

起債の目的が災害復旧事業。限度額が1,390万円です。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これより質疑を行います。

質疑については、本予算全部についてお願いたします。

何か質疑ありませんか。

本予算全部について質疑をお願いたします。

荒田議員。

**○3番（荒田 博君）** はい、3番です。恐らくですね、台風被害等のそういった部分で専決処分されたのかなと思いますが、先週ですかね、台風被害の報告は受けておりますけども、各行政区等の取りまとめが終わってるのかどうか、その点をお尋ねいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 産業振興課長。

**○産業振興課長（鳴瀬美善君）** 台風被害ということで、取りまとめということでございます。

9月の11日現在で、取りまとめを終了させております。その結果といたしまして、前回、全員協議会のほうで、御報告を申し上げました数字が、……。

（「マイクは入っとるけどね」と呼ぶ者あり）

**○産業振興課長（鳴瀬美善君）** 入ってますか、いいですかね。済みません。

前回、被害額の総計ということで、7,231万6,000円ということでおつなぎをしております。その後に各集落に対して取りまとめを今行っているところですということで御報告を申し上げておりました。その結果として、9月の11日で取りまとめたところで、ちょっと数字をおつなぎをいたします。

新しく出てきた数字でございますけど、野菜についてが、きゅうりが0.15ヘクタールですので、一反五畝の被害ということで、もっと出てくるのかなと思いましたが、なかなか皆さん方からの調査の結果で上がってこなかったということでございます。

ただ、金額に一応換算いたしましたけど、野菜につきましての増額が112万6,000円の増額です。

それと次上がってきましたのが、施設のハウスでございますけど、ビニールハウスについてが、前回は1,030万円ということで御報告しておりましたけど、770万円の被害の増額ということで、最終的には8,114万2,000円で、882万6,000円の増額ということで県のほうには報告を上げたところでございます。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 3番。

**○3番（荒田 博君）** はい、3番です。わかりました。800万円か900万円ぐらいの増のところぐらいですかね、わかりました。

それと関連で質問してよろしいですか。済みません。

台風15号の避難場所。避難された方も多数いらっしゃると思いますけれども、停電が、台風が来てから去った後1日停電したりとか、2日停電したりというような状況でございました。そういうところで、避難場所は台風の来た日に避難場所の開放が行われましたけれども、帰られて帰宅された方等で、停電で生活に支障が、困難になられる方もいらっしゃるのではないかと、そういうことで、そういう状況であれば、また避難場所の開設等も検討に入れていただきたいなと思いますけれども、避難場所等の停電対策等そのあたりも十分対応されているのかどうか、その2点お尋ねいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 暮らし安全推進室長。

**○暮らし安全推進室長（清水 明君）** 今回の台風では、長時間にわたる停電の家屋が多数ございました。

議員御指摘のとおり、当日の避難所の閉鎖は8時半に4所を閉鎖し、もう1カ所につきましては、25日の16時に閉鎖しております。そういう自宅に帰られて停電で生活に不便を来す方を考えれば、今後の対応として、長期停電にわたる場合は避難所の開設を継続するという事も考えたいと思っております。

次に2点目の避難所のいわゆる電源対策でございますけれども。現在、鮎縁ですね、鮎縁につきましては、先般、昨年度ですかね、太陽光と蓄電池を整備してもらっております。それと甲佐中学校ですね。それと本年度はこれにプラス4カ所、白旗を除きますふれあい福祉センター、それともう1カ所は町民センターですね。それと、ろくじ館の4カ所を、平成27年度に太陽光と蓄電池を整備してございます。

ですから、町で避難所を開設する場合にですね、こういう施設も、そういう停電に対応できる施設でございますので、今後はそういう家に帰られて生活に支障を来すような世帯がございましたら、避難所の開設の継続も検討したいと思っております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** ないようでございます。質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、荒田議員。

**○3番（荒田 博君）** はい、3番。承認第4号、専決処分の承認についてでございますけれども、緊急を要する部分での補正予算だったと思いますので、何ら異議なく賛成いたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これで討論を終結します。

これから、承認第4号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

---

## 日程第8 報告第2号 甲佐町土地開発公社の清算報告について

○議長（緒方哲哉君） 日程第8、報告第2号「甲佐町土地開発公社の清算報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

企画課長。

○企画課長（西坂 直君） 報告第2号について御説明申し上げます。

報告第2号、甲佐町土地開発公社の清算報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、甲佐町土地開発公社の清算状況を別紙のとおり報告いたします。

平成27年9月11日提出、町長名です。

次の次のページ、1ページ目をお願いいたします。

収支状況につきましては、本土地開発公社の解散日までのものと、その後の清算期間中のものとで2段階で作成をしておりますので、まず平成26年4月1日から本公社の解散日であります平成27年3月2日までの収支状況について説明をいたします。

1、平成26年4月1日現在の資産及び負債等の状況。

資産の部です。

現金及び預金1,668万9,652円。これには基本財産の100万円を含みます。

土地等不動産その他の財産はございません。

次に負債の部です。

こちらは借入金、その他の負債とも0円でございます。

2、解散までの収支状況について。

収入です。繰越金1,668万9,652円。受取利息3,379円。合計1,669万3,031円です。

支出です。人件費といたしまして、監査時と理事会開催時の監査員報酬といたしまして、1万300円。公租公課費といたしまして、法人県民税、法人町民税で7万1,000円。合計の8万1,300円となりまして、差引の金額が1,661万1,731円となります。

2ページ目をお願いいたします。

次に清算期間中の収支状況になります。中段の2の清算期間中の収支状況について御説明いたします。

これは解散翌日から清算終了日の平成27年6月18日までの分になります。

まず、収入は繰越金1,661万1,731円。受取利息1,085円。合計1,661万2,816円です。

支出は、人件費として監査時の報酬2万600円。公租公課費として、法人県民税と法人町民税で6万5,000円。役務費として、官報への掲載料や登記に係る経費等で9万8,332円。

合計の18万3,932円となり、差し引きの金額が1,642万8,884円となります。

次のページをお願いいたします。

清算書です。先ほど説明いたしました、結了時点の残余財産額が1,642万8,884円となり、この残余財産は当公社定款の第26条第2項の規定を準用いたしまして、甲佐町に帰属することとなります。

7ページをお願いいたします。

6月18日に、監事お2人に本公社の清算書について監査をお願いし、承認をいただいたところであります。

最後に8ページをお願いいたします。

解散に伴います、関連事務経過について主なものを御説明いたします。

上から3行目。平成26年12月9日です。平成26年12月の議会定例会におきまして、解散議決をいただき、5行目、27年1月28日に県へ解散認可申請を行い、3月2日に県から解散認可通知をいただきました。この日が解散日となります。

4行飛びまして、平成27年3月30日から4月1日まで3日間官報のほうに掲載をいたしまして、ほかに債権者がいないのかということで告示をしております。そして、どなたからも申し出がなかったことから、6月22日に残余財産の1,642万8,884円を定款の規定によりまして、甲佐町へ引き渡しております。

そして、2行飛びまして、6月26日、清算結了の登記を完了し、平成27年7月8日に熊本県及び町へ清算結了に伴う法人の異動届をいたしまして、すべての事務手続きを終了したものであります。

以上で、甲佐町土地開発公社の清算について報告を終わらせていただきます。

**○議長（緒方哲哉君）** これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** ありませんということで、質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号「甲佐町土地開発公社の清算報告について」を終わります。

しばらく休憩します。

---

休憩 午後4時05分

再開 午後4時15分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど災害関連の中で、くらし安全推進室長のほうから訂正の申し出がっております。これを許します。

くらし安全推進室長。

**○くらし安全推進室長（清水 明君）** 大変失礼しました。

避難所の太陽光と蓄電池の整備の件で、先ほど私は白旗を除くふれあい福祉センターと言いましたけども、乙女を除くふれあい福祉センターでございます。

それとですね、中学校につきましても、本年度整備ということになります。

申しわけありませんでした。

以上です。

---

### 日程第9 報告第3号 財政健全化判断比率等の報告について

○議長（緒方哲哉君） 日程第9、報告第3号「財政健全化判断比率等の報告について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） それでは、報告第3号について御説明を申し上げます。

報告第3号、財政健全化判断比率等の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付して報告するものでございます。

平成27年9月11日提出、町長名でございます。

この報告第3号につきましては、3ページ目以降に審査意見書を添付しております。その意見書の最後のページをお開き願いたいと思います。一番最後のページでございます。

一番最後のところで、一番下でございますけれども、（3）是正改善を要する事項というところでございます。読み上げさせていただきます。

特に指摘すべき事項はないが、次のとおり要望するということでございます。

3行飛ばしまして、下から3行目でございますけれども、健全化判断比率における現在の状況を保つためにも、これらの健全化判断比率にはあられない、経常収支比率の数値なども十分考慮した上で、徹底した行財政改革に取り組み、健全な財政運営に努められたいというような御意見をいただいております。

それでは、2ページ目にお戻りいただきたいと思います。

それでは、2ページ目の健全化判断比率の状況について御説明を申し上げます。

平成26年度の決算に基づきまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による4つの指標であります、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率と下段の表の財政健全化法第22条第1項の規定に基づく資金不足比率の状況を記載いたしております。

まず、上段の表の網掛けの部分をご覧いただきたいと思います。

実質赤字比率は一般会計の状況を、連結実質赤字比率は水道事業会計を含む会計の状況を示すものでございます。いずれも赤字ではありませんので、赤字比率は出ておりません。

次に実質公債費比率に関しましては、標準財政規模に対する地方債の返還額の大きさをあらわしたもので、平成26年度は6.8%になっており、平成25年度が7.7%でしたので、0.9%減となっております。

次に将来負担比率でございますけれども、将来負担比率は水道事業会計も含めた町の借入金の残額や、仮に役場職員が一度に退職した場合に支払うべき全職員分の退職手当の総額などの負債の額の標準財政規模を基本とした額に対する割合を示したものでございます。

平成26年度は43.1%で、6.2%上昇をしておるとい状況でございます。

ただいま御説明いたしました、各比率がその下の段の早期健全化基準、これは15.0%、20.0%、25.0%、35.0%というところでございますけれども、これを超えますと黄色信号になり、財政健全化計画の策定が義務付けられることになり、さらにその下の財政再生基準を超えますと赤信号となりまして、財政再生計画の策定が必要となり、地方債の発行が制限をされ、最小限の期間内に早期健全化基準未満にすることなどの計画を定めなければなりません。

次に、水道事業会計の資金不足比率の状況においても、資金不足比率の欄は数字が出てきておりません。一番下の表の網掛け部分であります、資金不足額の三角がついて、マイナスの1億6,908万8,000円となっておりますので、資金不足は生じていない状況でございます。

このように本町では、平成26年度決算におけるいずれの指標においても基準を下回っておるところでございます。ただ、今後の建設工事等の実施により、地方債の増加や、扶助費の増加などによっては、厳しい財政状況が続くものと考えられ、財政の健全化に引き続き努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** 質疑の前に、会議規則第8条により、時間を延長いたします。

これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

報告第3号の件について、質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

以上で、報告第3号「財政健全化判断比率等の報告について」を終わります。

---

#### 日程第10 議案第29号 甲佐町保健委員会設置条例の廃止について

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第10、議案第29号「甲佐町保健委員会設置条例の廃止について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総合保健福祉センター所長。

**○総合保健福祉センター所長（井上美穂君）** 議案第29号について御説明を申し上げます。

議案第29号、甲佐町保健委員会設置条例の廃止について。

甲佐町保健委員会設置条例を廃止することとする。

平成27年9月11日提出、町長名でございます。

提案理由は省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町保健委員会設置条例を廃止する条例。甲佐町保健委員会設置条例は廃止する。  
附則。

施工期日。

1、この条例は交付の日から施工する。

甲佐町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正。

2、甲佐町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1中、保健委員日額6,300円を削る。

次のページからは廃止する条例と改正する条例の新旧対照表を資料として添付していますので、そちらのほうで御説明をさせていただきます。

次のページ、説明資料1を御覧ください。

今回、廃止いたします保健委員会設置条例は、昭和52年に町民の健康の増進を図り、あわせて住民福祉の向上を目的として制定されたものです。

第4条の任務の内容を見ますと、廃棄物の処理等や犬の登録が当センターの所管でなされていたときそのままになっており、また、既に事業を終了しているもの、あるいは法律により実施しているものがあります。

さらに、健康増進等の任務につきましても、国保運営協議会や歯科保健対策委員会、または地域包括支援センター運営協議会で審議をされていますので、今回、この保健委員会設置条例を廃止するものです。

最後のページ、説明資料2につきましては、甲佐町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表です。

現行の保健委員日額6,300円を改正案で削っております。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

次に本案に対する賛成者の発言を許します。

12番、中村議員。

**○12番（中村幸男君）** 議案第29号、甲佐町保健委員会設置条例の廃止につきましては

ですね、ちゃんと詳しく説明がありまして、何の異議なく賛成いたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これで討論を終結します。

これから、議案第29号「甲佐町保健委員会設置条例の廃止について」を採決いたします。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11 議案第30号 甲佐町個人情報保護条例の一部改正について

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第11、議案第30号「甲佐町個人情報保護条例の一部改正について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

企画課長。

**○企画課長（西坂 直君）** 議案第30号について御説明申し上げます。

甲佐町個人情報保護条例の一部改正について。

甲佐町個人情報保護条例の一部を次のとおり改正するものであります。

平成27年9月11日提出、町長名です。

提案理由につきましては、省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。

甲佐町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

甲佐町個人情報保護条例、平成15年甲佐町条例第2号の一部を次のように改正する。

以下に今回の改正を示しておりますけれども、添付をしております資料により説明をしたいと思いますがよろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

**○企画課長（西坂 直君）** ありがとうございます。

それでは、資料により説明いたします。資料は、資料1に新旧対照表を、資料2に一部改正の要旨を添付しております。資料2で主に説明をいたしますが、資料1の新旧対照表も一緒に御覧になっていただきたいと思っております。

では、資料2を御覧ください。

まず、1番目に今回の改正の理由についてを記載しております。読み上げます。

平成25年5月31日に交付された、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下番号法と省略いたします）の施行に伴い、番号法との整合を図るために甲佐町個人情報保護条例の一部を改正する必要があります。

2番目に、番号法における個人情報の保護については、下の段落、そこで、からの段落を御覧ください。

番号法では特定個人情報の取り扱いが適正に行われるよう、国によって個人情報の取り扱いを定めた行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の特則を定め、一般の個

人情報よりもさらに手厚い保護措置を講じております。

この国の番号法の措置に準じまして、町の個人情報保護条例でも、以下、次のページ以降に示しておるところでございます。

次のページをお開きください。

まず、第2条に、特定個人情報と情報提供等記録の定義を追加をしております。

特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報となります。

情報提供等記録とは、情報提供ネットワークシステムによる情報提供等における特定個人情報に関する操作記録になります。

2つ目に、特定個人情報が定義されたことにより、特定個人情報と個人情報との関係性を明確化をしております。特定個人情報を含む個人情報としての取り扱いを行う条項は第1条の条例の目的の条項、以下第3条、第9条、第12条、第25条から第32条までとしております。

また、特定個人情報を含まない個人情報としての取り扱いを行う条項としまして、第8条の特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制限の条項、それと第10条、第34条にしております。

次に、特定個人情報の目的外利用の制限に関する規定を、第8条の2として追加をしております。本文では、特定個人情報は利用目的以外には利用してはならないとしておりまして、ただし書きの中で、目的外利用が認められる場合を記載しております。

この認められる場合ということで、個人の生命、身体または財産の安全を守るため必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるときは目的外利用が認められるというふうにしております。

次のページをお願いいたします。

4つ目に、特定個人情報の提供の制限に関する規定を、第8条の3として追加をしております。

番号法の第19条各号に掲げられた場合。内容といたしまして、情報提供ネットワークシステムによる提供、条例で定めた同一地方公共団体内の他の機関での提供を除き、提供してはならないというふうに定めております。

5つ目に、開示請求を行うことができる代理人に関する規定を第12条第2項に追加をしております。

開示請求権があるものは、①に自己に係る個人情報は未成年者、成年被後見人の法定代理人に。

②といたしまして、自己に係る特定個人情報は未成年者、成年被後見人の法定代理人か、本人の委任代理人としております。

6つ目に、特定個人情報に係る開示決定等の期限を第19条に追加をしております。

個人情報につきましては、今までどおり15日以内としておりますけれども、特定個人情報につきましては、30日以内というふうにしております。

7つ目に、特定個人情報に係る、訂正決定等の期限を第27条に追加をしております。

個人情報につきましては、今までどおり60日以内でございますが、特定個人情報につきましては、30日以内というふうにしております。

それと最後に、情報提供等記録の訂正決定に基づく情報提供等記録の訂正に関する書面通知の規定を第27条の2として追加をしております。

議案のほうの戻っていただきたいと思えます。

議案の最後のページをお願いいたします。

3行目に附則といたしまして、この条例は平成27年10月5日から施工するというふうに定めております。

以上、説明をいたしましたけれども、これまではこの個人情報保護条例には個人情報の取り扱いについてしか規定されていましてはけれども、今回番号法の施行に伴いまして、特定個人情報が明記されましたので、この取り扱いを追加したものでございます。

どうぞよろしくをお願いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

3番、荒田議員。

**○3番（荒田 博君）** 個人情報とその特定個人情報、まず特定個人情報というのとはどういふものが含まれるのか、そのあたりを教えてもらっていいですか。

**○議長（緒方哲哉君）** 企画課長。

**○企画課長（西坂 直君）** 個人情報といいますのは、事務でいいますと、例えば住民課のほうで管理をしております住基情報が個人情報となりまして、今回番号法によりまして、各個人ごとに個人番号を割り当てます。その個人番号と個人情報がくっついたものというふうを考えていただくとよろしいかと思えます。これが特定個人情報になるというふうになります。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかにありませんか、質疑。

11番。

**○11番（本田 新君）** 簡単な認識で、いわゆる番号法、よくテレビでいわれるマイナンバー法なんですかね。その個人情報を、それをセイフティネット、守るための今回この条例のということで理解してよろしいんですか。

**○議長（緒方哲哉君）** 企画課長。

**○企画課長（西坂 直君）** 先ほどの説明の最後のほうに申しましたけれども、これまでの個人情報保護条例は個人情報についてのみの規定で保護するようにしてましたけれども、特定個人情報、マイナンバーができたということで、それに係る特定個人情報も保護するというので今回の改正でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** ないようでございます。質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

**○11番（本田 新君）** 議案第30号、甲佐町個人情報保護条例の一部改正についてでございますが、今、担当課長のほうから説明がありましたとおり、番号法の施行によりさらに充実して個人情報を守るといふ条例であろうというふうに認識いたしましたので、本案に賛成をいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これで討論を終結します。

これから、議案第30号「甲佐町個人情報保護条例の一部改正について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12 議案第31号 甲佐町指定金融機関の指定について

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第12、議案第31号「甲佐町指定金融機関の指定について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

会計課長。

**○会計課長（田上洋子君）** 議案第31号について御説明申し上げます。

議案第31号、甲佐町指定金融機関の指定について。

詳細については、先の全員協議会で御説明をいたしましたとおりでございます。

地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定により、甲佐町公金の収納及び支払いの事務を取り扱わせる金融機関を、下記のとおり指定するものであります。

記。  
指定金融機関、株式会社肥後銀行です。

平成27年9月11日提出、町長名です。

提案理由といたしまして、地方自治法第235条第2項及び同法施行令第168条第2項の規定により指定金融機関を指定するためには議会の議決を経る必要があるため、今回お願いするものであります。

どうぞよろしく申し上げます。

**○議長（緒方哲哉君）** これより質疑を行います。

何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） ありませんね。質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に本案に対する賛成者の発言を許します。

12番、中村議員。

○12番（中村幸男君） 議案第31号、甲佐町指定金融機関の指定につきましては、地方自治法に基づいた指定機関の指定でございますし、先だつての、9月の9日だったかな、全員協議会でも、十二分に説明は聞いております。そういうことで、この指定金融機関の指定についてはですね、ちょっと遅いという感じもしますがですね、ようやく奥名町長が決断されて提出されたということで、逆に今までできなかったことを提出されたことを評価して賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから、議案第31号「甲佐町指定金融機関の指定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

明日15日は午前10時から本議場において会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでございました。

---

散会 午後4時43分

9月15日（火曜日）

平成27年第3回甲佐町議会（定例会）議事日程

(第3号)

1. 招集年月日 平成27年9月11日  
1. 招集の場所 甲佐町議会議場  
1. 開会 9月15日 午前10時00分 議長宣告  
1. 閉会 9月15日 午前11時44分 議長宣告

1. 応招議員

1番 山内亮一	2番 佐野安春	3番 荒田博
4番 宮本修治	5番 福田謙二	6番 西坂和洋
7番 宮川安明	8番 緒方哲哉	9番 本郷昭宣
10番 渡邊俊一	11番 本田新	12番 中村幸男

1. 出席議員

1番 山内亮一	2番 佐野安春	3番 荒田博
4番 宮本修治	5番 福田謙二	6番
7番 宮川安明	8番 緒方哲哉	9番 本郷昭宣
10番 渡邊俊一	11番 本田新	12番 中村幸男

1. 欠席議員

なし

1. 出席停止議員

6番 西坂和洋

1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 岡本幹春 議会事務局事務長 山本洋子

1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長 奥名克美	副町長 師富省三
会計管理者 田上洋子	総務課長 内山洋
企画課長 西坂直	くらし安全推進室長 清水明
税務課長 北畑公孝	住民生活課長 福島明広
総合保健福祉センター所長 井上美穂	町民センター所長 吉岡英二
産業振興課長 鳴瀬美善	建設課長 志戸岡弘
環境衛生課長 橋本良一	会計課長 田上洋子

福祉課介護保険係長	柴 田 郁 子	福祉課社会福祉係長	渡 邊 友 美
福祉課子ども・障がい福祉係長	美濃田 知 也	教 育 長	蔵 田 勇 治
学 校 教 育 課 長	古 閑 敦	社 会 教 育 課 長	上 田 悟
農業委員会事務局長	鳴 瀬 美 善	選挙管理委員会書記長	内 山 洋
代 表 監 査 委 員	本 田 進		

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

1. 会議に付した事件

- 日程第1 議案第32号 平成27年度甲佐町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第2 議案第33号 平成27年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第3 議案第34号 平成27年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第4 発議第4号 甲佐町議会会議規則の一部改正について
- 日程第5 研修報告について（議会運営委員会）
- 日程第6 議員派遣について
- 日程第7 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第8 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について
- 日程第9 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

## 1. 議事の経過

開議 午前10時00分

---

○議長（緒方哲哉君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告します。

本日の議事日程は議席に配付のとおりです。朗読を省略いたします。

---

### 日程第1 議案第32号 平成27年度甲佐町一般会計補正予算（第3号）

○議長（緒方哲哉君） 日程第1、議案第32号「平成27年度甲佐町一般会計補正予算（第3号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（内山 洋君） それでは、議案第32号について御説明を申し上げます。

平成27年度甲佐町一般会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。1ページをお願いいたします。

平成27年度甲佐町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,474万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62億4,487万6,000円としております。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算の補正によります。

地方債の補正。

第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正によります。

平成27年9月11日提出、町長名でございます。

次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

款9地方特例交付金に337万8,000円を追加し、637万8,000円としております。1の地方特例交付金です。

款10地方交付金に1億3,791万2,000円を追加し、21億8,791万2,000円としております。

1の地方交付税です。

款14国庫支出金から477万9,000円を減額し、10億6,825万2,000円としております。2の国庫補助金、3の委託金です。

款15県支出金から70万3,000円を減額し、6億7,411万9,000円としております。2の県補助金です。

款18繰入金から2億147万8,000円を減額し、2億8,064万6,000円としております。1の基金繰入金、2の特別会計繰入金です。

款19繰越金に1億187万7,000円を追加し、1億5,187万7,000円としております。1の繰越金です。

款21町債に3,854万1,000円を追加し、5億4,124万1,000円としております。1の町債です。

歳入合計。補正前の額61億7,012万8,000円に7,474万8,000円を追加し、62億4,487万6,000円としております。

次のページをお願いいたします。

歳出です。

款1議会費に12万6,000円を追加し、8,875万4,000円としております。1の議会費です。

款2総務費に4,222万7,000円を追加し、8億5,999万5,000円としております。1の総務管理費、2の徴税費、3の戸籍住民登録費です。

款3民生費に321万9,000円を追加し、19億1,196万1,000円としております。1の社会福祉費、2の児童福祉費です。

款4衛生費に355万1,000円を追加し、6億939万5,000円としております。1の保健衛生費、2の清掃費です。

款5農林水産業費に796万2,000円を追加し、3億3,685万9,000円としております。1の農業費、2の林業費です。

款6商工費に74万9,000円を追加し、3,528万円としております。1の商工費です。

款7土木費に104万4,000円を追加し、8億9,206万9,000円としております。1の土木管理費、2の道路橋梁費、4の住宅費です。

款8消防費は財源内訳の変更で補正額は0円です。

款9教育費に517万円を追加し、4億4,214万2,000円としております。1の教育総務費、3の中学校費です。

次のページをお願いいたします。

款10災害復旧費に70万円を追加し、4,835万4,000円としております。1の農林水産施設災害復旧費です。

款13予備費に1,000万円を追加し、2,000万円としております。1の予備費です。

歳出合計。補正前の額61億7,012万8,000円に7,474万8,000円を追加し、62億4,487万6,000円としております。

次のページをお願いいたします。

第2表、地方債補正。1変更です。

まず、起債の目的が過疎対策事業です。補正前の限度額3億2,880万円から1,090万円を追加し、補正後の限度額3億3,970万円としております。

次に、臨時財政対策債です。補正前の限度額1億6,000万円から2,764万1,000円を追加し、補正後の限度額1億8,764万1,000円としております。

起債の方法、利率、償還の方法については変更がございません。

以上、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これより質疑を行います。

最初に、歳出について質疑をお願いいたします。

まず、11ページ款1の議会費から15ページ款4衛生費までです。11ページから15ページ、款4の衛生費までです。何か質疑ございませんか。

11ページの議会費から15ページ衛生費までです。何かございませんか。11ページから15ページまでです。

12番、中村議員。

**○12番（中村幸男君）** 11ページから15ページの中で、本補正予算については、人件費あたりがある程度数字が上がってきておる中ですよ、本町のラスパイは、どのくらいの位置にあるか。郡内、県内あたりでどのくらいの位置、現在でですね。どのような状況でしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 総務課長。

**○総務課長（内山 洋君）** 職員のラスパイレス指数につきましてでございますけれども、これは昨年度の数字で、今年度についてはまだ発表が行われていない状況でございます。以前にも、甲佐町のラスについては議会の中でもありましたけれども、昨年度につきましては甲佐町が90.6という指数でございます、県下で一番下位にあるという状況でございます。27年度の発表についてはまだありませんので、最新の状況はまだわかっておりません。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 12番。

**○12番（中村幸男君）** いや、今まで最下位ちゆうことはなかったと思いますけど。じゃあ、ランクが落ちたということですかね。

**○議長（緒方哲哉君）** 総務課長。

**○総務課長（内山 洋君）** これまでも下位に近い状況で推移をしておった状況でございますけれども、最下位というのはここ数年なかったのではなかったかと思っております。何市町村か、甲佐町の下位のほうにあった市町村に抜かれたというような状況でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 12番。

**○12番（中村幸男君）** そういうことですよ、町長をトップに、行財政改革あたりを一生懸命、担当課長を初め、職員やっておる中ですよ、やっぱりラスパイが県内で一番下というようなことは、ちょっとやっぱり今後いろいろ、がまださせよという中において、一番最下位というのがどうも気がかりがするので、あえてお尋ねしたんですけど、町長その点は、まあ今後ですたいね、どのような。財政事情いろいろあるかと思っておりますけど、どのようにお考えでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** しばらく休憩いたします。

---

休憩 午前10時13分

再開 午前10時15分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番、中村議員。

**○12番（中村幸男君）** そういうことで、総務課長、ラスパイの数字を出されるときの基本ですたいね。高校卒業とか大学卒業とか、いろいろあるかと思いますが、そういう基本というのをまず教えていただいて。

**○議長（緒方哲哉君）** 総務課長。

**○総務課長（内山 洋君）** ラスパイレス指数の算出方法でございますけれども、こちらは大卒と短大卒、高卒。中学校卒はおりませんので。そういうふうな学歴ごとのそれぞれの職員の経験年数ごとに給料額を表に集計して出してまいります。

ですので、例えば大学卒程度というのが、甲佐町は今ほとんど高卒程度試験を採用しておりますけれども、高校卒業して大学まで行って、そして高卒程度試験を受けておる職員というのがおりますれば、どうしてもその辺は大卒として見ますので、金額的にはどうしても下がってくると。高卒で高卒試験を受けて入ってきた者はほとんど国の基準に合っているような状況でございますので、そのほうはさほど差がないのかなというところで、学歴と経験年数とその個人個人の給料をそれぞれ段階ごとに集計して、指数を出すという状況でございます。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 若干、ただいま総務課長が説明した内容と重複する点もあるかもしれませんが、これまでの考え方等まず説明した上で御回答を申し上げたいというふうに思います。

今、うちの職員採用の方法のあり方、御存じのとおり、近年、社会人枠という採用方法をとっております。これについては、経験を生かしたところで、町の職員として頑張っていたきたいというような思いから、そういった方法を一部とらせていただいているところでありまして、これが同じ世代の職員と比べたときには、最初から職員で入っているわけじゃありませんので、若干給与については差額が生じるということが一つの原因かなということもあります。

それと、先ほど総務課長が申しましたとおり、本町においては、行政職、以前は一時期、大卒行政職としての採用もあったんですけれども、現在は、高卒程度、一般職としての採用を今現在行っております。

これについてはやはり、できる限り甲佐町出身の人に役場職員として頑張っていたきたいという願い等もありまして、できる限り、それだけ門戸を広げとったほうが入りやすい状況をつくり出すという考え方から、今そういうやり方をとらせていただいております。

そういうことを総体したところですね、ラスについては位置的には下位のほうにあるのかなど。ただ、指数的にはですね、以前から比べると若干は上がっているような思いもしております。

今後についても、そういった他町と比べた場合に極端な差があるというのはいかなものかという感じもしますんで、その辺は考慮しながら、昇給については考えているというやり方をやらせていただいているということで御理解をいただきたいと思います。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 12番。

**○12番（中村幸男君）** そういうことで、町長の答弁で十分理解します。そういう中において、やはり郡内あたりを見ると、山都あたりが一番高いとかいうお話も聞くし、甲佐町も10年前に比べたら本当に変わってきております。そういうことで今後、やっぱり職員の方、民間に比べたらですね、大分違いますけど、ますますやっぱりがまだしてもらうためにはですね、精いっぱい町長あたりが、財政事情が許すなら、考えていただくようお願いしておきたいと思います。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** ないようでございます。

次に15ページ、款5農林水産業費から20ページの款13予備費まで質疑ございませんでしょうか。15ページから20ページの予備費まで。

7番、宮川議員。

**○7番（宮川安明君）** 16ページ、総合農政対策費の中で農機具導入事業補助金とございます。これについて、どこの分かを教えてください。

**○議長（緒方哲哉君）** 産業振興課長。

**○産業振興課長（鳴瀬美善君）** 今回、補正予算として上程いたしております農機具導入につきましては、農事組合法人元白旗の農機具導入に対する事業費でございます。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 7番。

**○7番（宮川安明君）** これは国・県の支出金とありますけれども、事業名は何ですか。

**○議長（緒方哲哉君）** 産業振興課長。

**○産業振興課長（鳴瀬美善君）** まず、国・県の補助金で、これは県の単独の補助金でございます。名称につきましては、熊本土利用型農業競争力強化支援事業補助金という形で、県の補助金がおりにくるものでございます。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 7番。

**○7番（宮川安明君）** 県の事業ということで、土地利用型農業競争力強化事業ということで、じゃあこの事業を実施に当たっての補助要件等があれば、お聞かせいただけませ

んか。

**○議長（緒方哲哉君）** 産業振興課長。

**○産業振興課長（鳴瀬美善君）** この補助の要件といたしましては、対象となる作付、作物でございますけれども、米、麦、大豆が対象の作物となります。補助対象の組織としましてはきまりがございまして、地域営農の組織または農業法人ということで限られた補助対象、事業主体ということになります。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 7番。

**○7番（宮川安明君）** 法人ということが出てきたんですけれども、じゃあもう一つ聞きますけれども、結局県がですよ、事業主体だから県下全てがその法人さんなり、営農組織なりがですよ、これに手を挙げるわけですよ。そしたらやはり、県としてもその採択するのにいろんなことが出てくる。例えばこの事業はポイント制というのがあると思うんです。何ポイントですね、あなたのところはという。そのポイントはどういうことをつけられるのかですよ、どういうことがポイントになるのか。結局そのポイントの上位のほうから県は採択をされるわけでしょう。ですから、そのポイントというのは、どういうことがあるんですか。

**○議長（緒方哲哉君）** 産業振興課長。

**○産業振興課長（鳴瀬美善君）** 宮川議員がおっしゃるとおり、この事業についてはポイント制で採択に上がっていくものでございます。

一応、ポイントとして、今度の元白旗が手を挙げられたポイントについて少し御説明を申し上げます。

まず第1に、新規の立ち上げ加算というポイントがあります。この中には、法人であるならば5ポイント、それと共同組織であれば4ポイント、共同利用組合ならば2ポイントというような点数割がされておって、今回の農事組合法人元白旗については平成27年4月に法人を設立されておりますので、ポイント的には5ポイントを獲得したとということになります。

それと獲得したポイントのみをちょっと御説明いたしますけれども、対象機械の加算ということで、今回は大豆の刈り取り作業へのコンバインの導入ということで1ポイントの加算、それと水田のフル活用加算ということで不耕作地の解消をされるということで、それに対してのポイントが3ポイント。それと、農地の高度利用ということで、水稻、麦、大豆の作付面積の二毛作体系のポイントとして2ポイント、それと組織の高度化加算ということで、農事組合を設立されたということで、これも2ポイントがついて現在13ポイントを獲得されております。

最高ポイントはといいますと25点満点で、その13ポイントでございますけれども、一番最後に地域振興局の加算というのがございます。私の手元では、そのポイントが県のほうで何ポイント入ったかはちょっと定かではありませんけど、そこも踏まえて今度27年の7月に採択の内示を受けたということでございます。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 7番。

**○7番（宮川安明君）** 今、課長が説明されましたように非常に利用するのには、そういうポイントを稼がんといかんと。まして、地域振興局が持つてるポイントも、上益城郡内の他の町村の分をより持つてこんど、取れんというような状態なんですよ。

それはそれでいいんですけども、今後やはり法人化を甲佐町は非常に多く立ち上げております。そういうところにあつては、私は、農機具導入はこういう事業に向かうべきじゃないかというふうに考えるわけですよ。ただ、そういうポイントとか、地域振興局のポイントとかがあるからどうかと。その辺をクリアするようにして行って、そしてこういう事業に持つていくべきじゃないかなというふうに、私個人では考えてますけど、担当課としてその辺の農機具導入に関しての考えがおりなら、お聞かせ願えませんか。

**○議長（緒方哲哉君）** 産業振興課長。

**○産業振興課長（鳴瀬美善君）** 農機具導入事業につきましては、今説明を申し上げました熊本土地利用型の県の補助事業の5割がございまして、御説明したとおりでございますけど、この県の事業以外にも、国のほうの事業といたしまして、経営体育成支援事業というような事業もございまして、これについては補助率が3割でございます。

それと、今度はもう一つ、町独自で支援をしています、これは個人の方は無理ですけども、認定農業者1人を含んだ任意組織3名以上、もしくは法人とか営農組合で対応できるよう町の一般財源を利用した4割の補助、この三つの補助で対応していきまはりますが、なかなか国・県の補助についてはポイント制もありまして、非常にハードルが高いというような思いは持っているところではございますが、この三つの補助を利用しながら、農機具導入には支援していきたいと考えておるところです。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 7番。

**○7番（宮川安明君）** 今おっしゃったようにハードルが高いと。国の経営体育成の事業にしましても3割ということですけども、その残りは融資を受けなくては行けないと、多分半分以上ぐらい融資を受けなくちゃいけないんだろうと思います。融資を受けますと、そこにまた利息が発生するわけですよ。何年間とかいう期間があると思うんですけど。そうした場合、実質3割にはならないということなんですよ。

そういうところもありますし、ハードルが高いといひましても、そこは何とかクリアするような形に持つていきいくべきじゃないかというふうに思いますし、今、数多くの法人が甲佐町に設立されましたけど、法人設立したばかりで非常に、これは自分の考えですけど、経営面で大丈夫かなという考えがあるんですよ。確かに、大豆とか何とかいって計算上はきちっと利益が出るようになってると思いますけども、ややもすると赤字に転落しはせんかなという思いがあるんです。その辺の法人の、ちょっと離れるかもしれませんが、法人の経営ですね、そういうところに関して、どのような認識でおられるかお聞かせ願えませんか。

**○議長（緒方哲哉君）** 産業振興課長。

**○産業振興課長（鳴瀬美善君）** 議員おっしゃるとおり、法人は設立をしたけれどもということでございますけれども、甲佐町では六つの営農組織が法人を設立しております。設立した後については経営ということが一番問題になってくるかと思えます。

現在、国のほうも、先ほどの農機具ではありませんけど、米、麦、大豆、特に麦、大豆、そば、菜種、こういった戦略作物と言われる作物への支援について、非常手厚い支援を国は行っているところであります。

今回の六つの法人につきましても、やっぱり主力となるのは、米ではなくて、これからは大豆もしくは裏作の小麦ということで、町としても考えているところでございます。

特に、ちょっと大豆について私なりに調べて試算をした数字がございますけれども、大豆については国のほうの交付金も1反当たり3万5,000円、それと町・県の産地交付金、それと団地化をすれば、また団地化の加算がつくというようなことで、大豆の作付が一番有利な形で取り組んだときに10アール当たり13万9,000円、1反当たり13万9,000円というような金額までどうにか持っていくことができるんじゃないかということで、町のほうも勧めているものでございます。それと、裏作の麦を絡めて二毛作の助成金も利用していただくならということで思えます。

米については、JAさんにお尋ねをしておりますけれども、大体収益的には5割ぐらいの費用がかかると。ただ、大豆につきましては2割ぐらいの経費で、8割ぐらいは利益として残るような試算もいただいておりますので、やっぱり進める方向としては今後は大豆、麦を中心にして作付体系を整備されていったらということで勧めていく方向であります。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 7番。

**○7番（宮川安明君）** 済みません、少し長くなって申しわけないですけど。それはわかるんですよ。ただ、経営としてどうかということをお聞きしたのは、例えば、今の上がっているコンバインですよ、800万ですよ。補助金が半分あって仮に400万。その400万の利益をどっから出すかということなんです。だから、法人さんが恐らく今自分で、自分でというか実際に経営されてる面積というのは、平均すると2町か3町までは1法人あたりさんないんじゃないかなというふうな思いなんです。1町で幾ら利益が出るのかというような話なんですよ。だから、もう少し何と言いますか、そのためにはどういうふうな町としてできる、20万か、法人にやられるというはわかっていますけど、そういうこともあってですね、少し考えがあられるなばと思ってお聞きしたんです。

やはり、これは産業振興課だけの問題じゃなくて、私、以前、一般質問でもしましたけれども、今、甲佐町、人・農地プランやっています。これは農業だけの問題じゃないと、町長もそういう答弁されてますけど、これは全てがまちづくりにつながるんだという考えですね。そういうところで、そういうスタンスに立って考えていただきたいということは、やはり企画課長、総務課長あたりも、しっかりとこういう事業については一緒になって考え

ていただけたらと思うんですね。

ただ、補助金5割とって、それで、確かにですよ、5割補助なんて世の中にはないと思います。ただ、それを取るためには今申しましたようにポイントとか、同じ上益城郡内でも競争しなくちゃいかんとか、そういうところが出てくるわけですよ。

まして、甲佐町は今言いましたように六つも法人を立ち上げてますよ。郡内でも恐らくそういうことでは先を走ってる。それから、人・農地プランでもそうですよ。やはり県下でも人・農地プランについても、先のほうを進んでますよ。そういう町だから、しっかりと今言いましたような、総務課長、企画課長あたりも一緒に、ただ農機具導入の補助金だということじゃなくて、やはりこれはまちづくりのためだと。言いましたように、極論から言いますと400万どうして返すかということなんです、法人が。非常に難しいんですよ、これは。買うのは融資もしてくれますし、買えます。ただ、400万をどうして返済していくかということに尽きるんですよ。

だから、現実とこういうととのギャップがあるからですね、そこをどういうふうに。町に全てやれというわけじゃないですけども、もう少し、法人にしても人・農地プランにしても、町として考えていただけないだろうかという思いでございます。

町長、それについて答弁をお願いします。

**○議長（緒方哲哉君）** 奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 大型機械、農機具の購入の補助については、先ほどから産業振興課長が申し述べておりますとおり、国の経営体育成の補助、それから県においては熊本土土地利用型の補助、それから町には町の単独の40%の補助と3種類の補助制度があります。

それぞれにそれを利用するに当たってはいろんな制約等もありますけれども、一番いいのは、おっしゃるように国・県の事業に町がある程度の加算をしていけば、町にとっても、財政的にも有利になりますし、使われる方にとっては非常に使い勝手のいい制度に仕上がっていくのかなという考え方はあります。

ただ、いろんな国・県の制度を使うに当たっても、その制度から漏れる場合の対応についても町としては考えておく必要があるということだろうと思います。

それで、マニフェストの中に今回、40項目の政策目標を掲げている中で、農業振興に向けた各種支援という項目の中で、農事組合法人の経営安定に向けた各種支援をやっていきたいと思いますということを掲げさせていただいております。

その政策の一つの中に、もう既に実施しておりますけれども、新しく設立をされた農事組合法人六つの団体に対して20万円の補助、経営安定化に向けた支援を3年間やっていこうということをもう既に決定して、これはもう平成27年度の4月から着手しているということでもあります。

その上に立って、実はまたほかの意味での支援ができないかということで、事務事業評価を行いまして、担当課のほうからも提出された政策に対して協議を行っております。その際に、議員もちょっと触れられましたけれども、50%を超える補助が果たして本当にいいのかなのかといった議論もその中でありました。最終的には、町としてじゃあこの農

業をどう捉えていくのか、その農事組合法人の今後の運営に関してどう町としては考えていくのか、こういった考え方も非常に大事なところだろうというような結論に至りました。

最終的な結論から申し上げますと、この農事組合法人を立ち上げられたところに限っては、県の進めております熊本地利活用型の事業に対して、じゃあ町は10%の上乗せ加算をやろうということを決めたところです。予算的には、今回の補正予算の中には上がってきませんが、既決の予算の範囲の中で対応ができますので、そういった手だてをやっていくということを決めたことを皆様方にも御承知おきをいただきたいというふうに思います。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかに質疑ございませんか。

11番、本田議員。

**○11番（本田 新君）** これを私が質問すると今の町長の方針が変わったら困るけれども、一つ大豆のこと、甲佐町の農業の特に平坦地区ですね、平坦と中山間と、農業というのは分けて考えなくてはいけないなと私は思っていて、特に平坦地区では、国県の方針である大豆とか小麦にさらに力を入れて拡大していかなくていけくちやいけないかなと思う中でですね、大豆、ちょっと実績としてですよ、もう9月ですので、ことしの転作確認は終わつるとお思いますので、大豆の生産面積ですかね、昨年と比較してどうなのか、その点をまずお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 産業振興課長。

**○産業振興課長（鳴瀬美善君）** お答えいたします。大豆のまず、平成、去年26年度の実績から御報告申し上げます。

昨年の26年度の大豆の作付面積は67万4,903平方メートル、平米、反別で言いますと67町4反ということでございます。

それと今年度27年度の麦の作付、8月1日現在でございましてけれども、85万8,237平方メートル、85町8反ということで、10万3,334平米の平方メートルの10町3反の増につながっているところでございます。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 11番。

**○11番（本田 新君）** 67町から85町へ増えたということですね。十三、四町かな。計算間違えたかな。18町か。

**○産業振興課長（鳴瀬美善君）** 10町3反。

**○11番（本田 新君）** 10町3反ですか。67町から85町へ増える、それはいいとして、とにかく十何町増えたということでよかですたい。行きましょう、話は。

十何町増えたということで、非常に特にこれはやっぱり今年3月かな、昨年から3月にかけて、転作の座談会で回られて、その中で大豆を作付することが非常に有利なことですよという、部落座談会で、そういった国・県の方針を各部落に伝えられて、そういったことが実ってこのように増えてきたということだろうというふうに私は思います。

そこで、じゃあ、この85町を、今、元白旗が今度導入するけれども、大豆汎用コンバインというのが、今あるのが津志田、糸田、山出、吉田、そして今度の元白旗で5台ということになるかと思うんですよね。この大豆生産の一番先端を走っとるのがやっぱり嘉島町。ものすごく、やっぱり嘉島町をちょっと見習わなくてはいけない点があると思いますけれども、嘉島町は大豆面積とか、そこで動いてる汎用コンバインは何台ぐらいなのか、その点は情報を持っておられますでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 産業振興課長。

**○産業振興課長（鳴瀬美善君）** 嘉島町の状況といたして、ちょっとお尋ねをしているところもあります。

まず、嘉島町の27年度の大豆の作付面積からお話ししますけど、面積としては260ヘクタールです。それで大豆用のコンバイン、汎用型でございますけれども、JAの六嘉に6台、それと各生産組合が8～9台所有してるということで、合計15台、嘉島町は汎用の大豆のコンバインを持っておられるということでございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 11番。

**○11番（本田 新君）** そういふところを見ると、やっぱりちょっと比較対象にならないぐらい嘉島が多くてですね、甲佐町の5台の汎用コンバインでことしの秋はどうなるのかなという思いがあって、ちょっと今質問しているところです。

それともう一つ、先ほどの7番議員の課長の答弁の中で気になっているのが、反当たりの13万9,000円とか、14万近くあるというんですけれども、そのうち、団地化した場合、加算されてるいわゆる団地加算金というのがやっぱり入ってると思うんです。1万7,000円、反当たりですね。じゃあ甲佐町の団地化は進んだのか、進んだらんのか、そこがまた私は今後の課題だろうと思っているんですよ。

一番甲佐町で、見たところ進んでるのがやっぱり山出地区、これはかなり進んで、見た感じも、米をつくってる地域と大豆をつくってる地域が完全にセパレート、分けてあって、非常に嘉島あたりとほとんど変わらないような形でやっとなし、作付も上手にやっておられる。だから、かなりの反収が上がっているんじゃないかなと思いますけれども、ほかでは団地化が進んだのか、進んだらんのか、課長の目にはどのように映っておりますでしょうか。

**○議長（緒方哲哉君）** 産業振興課長。

**○産業振興課長（鳴瀬美善君）** おっしゃるとおり団地化をすれば、そういった団地化加算金も加算されてくるということでございます。

現在でわかっているのは、27年度についての団地化はちょっとわかりませんが、26年度の大豆の団地化については34%でございました。

今、山出というようなことで、山出についても法人化をされております。今現在、まだ27年度の団地化は数字的にはマップに落としてみらんと、はっきりしたことはわかりませんが、それぞれの法人、特に山出の法人につきましても、昨年大豆の作付に比べて今年度は4町2反ほど大豆の作付が増えてきております。

お話を聞いた中では、やっぱり推計的に共同して団地化を進めていくと、有利なところで大豆をみんなで作付体系を確立していきますというようなお話は聞いております。

そういったことでほかの、あと残りの五つの法人につきましても、それぞれが全て経営面積を26年に対して27年度は拡大をされてきているという数字は手元に持っております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 11番。

**○11番（本田 新君）** そこで、今度の町の課題は団地化で、団地化をですね、私は向かわせて、もっと続けようと思いますので、次の議会でも詳しく話をお聞かせ願いたいと思いますけども、一つ、ぜひともですね、マップ、地図に落としてですね。各地区で来年行われるであろうその部落座談会です、マップに、地図を落としてですね、それを持って行って、やはりその地区の、いわゆるその地域の法人の代表の方だとか、区長さん初め、村の農業を一生懸命やっておられる方々を交えてですよ。反当たり1万7,000円というお金が、団地化すれば出るんですし、また稲作と米、大豆を隣同士で植えたらやっぱり大豆のほうに水が入って、大豆の生産量が落ちるんですよ。そういったことで、やっぱり二重、三重にやっぱりセパレート、団地化したほうが、利益につながるということはもう明らかなことだと思いますので、ひとつ今度は、団地化に向けてですよ、頑張っていたいでですね、もちろんハード面の充実、それとそういった生産者に意識改革を促して団地化をさらに進めて行って、そしてもう一つ二毛作、小麦も植えてもろうて、そういったことでですね。そういったことを来年行われる座談会で、ひとつ大いに、地域に持って行って、町からの支援とかも含めて、そういった指導体制とか、そういったのをやって、話を交えていてもらいたいなということをもひとつ要望して質問を終わりたいと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 産業振興課長。

**○産業振興課長（鳴瀬美善君）** 今おっしゃるとおり、マップ、目に見える形で地域の手助け、助言、それと二毛作の推進と団地化のさらなる推進ということで、担当課として今度の部落座談会もまた、次期、来年に向けて始まっていきますので、その中で皆さん方に御説明をして推進を図っていくということで、お答えをさせていただきます。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかに質疑ございませんか。

5番、福田議員。

**○5番（福田謙二君）** 16ページです。この一番下の段、たけのこ・竹材生産支援事業補助金とありますけども、この生産の支援事業補助金、たけのこと竹材はどういう要望されて、どういうところにこの補助金が出るわけですかね。生産はわかりますけども、どういうところに、項目は。

**○議長（緒方哲哉君）** 産業振興課長。

**○産業振興課長（鳴瀬美善君）** このたけのこ・竹材生産支援事業につきましてですけども、これは昨年からも同じような名前であった事業なんですけれども、中身としましては、竹林の整備が基本的な目的です。今ほとんど竹林はたけのこ生産、竹の資材等につ

いての需要がちょっとないということで、竹林についてもなかなか整備をされとらんというような状況で、強度な竹林の間伐を行ったときの経費的なものについて、2分の1、半分補助しますよということですよ。

ただ、採択としましては、こういった整備を行ったときに3年以上継続してタケノコの生産または竹材の生産を行うことが確実に見込まれること。それと受益戸数が3戸以上で組織された任意の組合と対象となる竹林の面積が0.1ヘクタール以上ですので、1反以上ということ、もう一つ、既に竹林の園地化をされてるものについての通常の親竹の管理等については該当しませんよというようなことで、申し添えてあります。

ですから、基本的には、先ほど三つほど言いました3年以上と3戸以上、それと0.1ヘクタール以上の竹林の、いくなれば密集した竹を強度の間伐をすることによってたけのこの生産につなげてください。そうすれば、昨年まで古い制度では、自分のを延長する場合は3分の1の補助でしたけども、今回からは2分の1の補助が来るということが昨年と違うところです。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 5番。

**○5番（福田謙二君）** 3戸以上の方がということで、3戸以上の方が、何件ぐらいがこれは申し込みされとるとですかね。

**○議長（緒方哲哉君）** 産業振興課長。

**○産業振興課長（鳴瀬美善君）** 今回、手を挙げられてるといいますか、申し込まれておるのは宮内地区の安平区が1組織で受益戸数は4戸でございます。面積としましては0.7ヘクタールということで要件に該当しておりますので、安平地区が今回事業に取り組みれます。

以上です。

**○5番（福田謙二君）** ということはまだ一つということですね。はい、わかりました。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかに質疑ございませんか。

（自席より発言する者あり）

**○議長（緒方哲哉君）** いや、まだ15ページから20ページまでです。

3番、荒田議員。

**○3番（荒田 博君）** 19ページの中学管理費で修繕料とありますけど、何の修繕料かを教えていただければと思います。

学校教育課長。

**○学校教育課長（古閑 敦君）** 今回補正で上げております修繕料につきましては、6月11日の大雨のときに中学校東側を流れております水路から水が氾濫しまして、中学校の体育館の1階部分、駐輪場とエレベーターホールに水が浸入しております、1階にありますエレベーターホールの床、フローリングが張ってありますけれども、そちらとエレベーターのほうに被害が出ております。

エレベーターホールのフローリングの張り替えと、あとエレベーター設備の床下にある

ます機械設備、そういったものがありますけれども、そちらのほうにも水が浸入しておりますので、その機械設備のほうの部品交換に係る費用を計上しております。

それとまた、校舎の教室棟のトイレの壁の補修というところで今回は上げていますところ  
です。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 3番。

**○3番（荒田 博君）** 今の説明ですと、エレベーターの、水路から水が入ってということ  
で、水に関しては多分そのエレベーターの補償に対応できなかったということでござ  
いますかね。原因がそこということで断定できるならしやうがないと思いますけど、雨漏  
り等もありましたんで、そういう内容であれば、補償ができるじゃないのかなと思ったん  
ですけれども。

あと、壁の補修ですかね、なぜそういうのが必要になったのですか。

**○議長（緒方哲哉君）** 学校教育課長。

**○学校教育課長（古閑 敦君）** トイレの補修につきましては、トイレの壁の部分に突  
き破ったような跡がございまして、その部分についての修理ということで、現在は職員に  
よりまして上からボードを張って、壁紙等を張って、応急処置をしておりますけれども、  
そちらの分の修理費としてやっております。

ただ、このいたずらといいますか、壁を誰がやったかというのがちょっとわからないも  
ので、本来であれば原因者負担というところで、ガラスとか何かは全部原因者負担とい  
うところでやってるところなんですけども、今回は誰がやったかわからないというところ  
で、こちらのほうで今修繕費を上げてるところでございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 3番。

**○3番（荒田 博君）** そういうことで、学校の普通の棟のトイレですよ。平成25年  
だったと思いますけど、できて2年しかたっていないと思います。費用面でもかなり、町  
のお金も使っておりますし、そういうのはなかなか生徒には伝わらないですけれども、や  
りものを大事にする気持ちですね、そういうのはしっかり教えていただいて、二度とそ  
ういうことがないようにですね、また教育を徹底していただきたいと思う、あつてから  
は遅いですが。今回これで聞いたからわかったんですけれども、そういうことで、また  
しっかり校長先生並びに先生方にまた指導をよろしくお願い申し上げて、二度とないよ  
うに、お願いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** ないようでございます。

次に、歳入は全部について質疑をお願いします。歳入は全部について質疑をお願  
いしま  
す。

8ページから10ページまでです。8ページから10ページまでです。

何か質疑ございませんか。8ページから10ページまでです。

11番、本田議員。

**○11番（本田 新君）** 9ページの最上段に放課後児童クラブが500万減額補正されておりますけども、これはどういったことなのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

**○議長（緒方哲哉君）** 福祉課子ども・障がい福祉係長。

**○福祉課子ども・障がい福祉係長（美濃田知也君）** 本田議員の質問にお答えします。

こちらの放課後児童クラブ施設の補助金の減額がありますけども、当初この補助金につきましては、国の補助を県が受け入れまして、県から一本ですね、補助金で入ってくるようになってたんですけども、これがですね、県と国、別々に入ってきますので、こちら県のほうですね、補助金を半額にしまして、県のほうの補助金を526万9,000円減額しているものであります。それに伴いまして、前ページの8ページの国のほうをですね、その分、国の補助金として上げているところです。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** 11番。

**○11番（本田 新君）** 県は減額されて国が出るということでわかりました。勉強不足で申しわけないけども、この放課後児童クラブの施設はどこにつくるようになったのかな、ちょっと申しわけない、済みませんがお聞かせください。

**○議長（緒方哲哉君）** 福祉課子ども・障がい福祉係長。

**○福祉課子ども・障がい福祉係長（美濃田知也君）** 移転施設の位置につきましては、甲佐小学校のプールの横に建てるように計画しております。

以上です。

**○議長（緒方哲哉君）** ほかに質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 最後に、本予算全部について質疑をお願いします。本予算全部について質疑をお願いします。

何か質疑ありませんか。本予算全部について質疑を。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 質疑なしということでございます。質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

**○11番（本田 新君）** 議案第32号、平成27年度甲佐町一般会計補正予算（第3号）がありますが、歳入歳出にそれぞれ7,500万が追加された予算であります。今、質疑の中でもいろいろ議員のほうからも意見がっておりますけれども、しっかり予算執行していただいて、町の振興のために頑張っていただきたいというふうなことを思いを込めまして、

本案に賛成をいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これで討論を終結します。

これから議案第32号「平成27年度甲佐町一般会計補正予算（第3号）」について採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩いたします。

---

休憩 午前11時06分

再開 午前11時14分

---

**○議長（緒方哲哉君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

## 日程第2 議案第33号 平成27年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第2、議案第33号「平成27年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

**○住民生活課長（福島明広君）** それでは、議案第33号について御説明申し上げます。

議案第33号、平成27年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。1ページをお願いします。

平成27年度甲佐町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,621万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億4,037万9,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算の補正によります。

平成27年9月11日提出。町長名でございます。

次のページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

款5療養給付費等交付金に361万5,000円を追加し、9,361万6,000円としております。1の療養給付費等交付金です。

款7前期高齢者交付金に576万2,000円を追加し、3億1,576万3,000円としております。

1の前期高齢者交付金です。

款10繰入金に44万6,000円を追加し、2億51万7,000円としております。1の一般会計繰入金です。

款11繰越金に7,639万3,000円を追加し、9,639万4,000円としております。1の繰越金です。

歳入合計。補正前の額19億5,416万3,000円に8,621万6,000円を追加し、20億4,037万9,000円としております。

次のページをお願いします。

歳出です。

款1総務費に169万円を追加し3,669万円としております。1の総務管理費です。

款2保険給付費につきましては財源内訳変更によるもので補正額は0円となっております。

款3後期高齢者支援費等から750万7,000円を減額し、1億8,851万3,000円としております。1の後期高齢者支援費等です。

款4前期高齢者納付金等から9万2,000円を減額し、12万8,000円としております。1の前期高齢者納付金等です。

款6介護納付金から1,237万円を減額し、8,063万円としております。1の介護納付金です。

款11諸支出金に2,362万5,000円を追加し、2,465万6,000円としております。1の償還金及び還付加算金です。

款12予備費に8,087万円を追加し、1億1,468万5,000円としております。1の予備費です。

歳出合計。補正前の額19億5,416万3,000円に8,621万6,000円を追加し、20億4,037万9,000円としております。

今回の補正の主なものにつきましては、平成27年度前期高齢者交付金の決定による増額や平成26年度分の実績報告による国・県負担金の償還金などになります。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これより質疑を行います。

質疑については本予算全部についてお願いいたします。

何か質疑ありませんか。本予算全部について質疑をお願いします。

ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

12番。

**○12番（中村幸男君）** 議案第33号、平成27年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、国保運営が大変厳しい中、一般会計からの繰り入れがないよう健全運営ができることを願って、賛成いたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これで討論を終結します。

これから議案第33号「平成27年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第34号 平成27年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第3、議案第34号「平成27年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課介護保険係長。

**○福祉課介護保険係長（柴田郁子君）** 議案第34号、平成27年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。1ページをお願いいたします。

平成27年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,833万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億5,905万1,000円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正により御説明申し上げます。

平成27年9月11日提出。町長名でございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

款4支払基金交付金に250万6,000円を追加して、3億7,154万2,000円としております。

1の支払基金交付金です。

款5国庫支出金に8万7,000円を追加して、3億6,614万8,000円としております。2の国庫補助金です。

款6県支出金に145万5,000円を追加して1億9,584万8,000円としております。1の県負担金、3の県補助金です。

款8繰入金に75万7,000円を追加して、2億2,869万9,000円としております。1の一般

会計繰入金です。

款 9 繰越金に6,352万6,000円を追加して、6,352万7,000円としております。1の繰越金です。

歳入合計。補正前の額13億9,072万円に6,833万1,000円を追加して、14億5,905万1,000円としております。

3ページをお願いいたします。

歳出です。

款 1 総務費に71万4,000円を追加して、4,312万6,000円としております。1の総務管理費です。

款 4 地域支援事業費に22万4,000円を追加して、3,588万1,000円としております。2の包括的支援事業・任意事業費です。

款 5 基金積立金に2,000万円を追加して、2,007万7,000円としております。1の基金積立金です。

款 7 諸支出金に2,075万5,000円を追加して2,075万8,000円としております。1の償還金及び還付加算金、2の繰出金です。

款 8 予備費に2,663万8,000円を追加して、2,935万6,000円としております。1の予備費です。

歳出合計。補正前の額13億9,072万円に6,833万1,000円を追加して、14億5,905万1,000円としております。

今回の補正の主なものは、平成26年度決算に伴う剰余金について、介護給付費準備基金への積み立てのほか、前年度の給付費精算によります国・県支払基金等への返還金でございます。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これより質疑を行います。

質疑については本予算全部についてお願いいたします。本予算全部についてお願いいたします。

何か質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

12番、中村議員。

**○12番（中村幸男君）** 議案第34号、平成27年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）については、何ら異議なく賛成いたします。

**○議長（緒方哲哉君）** これで討論を終結します。

これから議案第34号「平成27年度甲佐町介護保険特別会計補正予算（第1号）」について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 発議第4号 甲佐町議会会議規則の一部改正について

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第4、発議第4号「甲佐町議会会議規則の一部改正について」を議題とします。

事務局長をして朗読させます。

議会事務局長。

**○議会事務局長（岡本幹春君）** それでは、朗読いたします。

発議第4号、平成27年9月15日、甲佐町議会議長、緒方哲哉様。

提出者、甲佐町議会議員本田新、同じく甲佐町議会議員中村幸男。

甲佐町議会会議規則の一部改正について。以上の議案を地方自治法第112条及び甲佐町議会会議規則第13条の規定により別紙のとおり提出します。

提案理由。議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届け出について新たに規定するものである。

1枚めくっていただきますようお願いします。

甲佐町議会会議規則の一部改正する規則。甲佐町議会会議規則の一部を次のように改正する。第2条に次の1項を加える。2、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届けを提出することができる。

附則、この規則は、公布の日から施行する。

以上でございます。

**○議長（緒方哲哉君）** 提出者の説明を求めます。

11番、本田新議員。

**○11番（本田 新君）** それでは、発議第4号について御説明申し上げます。

今、事務局長が朗読いたしましたけれども、これまでに女性議員の出産に関することが決まっておりました。今の社会情勢を見ますと、他の自治体のほうでも女性の出産の場合には欠席届によってするという規定が設けられておりますので、我が町もこれに倣ってこのような規定を設けてはどうなのかということで、今回発議を行ったところでございます。どうか議員各位におかれましては、どうぞ賢明なる御判断を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**○議長（緒方哲哉君）** これより質疑を行います。

何か質疑ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

本案に対する反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

3番、荒田議員。

○3番（荒田 博君） 3番。発議第4号、甲佐町議会会議規則の一部改正については、女性の出産の場合の欠席の届け出ということで、女性の権利であると思いますので、何ら異議なく賛成いたします。

○議長（緒方哲哉君） これで討論を終結します。

これから発議第4号「甲佐町議会会議規則の一部改正について」を採決します。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（緒方哲哉君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5 研修報告について（議会運営委員会）

○議長（緒方哲哉君） 日程第5、議会運営委員会の研修報告を行います。

議会運営委員会では去る8月19日に大分県九重町議会において研修を行っています。

委員長の報告を求めます。

宮川委員長。

○議会運営委員長（宮川安明君） それでは、報告をいたします。

議会運営委員会では、去る8月19日に大分県九重町議会の議会運営等について視察研修を行いました。

九重町は大分県の南西部で、小国町と隣接し、東西18.7キロ、南北23.4キロ、面積が271.41平方キロと広大な面積に人口約1万人で、九重夢大吊橋等が有名な町ですが、研修では、副議長の挨拶の後、副議長、議会運営委員長、副委員長及び事務局長等が対応され、主に議会の活性化に関する取り組みとして、夜間議会に関する取り組みを議会事務局長から説明を受けた後、全体的な質疑を行いました。

九重町におきましては、平成12年12月の定例会から毎年12月の定例会における一般質問を夜間に開催するとともに、平成22年4月からは全ての一般質問をケーブルテレビによる録画放送を行っています。

夜間議会の導入当初は40名を超える傍聴者がありましたが、昨年の夜間議会では13人と低調になっており、平成19年には74名と極端に増えていましたが、このときは小学校の統廃合問題があり、やはり住民の関心も高かったようです。傍聴者が減少してきているので、

実施方法を今後検討するとのことでした。

今回の研修を生かし、インターネット配信やホームページの一部変更を行い、町民の方にも関心を持っていただき、開かれた議会を推進し、今後とも議会の活性化に向け努力をしていきたいと考えております。

以上、議会運営委員会の研修報告とさせていただきます。

**○議長（緒方哲哉君）** 以上で議会運営委員会委員の研修報告を終わります。

---

#### **日程第6 議員派遣について**

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第6、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣についてはお手元に配付のとおり派遣することにしたいと思えます。なお、日程等に変更があった場合は、議長に一任していただきたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。

よって、議員派遣についてはお手元に配付のとおり派遣することと日程等の変更については議長に一任することに決定いたしました。

---

#### **日程第7 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について**

#### **日程第8 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について**

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第7、総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について、日程第8、産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について、以上の2件については一括議題とします。

お手元に配付のとおり、総務文教、産業厚生の中の二つの常任委員会から閉会中の継続審査の申し出がっております。

お諮りします。

ただいま申し出の二つの常任委員会からの申し出書のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会から申し出については、申し出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

---

#### **日程第9 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について**

**○議長（緒方哲哉君）** 日程第9、議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員会から閉会中の継続審査の申し出がっております。申し出のとおり閉会中の継続審査にしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（緒方哲哉君）** 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

以上をもって本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これで会議を閉じます。

閉会前にあたり、町長より御挨拶をお願いいたします。

奥名町長。

**○町長（奥名克美君）** 9月定例会の閉会にあたり一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、9月11日から本日までの5日間にわたり、御提案をいたしました人事案件、決算の認定案件、承認案件、報告案件、条例案件、指定金融機関の指定案件、平成27年度一般会計補正予算などの多くの案件につきまして精力的に御審議いただき、いずれも原案どおり御議決をいただき、本日ここに閉会の運びになりましたことは、町政の執行にあたり、御同慶に存ずるものであります。

ここに御議決をいただきました平成27年度一般会計補正予算を初め、各議案の成立によりまして、これからの町政全般にわたり、なお一層の政策推進を図るとともに、住民の皆様の安全・安心な生活の確保と福祉の向上に努めてまいります。

また、今議会で御指摘をいただきましたことは、今後の町政運営に生かしていく所存でございます。

今後とも、町政発展のため特段の御協力と御指導をいただきますよう心からお願い申し上げます、閉会の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

**○議長（緒方哲哉君）** それでは、私のほうから本定例会の閉会にあたり一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は11日に開会、本日15日までの5日間にわたり、多数の重要案件を終始熱心に審議され、本日ここに全て議了し、無事に閉会の運びとなりました。議員各位並びに執行部におかれましては、終始精力的な御審議をいただき、厚くお礼を申し上げる次第であります。

今後とも町民の負託と御期待に応えるべく、さらなる御尽力を賜りますよう、お願い申し上げます。

最後に、皆様にはくれぐれも健康に御留意いただきますよう、お祈り申し上げ、平成27年第3回甲佐町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

---

閉会 午前11時44分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

甲 佐 町 議 会 会 議 録  
平 成 2 7 年 第 3 回 定 例 会

平 成 2 7 年 9 月 発 行

発 行 人 甲 佐 町 議 会 議 長 緒 方 哲 哉  
編 集 人 甲 佐 町 議 会 事 務 局 長 岡 本 幹 春  
作 成 大 和 速 記 情 報 セ ン タ ー T E L ( 0 9 2 ) 4 7 5 - 1 3 6 1

甲 佐 町 議 会 事 務 局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4  
電話 (096) 234-1198